早稲田
政治經濟學雜誌
The Waseda Journal of Political Science and Economics
第394号　2019年 1月31日

■ 特　集　アマルティア・セン教授名誉博士記念特集号

アマルティア・センの規範的経済学 …… 鈴村興太郎
人権と私たちの義務 …… アマルティア・セン（訳：谷澤正嗣）
集合概念と要素概念 …… 若松良樹
アローとセン――社会的選択理論の成立とその批判的展開―― …… 後藤玲子

■ 投稿論文

戦後今治タオル工業における革新的企業者の育成：
　近藤憲司の松下電器産業時代を中心に …… 辻　智佐子

早稲田大學政治經濟學會 The Waseda Society of Political Science and Economics

『早稲田政治經濟學雜誌』
論文投稿規程

2016 年 7 月 7 日改定

早稲田大學政治經濟學會（以下，本学会）は，『早稲田政治經濟學雜誌』に掲載する研究論文を以下の要領で公募します。

1　公募する論文

「政治および経済に関する学術の研究，啓発」という本学会の趣旨に合致する学術的な研究論文。ただし，以下は除きます。

⑴　研究ノート・展望論文（判例研究・学界展望論文も含む）および書評。

⑵　既に公刊された論文，他雑誌等で公刊される予定の論文，他雑誌等に投稿中の論文，および翻訳。

2．投稿方法

⑴　投稿論文は，別に定める執筆規程に従い，原則として電子ファイル（PDF 形式）で作成・保存し，下記の編集委員会のメールアドレス宛に，メールの添付ファイルとして送信してください。メールの件名は，「『早稲田政治經濟學雜誌』投稿論文の送付」としてください。

⑵　メール送信中や郵送中の事故等による論文の破損や紛失については，本学会は責任を負いません。各自でバックアップを作成・保管してください。

3．論文の書式

論文の書式については，早稲田大学政治経済学部ウェブサイト上の「早稲田大学政治經濟學會」のページ（http://www.waseda.jp/fpse/pse/research/）に掲載の日本語 / 英語論文等執筆規程を参照してください。

4．論文の審査

投稿された論文については，本学会の規定する審査を経て編集委員会において採否を決定します。

5．著作権

投稿された論文の著作権は，「早稲田大學政治經濟學會著作権規程」に拠るものとします。

6．公開

『早稲田政治經濟學雜誌』は早稲田大学政治経済学部ウェブサイトおよび早稲田大学リポジトリにおいて，公開します。論文を投稿する場合は，これに同意したものとします。

〒 169-8050　東京都新宿区西早稲田 1-6-1
早稲田大学政治経済学部内
早稲田大學政治經濟學會　編集委員会
メールアドレス：wjpse@list.waseda.jp

以　上

編集委員会（☆は委員長）

瀬川　至朗　　戸堂　康之　　仲内　英三
☆永田　　良　　中村　英俊　　白木　三秀
都丸　潤子

早稲田政治經濟學雜誌　第 394 号　目 次

特　集　アマルティア・セン教授名誉博士記念特集号

アマルティア・センの規範的経済学　鈴村興太郎　2
人権と私たちの義務　アマルティア・セン（訳：谷 澤 正 嗣）　9
集合概念と要素概念　若 松 良 樹　18
アローとセン――社会的選択理論の成立とその批判的展開――　後 藤 玲 子　30

投稿論文

戦後今治タオル工業における革新的企業者の育成：
　近藤憲司の松下電器産業時代を中心に　辻　智佐子　41

本書のコピー，スキャン，デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは，たとえ個人や家庭内での利用でも著作権法違反です。

アマルティア・センの規範的経済学

鈴村興太郎*

1. はじめに

アマルティア・センが重要な学術的貢献を挙げた分野は，厚生経済学と社会的選択の理論，正義論を中核にする道徳哲学と政治哲学にわたっている。センが1998年ノーベル経済学賞を受賞した際には，経済学の倫理的な側面に対する創造的な貢献が彼の業績評価の核心としてスポットライトを浴びたのは当然のことだが，センの研究は自由論・権利論・民主主義論を中心に，道徳哲学と政治哲学への幅広い関心に終始一貫して裏打ちされている。また，彼の貢献は規範的経済学の基礎論に寄与する理論的な性格のものだが，その研究活動は理論家のサークル内部の人びとだけが理解する秘儀的なゲームに限定されてはいない。《人間生活の改善の道具》（アーサー・ピグー）を鍛える実践的な研究の水路を開拓して，応用研究と実践活動に多大な影響を及ぼしてきた業績が質量ともに多いことは，彼の貢献の顕著な特徴として指摘に値する。この事実は，人びとの処遇の衡平性に関して彼が推進してきた先駆者的な研究の影響力，貧困・飢餓・飢饉に関する彼の理論的な研究が開発経済学の分野で革新的な研究を誘発してきた事実，国連と世銀の開発援助政策の変貌に彼が担った役割から明瞭に見て取ることができる。

また，センの研究の中核に位置する理論的成果から生まれる政治的メッセージを積極的に発信する努力も，彼の精力的な活動の重要な一部となっている。この活動の代表的な事例としては，中国の《大躍進》期に静かに進行していた悲惨な大飢饉を，ベンガル大飢饉以降のインドでは，飢饉が絶えて発生してないという事実と対照して，報道の自由と民主的な選挙制度が飢饉の予知と防止に果たす機能を浮き彫りにした研究［Sen（1981; 1999)］，ジェンダーの衡平な処遇を要求する声を強力に推進した衝撃的なエッセイ“More Than 100 Million Women Are Missing”［Sen（1990)］，アメリカ大統領の予備選挙の制度的な仕組みに重要な問題を提起したエリック・マスキンとの共同研究［Sen and Maskin（2017)］を挙げることができる。

この論文では，厚生経済学と社会的選択の理論の生成過程を簡潔に辿りつつ，この分野に果たしてきたセンの貢献の骨格を解説することにする。《解説》とはいえ，以下の議論は通説的な理解を祖述することに限られてはいない。むしろ，規範的経済学の分岐点に関する私の理解は，センの貢献の特異性に読者の関心を招くために通説的な理解にあえて挑戦する議論を含んでいることを，冒頭でお断りしておくことにしたい。

2. 厚生経済学の《新》と《旧》並びに社会的選択の理論

規範的経済学へのセンの主要な貢献の核心には，厚生経済学の情報的基礎の再構築と，社会的選択の理論の創造的な革新がある。

厚生経済学（Welfare Economics）は，ジェレミー・ベンサムに端を発するイギリス功利主義の伝統を継承したアーサー・ピグーの『厚生経済学』［Pigou（1920)］によって，独立した研究分野と

＊　早稲田大学名誉教授・栄誉フェロー，日本学士院会員

して確立された。その序文の末尾には，経済学者が追求する複雑な分析は単なる頭脳の訓練ではなく，《人間生活の改善の道具》を鍛造する作業なのだというピグーの創業の理念が，印象的に述べられている。この理念を具体化するためには，人間生活の《改善》を目指す前提として【善】の観念を明確にする必要がある。ピグーの『厚生経済学』は彼が前提する【善】の観念を明示していないが，彼の厚生経済学の道徳哲学的な基礎がジェレミー・ベンサムに発端する《功利主義》哲学の岩盤に立脚することは，多くの研究者が認めているところである。【善】のこの観念を承認すれば，人間生活の【善】の追求とは，人びとの《最大多数の最大幸福》の実現を志向することに他ならないことになる。エッジワースと同様に，ピグーにとって人びとが財やサービスから得る《効用》は，彼らが持つリンゴと同様に個数を数えて，個人間で大小比較ができる《基数的》（cardinal）で《個人間で比較可能》（interpersonally comparable）な概念だった。それだけに，社会にとって望ましい経済的な変化とは，個人的な効用の社会的な総和を最大化する経済的な変化であると考えるのは，論理的に当然であるとはいわないまでも，自然なことだと思われていたのである。

ピグーの【旧】厚生経済学の功利主義的な情報的基礎を破壊する批判の口火は，厚生経済学の建設の槌音も未だ静まらない 1930 年代初頭，ライオネル・ロビンズ［Robbins（1932）］によって切られている。ロビンズによれば，異質的な人びとの効用を個人間で比較するとか社会的な総和を作ることには《科学的》な根拠はなく，人びとの間に利害の対立が生じる状況で社会的な《改善》を客観的に判定することは，不可能な課題なのだった。彼の批判はピグーの厚生経済学の信認を大きく揺るがせ，人間生活の《改善》の科学を標榜する厚生経済学を志向する若い世代に，大きな衝撃をもたらした。ロビンズの批判の激震を自らも体験したポール・サミュエルソンは，彼一流のレトリックを駆使して印象的な証言を残している。彼によれば，「ロビンズが王様は裸だと叫んだとき，つまり異なる人びとの効用を比較することの規範的な妥当性を，客観的な科学が用いるどのような経験的観察によっても検証も証明もできないと述べたとき，その時代のすべての経済学者たちは，突然寒空のもとで自分は裸であると感じたのだった。彼らのうちの多くは【善】を求めて経済学を専攻したのに，彼らの仕事は配管工や歯医者，あるいは会計士のようなものにすぎないと途中で気づかされることは悲しい衝撃だった」［Samuelson（1981）］のである。このような経緯を辿って，ピグーの厚生経済学には早々に【旧】厚生経済学という烙印が押されたのだが，ピグーの創業の理念をそれで一挙に埋葬するには彼が提起した課題はあまりに重要だった。そのために《人間生活の改善の道具》を鍛える経済政策論の基礎を新たに探求するプログラムを序数的で個人間比較を要求しない情報的な基礎に立脚して再構成する企てを，その後の多くの研究者が追求するようになった。【新】厚生経済学と総称されるこの試みには，イギリスでニコラス・カルドアとジョン・ヒックスによって先導された《補償原理》学派と，アメリカでアブラム・バーグソンとポール・サミュエルソンによって先導された《社会厚生関数》学派という，明瞭に識別可能な二支流があった。

【新】厚生経済学の構造とその評価の詳細な解説は近刊予定の私の著書（鈴村興太郎『規範的経済学への招待』有斐閣）に譲ることにして，センの業績の意義とその評価を浮き彫りにする目的に絞って，1950 年代にケネス・アロー［Arrow（1951）］が展開した社会的選択の理論と一般不可能性定理に関して，必要最小限の解説を与えておくことにしたい。

補償原理学派の【新】厚生経済学は，ある経済的な変化から受益する人びとと損失を被る人びととの間で仮説的な補償がなされることを前提に，その変化の是非を判断する【善】の基準の射程を，人びとの個人的判断が全員一致する状況から，人びとの間で異論の余地がある状況にまで，拡張する試みだった。これに対して，社会厚生関数学派の【新】厚生経済学は，社会的な【善】の判断基準は経済学者がその形成手順に関心を持つべき概念ではないこと，彼らは経済学の外部から与えられる【善】の判断基準が《最善》と認定する選択肢を，効率的に達成できる政策の設計及び実装に専念すべきであることを，高らかに宣言したのだった。この学派の【新】厚生経済学は，現在も多くのミクロ経済学の教科書で，当然の真理であるかのように解説されている。

アローの『社会的選択と個人的評価』［Arrow (1951)］は，【新】厚生経済学の両学派に対する批判を踏まえて，規範的な経済学の軌道を大きく変革する役割を果たした古典である。補償原理学派の【新】厚生経済学に対してアローは，この学派が構成する【善】の判断基準の論理的な破綻を指摘するとともに，仮説的な補償という理論的な虚構を梃子として，現実の利害対立を解決する役割を回避して社会的な選択を決定する考え方に，倫理的な観点からの批判を投げかけた。彼はまた，社会厚生関数学派の【新】厚生経済学に対しては，社会的な【善】の判断基準を経済学の外部から指定される《与件》と見做す考え方には安住せず，社会を構成する人びとが表明する個人的な【善】の判断を民主的な手続きで集計して，社会的な【善】の判断を内生的に形成する任務を，厚生経済学の正当な課題に位置付けることを主張した。この主張こそ，彼の社会的選択の理論が達成した《量子力学的な飛躍》(quantum leap) だった。この飛躍には，2つの重要な側面がある。

第一に，バーグソン＝サミュエルソンが導入した社会厚生関数は，社会的な【善】に関わる《価値》の分析を経済学者の守備範囲から追放して，厚生経済学の本来の守備範囲を，所与の《価値》を最善に達成する選択肢を実装するゲームの設計に限定することを目的に導入された概念だった。社会的な【善】に関わる《価値》の世界と，その価値に照らして《最善》な選択肢の社会工学的な実装に関わる《事実》の世界を，バーグソン＝サミュエルソンのように整然と二分する考え方とは真っ向から対立して，アローの社会的選択の理論は社会的な【善】の民主的な形成という問題を厚生経済学の正統な課題に据えて，《価値》の世界と《事実》の世界を二分する考え方から脱却する tour de force に，大きな貢献を果たしたのである。実のところ，《価値》の世界と《事実》の世界を整然と分離する企ての原理的な可能性に関しては，哲学者の間でも激しい論争が戦われてきた。この論争の過程で重要な役割を担ったヒラリー・パトナム［Putnam (2002)］によれば，「事実/価値二分法に関して最悪のことは，実際上それが議論停止装置として，しかも単なる議論停止装置ではなくて，思考停止装置として機能」することである。アローは社会的な【善】を追求する厚生経済学を，パトナムが警鐘を鳴らした思考停止装置から解放して，人間生活の改善の道具を探求する軌道を刷新したのである。アローのこの貢献を踏まえて，社会的な【善】を追求する厚生経済学の具体的な充実に独創的な進路を開発した経済学者こそセンだったといってよい。

アローが達成した第二の飛躍は，彼が確立した《一般不可能性定理》である。補償原理学派と社会厚生関数学派の【新】厚生経済学が共通して前提した情報的基礎を継承して，アローの社会的選択の理論は，序数的で個人間比較が不可能な個人的な選好順序のプロファイルを投入して，序数的な社会的選好順序を産出する選好集計ルールを考察の中核に位置付けた。自らの議論の《場》をこうして設定した上で，アローは民主的・情報効率的な選好集計ルールは，特定の個人（独裁者）の選好順序を社会的な選好順序として神聖視する独裁的ルールしか存在しないという主旨の衝撃的な定理を論証した。社会的選択を個人的な選好評価の民主的な集計によって基礎付ける試みには，根本的な論理的障碍が立ち塞がっていることを剔抉したこの定理は，表面的には徹底的に破壊的な命題である。ダンテ『神曲』の地獄の門の銘文（われを過ぎんとするものは一切の望みを捨てよ）にも似て，アローの定理は，厚生経済学が《価値》の世界から諦念とともに静かに退却して，ピグーの創業宣言から遥かに隔たった地点に後退する口実とされることさえあった。これに対してセンは，アローの一般不可能性定理が発信するメッセージは決して破壊的なものでも悲観的なものでもないこと，それは人間生活の改善の道具を求める積極的な研究において，《発見手続き》(Discovery Procedure) として機能する豊かな可能性を持っていることを説得的・具体的に例示して，大きな足跡を残したのである。

3. センの貢献の第一の主軸

厚生経済学と社会的選択の理論へのセンの貢献は多岐にわたるのだが，以下ではセンの社会的選択の理論の主著『集団的選択と社会厚生』［Sen (1970/2017)］と，彼の政治哲学の主著『正義の

アイディア』［Sen（2009）］から，とりわけ顕著な貢献の数例を取り上げて解説することにしたい。

『集団的選択と社会厚生』が提唱した建設的な研究計画は，【新】厚生経済学に浴びせられた《エレガンス・ニヒリズム》という冷淡な皮肉や，社会的選択の理論に冠された《不可能性の科学》（Science of the Impossible）という酷薄な標語を払拭できる実質を備えていた。振り返ってみると，【新】厚生経済学の両学派とアローの社会的選択の理論は選好の個人間比較の可能性を完全に排除して，功利主義的な情報的基礎に立つピグーの厚生経済学を地軸の北極に据えるとき，地軸の別の極端――南極――に立つ旗幟を鮮明にしていた。このように，地軸の両極端を厚生経済学の情報的基礎に据える純粋主義者の考え方を巧妙なレトリックを用いて批判しつつ，センは『集団的選択と社会厚生』の研究プランを際立たせることに成功したのである。

> [W]hile 'pure' systems of collective choice tend to be more appealing for theoretical studies of social decisions, they are often not the most useful systems to study. With this in view, this book [*Collective Choice and Social Welfare*] has been much concerned with 'impurities' of one kind or another, e.g., *partial* interpersonal comparability ..., *partial* cardinality ..., *restricted* domains ..., *intransitive* social indifference ..., *incomplete* social preference ..., and so on. The pure procedures, which are more well-known, seem to be the limiting cases of these systems with impurities.
>
> Both from the point of view of institutions as well as that of framework of thought, the impure systems would appear to be relevant. .... [W]hile purity is an uncomplicated virtue for olive oil, sea air and heroines of folk tales, it is not so for systems of collective choice.

このように，《不純》なシステムの考察に多彩な道筋を付けることが，センの社会的選択の理論が意図した役割の一つだったことは間違いない。だが，既存の純粋システムを補完する低純度のシステムの開発こそ彼の貢献の太宗であると考えるのは，私見によれば早計である。彼の貢献の最大の意義は，アロー理論の射程を越えて，社会的選択の理論の研究領域を大きく拡張したことだった。その拡張を通じて効率性至上主義に陥っていた【新】厚生経済学を旋回させて，所得や富の分配の衡平性の研究，個人の自由主義的な《権利》と公共の《福祉》との内在的な衝突（パレート派リベラルの不可能性定理）の発見と解決，貧困と飢餓の理論と計測の分析的枠組みの展開に大胆に踏み込んだこと，アダム・スミスが『道徳感情論』［Smith（1759）］で道徳哲学の情報的基礎として導入した《同感の論理》を精緻化して，ジョン・ロールズの『正義論』［Rawls（1971/1999）］を公理化する研究のように，厚生経済学の研究領域を外延的に拡張したことこそ，センの貢献の真価として認識されるべきであると思われる。

4．センの貢献の第二の主軸

センの哲学における代表作は，『正義のアイディア』［Sen（2009）］である。この著書でセンはヨーロッパ啓蒙主義思想以降の正義論の系譜を，大胆に二分割した。ジャン・ジャック・ルソーに源泉を持ち，イマニュエル・カントを経由して，ジョン・ロールズによって継承された《超越論的制度主義》（Transcendental Institutionalism）の系譜と，アダム・スミス，コンドルセ，ウルストンクラフト，ベンサム，J・S・ミル，ピグーを経てアローに流れ込んだ《比較評価アプローチ》（Comparative Assessment Approach）の系譜である。センによれば正義論の両系譜は以下のように識別される。

> One approach, which can be called 'transcendental institutionalism,' has two distinct features. First, it concentrates its attention on what it identifies as perfect justice, rather than on relative comparisons of justice and injustice. It tries only to identify social characteristics that cannot be tran-

> scended in terms of justice, and its focus is thus not on comparing feasible societies, all of which may fall short of the ideals of perfection. The inquiry is aimed at identifying the nature of 'the just,' rather than finding some criteria for an alternative being 'less unjust' than another. Second, in search for perfection, transcendental institutionalism concentrates primarily on getting the institutions right, and it is not directly focused on the actual societies that would ultimately emerge. ... The overall result was to develop theories of justice that focused on transcendental identification of the ideal institutions [Sen (2009, pp. 5–6)].

超越論的制度主義の系譜に連なる正義論は，理想的な正義に適う制度を特徴付けることに専念した。これに対して，比較評価主義の系譜に連なる正義論は，現実社会に蔓延する不正義を漸進的に改善することこそ正義論の主要な任務であると考えた。正義論の文脈で導入されたセンのこの系譜論は，人間生活の改善の道具を探求して，《厚生経済学の貧困》を克服する研究プログラムを模索する規範的経済学の研究作業に対しても，重要な含意を持っている。事実，ベンサム流功利主義の基礎に立つピグーの【旧】厚生経済学には，両立不可能な２つの理解方法がある。

第一の理解方法は，《最大多数の最大幸福》という功利主義思想の旗印を個人的な効用の社会的な総和の最大化と解釈して，ピグーの【旧】厚生経済学の研究プログラムを「実行可能な社会的選択肢の集合内で，個人的効用の社会的総和を最大化する《最善》の選択肢を発見して，その選択肢を実装する経済の制度的な仕組みを設計せよ」と表現する方法である。

ピグーの研究プログラムに対する第一の理解方法は，社会厚生関数学派の【新】厚生経済学との関わりで，厚生経済学の【新】と【旧】の対比についても従来と異なる展望に導くことになる。この点を説明する準備として，社会厚生関数学派の【新】厚生経済学の標準的な研究プログラムを，「実行可能な社会的選択肢の集合内で，個人主義的なバーグソン＝サミュエルソンの社会厚生関数を最大化する《最善》の選択肢を発見して，その選択肢を実装する経済の制度的仕組みを設計せよ」と表現しておくことにする[(1), (2)]。

ピグーの研究プログラムの第一のシナリオと，社会厚生関数学派の【新】厚生経済学のシナリオを並置して，ロビンズの批判を契機に厚生経済学の【旧】版を清算して【新】版を模索する作業が開始された経緯を踏まえるとき，両者が前提する【善】の観念――個人的効用の社会的総和 versus 社会厚生関数――の相違に専ら関心が絞られてきたことには，無理もない側面がある。２つの研究計画が前提する社会的な【善】の観念の対照的な性格は確かな事実であり，その事実は 1930 年代の経済学の《序数主義革命》（Ordinalist Revolution）の観点から重要でもある。だが，ここでさらに重視したい点は，両者が厚生経済学の研究課題を《制約条件下の最適化》（Constrained Optimization）のシナリオにより把握するという点では，全く同じ軌道に乗っている――同じ穴の貉である――という事実である。ピグーの研究計画の第一のシナリオを受け入れている限り，【旧】厚生経済学と社会厚生関数学派の【新】厚生経済学は，《超越論的制度主義の規範的経済学》の変種であるに過ぎないことを承認することになるのである。

ピグーの研究プログラムに対する第二の理解方法は，功利主義思想の旗印にではなく，ピグーの創業の理念に忠実に，「不完全な現状（status quo）から出発して，漸進的に改善する選択肢を処方すること，的確な選択肢を実装できる経済の制度的な仕組みを設計すること」を厚生経済学の正統な任務であると考える方法である。この理解方法に従えば，ピグーの【旧】厚生経済学の生成と崩壊以降の規範的経済学の展開について，《超越論的制度主義の規範的経済学》と対照的な展望を拓くことができる。

第一に，仮説的補償原理学派の【新】厚生経済学は，不完全な現状（status quo）を改善する方法を模索した《比較評価主義の規範的経済学》の試みの先駆者的な一例として，復権される資格があると思われる。この学派が模索した厚生判断の基準が論理的にも倫理的にも破綻したことは事実だが，その歴史的な意義までも抹消するのは不適切であるというのが，私の現状認識なのである。

第二に，比較評価主義の規範的経済学は，アローの社会的選択の理論の意味と意義に関しても，新たな理解の契機となることを指摘したい。社会厚生の分析的な枠組みとしてアローが構成した社会的選択の理論には，様々な観点から批判が投げかけられてきたが，重要な批判のうちのひとつは《羨望のない状態としての衡平性》（Equity-as-No-Envy）の理論の研究者によるものだった。この批判の典型例は次のようなものである。

> Social [choice] theory asks for too much out of the [social aggregation] process in that it asks for an entire *ordering* of the various social states (allocation in this case). The original question asked only for a "good" allocation; there was no requirement to rank all allocations. The fairness criterion in fact limits itself to answering the original question. It is limited in that it gives no indication of the merits of two nonfair allocations, but by restricting itself in this way it allows for a reasonable solution to the original problem [Varian (1974, p. 65)].

> The requirement of a social ordering is indeed problematic at first sight: Why would we want to know the 193th best alternative? Only the first best is required for the choice [Kolm (1996, p. 439)].

これらの批判の要点は，社会的に《最善》の選択を行う手段としてみる限り，アローの社会的選択の理論のように，全ての選択肢の優劣をランクする社会的選好順序を要求する必要はなくて，直裁に《最善》の社会的選択肢さえ知れば，それで十分だということに尽きている。この批判は暗黙のうちに《超越論的制度主義の規範的経済学》の立場に依拠して，《最善》の社会的選択肢の特徴付けとその実装に導く制度の設計に専念する考え方に軸足を据えている。対照的に，《比較評価主義の規範的経済学》の考え方に軸足を据える場合には，《最善》の社会的選択肢に視点を絞ることは不可能であって，どのように不完全な現状であっても，それを改善する選択肢を発見して，実装する必要がある。そのためには，ありとあらゆる社会的選択肢の相対的な優劣を比較できるアローの社会的選好順序の構成可能性が正統な研究課題となるのである。『正義のアイディア』でセンがアローを比較評価アプローチの重要なプレーヤーに位置付けた理由は，まさにこのような考え方に立つものだったと私は理解している。

5． 血の通った厚生経済学

《最後の功利主義者》と呼ばれたジェームズ・ミード（1907–1995）の生誕 80 年を言祝ぐ論文で，ロバート・ソローは次のように述べている。

> I suppose Meade's effort could be described as fundamental welfare economics, but welfare economics with red corpuscles, not the sort of attenuated theory that concludes that if only everything were convex and everybody knew everything and there were perfect markets for all future contingent commodities, including contingencies for which no vocabulary now exists, then with costless lump-sum transfers we could make all for the best in the best of imaginable worlds. Meade expects welfare economics to provide advice, not resignation [Solow (1987, p. 986)].

ソローがいう《血の通った厚生経済学》（Welfare Economics with Red Corpuscles）は，私がピグーの研究プログラムに対する第二の理解方法と呼んだ厚生経済学の比較評価アプローチのひとつの理念型である。規範的経済学の分野におけるセンの多岐にわたる活動は，ピグーとミードの血の通った厚生経済学の理念型に強固な理論的基礎を提供するとともに，現代の規範的な経済学に実際に血を通わせる実践活動にも及んでいるというのが，私の評価なのである。

［注］

(1) 個人主義的なバーグソン＝サミュエルソンの社会厚

生関数とは，任意の社会的な選択肢における社会厚生の（序数的）数値指標を，その選択肢で各個人が享受する（序数的）効用プロファイルを集計して形成する関数のことである。

(2) 社会厚生関数学派の【新】厚生経済学の研究プログラムに対する本文中の表現は，ミクロ経済学の標準的なテキストブックで広範に採用されている方法に他ならない。

［参照文献］

Arrow, Kenneth J., *Social Choice and Individual Values*, New York: John Wiley & Sons, 1951.

Kolm, Serge-Ch., *Modern Theories of Justice*, Cambridge, Mass.: MIT Press, 1996.

Pigou, Arthur C., *The Economics of Welfare*, London: Macmillan, 1st edn., 1920; 4th edn., 1932. 永田　清・千種義人監修，気賀健三・千種義人・鈴木諒一・福岡正夫・大熊一郎訳『厚生経済学』東洋経済新報社，1953–1955 年。

Putnam, Hilary, *The Collapse of the Fact/Value Dichotomy and Other Essays*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2002. 藤田晋吾・中村正利訳『事実/価値二分法の崩壊』法政大学出版局，2006 年。

Rawls, John, *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: The Belknap Press of Harvard University Press, 1st edn., 1971; 2nd edn., 1999. 川本隆史・福間　聡・神島裕子訳『正義論』［改訂版］紀伊国屋書店，2010 年。

Robbins, Lionel, *An Essay on the Nature and Significance of Economic Science*, London: Macmillan, 1st edn., 1932; 2nd edn., 1935. 小峯　敦・大槻忠史訳『経済学の本質と意義』京都大学学術出版会，2016 年。

Samuelson, Paul A., "Bergsonian Welfare Economics," in Steven Rosefielde, ed., *Economic Welfare and the Economics of Soviet Socialism: Essays in Honor of Abram Bergson*, Cambridge, Mass.: Cambridge University Press, 1981, pp. 223–266.

Sen, Amartya K., *Collective Choice and Social Welfare*, original edition, San Francisco: Holden-Day, 1970. Expanded edition, London: Penguin Books, 2017. 鈴村興太郎監訳『集団的選択と社会厚生』勁草書房，2019 年に出版予定。

Sen, Amartya K., *Poverty and Famine: An Essay on Entitlement and Deprivation*, Oxford: Oxford University Press, 1981.

Sen, Amartya K., "More Than 100 Million Women Are Missing," *The New York Review of Books*, 20 December 1990.

Sen, Amartya K., *Development as Freedom*, Oxford: Oxford University Press, 1999. 石塚雅彦訳『自由と経済開発』日本経済新聞社，2000 年。

Sen, Amartya K., *The Idea of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2009. 池本幸生訳『正義のアイデア』明石書店，2011 年。

Sen, Amartya K. and Eric Maskin, "The Rules of the Game: A New Electoral System," *The New York Review of Books*, January 19, 2017.

Smith, Adam, *The Theory of Moral Sentiments*. Printed for A, Millar, in the Strand and A. Kincaid and J. Bell, in Edinburgh, 1759. Republished in London: Penguin, 2009, with an Introduction by Amartya K. Sen. 村井章子・北川知子『道徳感情論』日経 BP 社，2014 年。

Solow, Robert M., "James Meade at Eighty," *Economic Journal*, Vol. 97, 1987, pp. 986–988.

Suzumura, Kotaro, *Rational Choice, Collective Decisions, and Social Welfare*, original edition, New York: Cambridge University Press, 1983. Paperback edition, 2009.

鈴村興太郎『厚生と権利の狭間』［研究者自伝］ミネルヴァ書房，2014 年。

Suzumura, Kotaro, *Choice, Preferences, and Procedures: A Rational Choice Theoretic Approach*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2016.

鈴村興太郎『厚生経済学と経済政策論の対話：福祉と権利，競争と規制，制度の設計と選択』東京大学出版会，2018 年。

鈴村興太郎『規範的経済学への招待：厚生経済学と社会的選択の理論』有斐閣，2019 年出版予定。

Varian, Hal R., "Equity, Envy, and Efficiency," *Journal of Economic Theory*, Vol. 9, 1974, pp. 63–91.

人権と私たちの義務

アマルティア・セン*（訳：谷 澤 正 嗣†）

1

人権とは，市民権，国籍，居住地，人種，階級，ジェンダーに関係なくあらゆる人間が当然持つ権限であるという観念は，起源の点では比較的最近のものかもしれません。にもかかわらずこんにちでは，政治や社会や経済に関わる議論のなかで，私たちがお互いに義務として負っているものは何かについてコメントするうえで，地球上のいたるところでこの観念が繰り返し引き合いに出されています。人権の概念は実にさまざまな文脈で呼び出されています。私的生活における基本的な自律と関連する個人的自由への権利，権威主義体制による蹂躙に対抗する民主的権利，基本的な政治的自由を要求する市民的権利，飢餓と困窮に対抗する経済的権利，医療を求める健康のための権利，読み書きができないことを克服するための学校や機会を手にする教育上の権利，少数派の生活スタイルを追求する自由を保護するゲイやレズビアンの権利，他にもいろいろあります。現代世界において人権の観念が広い範囲に姿を現わしていることは，基本的自由の実現を手助けする義務を私たちがお互いに負っているのだということを思い出す助けとなります。

人権と義務の結びつきは，さまざまな方向に入り込んできます。そのなかには法的な回路もあれば，法的でない回路もあるのです。しかし，こうした複雑な問題に入っていく前に，手短に次のことを思い出しておくのも有益でしょう。地球上のいたるところで倫理的思考において重要な存在となってきた人権の観念は，18 世紀のポスト啓蒙主義の世界で法的思考のなかに正式に取り入れられたのですが，それはどのようにしてであったかということです。

人権の観念が法的思考に入ってくるのに貢献した，祖先となる観念には，いろいろなものがあります。重要な源泉の一つは「自然権」の観念でした。これは，18 世紀の世界ではすでに十分確立された概念でした。もっとも，自然権は典型的には，殺されない権利，騙されない権利，強盗にあわない権利といった，いくつかの個別的な特権を指すものとしかみなされなかったのではありますが。人権の観念の出現についての傑出した歴史家であるリン・ハントは次のように論じています。「1689 年［イングランドの権利章典］と 1776 年［アメリカの独立宣言］の間のある時点で，それまではほとんどの場合にある特定の人びと――たとえばイングランド人――の権利と見なされてきた権利が，人権，普遍的自然権，フランス人が人間の権利と呼んだものへと姿を変えたのである」[(1)]。

1776 年のアメリカ独立宣言は，全人類の権利に呼びかけました。そしてこの呼びかけは，アメリカ憲法全体の基盤に結びつくように意図されていました。独立宣言は，人権の道徳的力が原理において受け入れられるための原動力の一つのようなものだったのです。もっとも，そうした普遍主義的な観点が，アメリカ憲法の条文へと実際に翻訳されたとき，その翻訳はすべての人を包含してはいなかったのですが。自由市民の権限と奴隷の権限の間，そして――現実には――白人の権利と

＊　ハーバード大学ラモント特任教授及び経済学・哲学教授
†　早稲田大学政治経済学術院准教授

アメリカへ連れてこられたアフリカ人の権利の間には，数々の明白な差異がありました。この差別が取り除かれるには――アメリカ南北戦争，奴隷制の廃止とその他の法的，社会的な変更を含む――長い時間がかかったのです。

アメリカ独立革命は，18 世紀における普遍的人権の最も強力な主唱者たちに大きな影響を持ちました。とりわけそこには，1776 年以降のフランスの革命主義者たちが含まれます（このことはフランスの革命思想の指導者の一人だったマルキ・ド・コンドルセが明快に論じています）[(2)]。それなのに，独立宣言における人びとの権利についての普遍主義的な主張は，1787 年に採択されたアメリカ憲法には適切に反映されませんでした。あらゆる人びとの普遍的権利が憲法上の保護を必要とするかぎりにおいて，それらの権利は，権利章典へと連なる 1791 年の憲法改正を通じて具体化される必要がありました。けれども，一般的には，この時期のアメリカの立法は，権利章典を含めて，独立宣言の行った普遍性への呼びかけを共有していたとは言いがたいのです。南北戦争に先立つ，この時代のアメリカの法制度全体は，これ以前の数世紀の間にアメリカ社会に連れてこられた奴隷が，数多くの権利の範囲の外に放置されることを許していました。白人のアメリカ人には，そうした権利に訴えかけることが可能だったのにです。実際のところ，リン・ハントが書き留めているように，アメリカ権利章典は「ひどく個別主義的な文書」だったのです。しかしその一方で，1789 年にはパリにおいてフランス革命が起こり，大雑把なかたちではありますが人権が明確に主張されました。事実を言えば，1789 年に宣言されたフランス人権宣言は，実は 1791 年のアメリカ権利章典に先んじており，もっとしっかりした普遍主義的な広がりを持っていたのです。

明確に主張され立法化された事柄と，世界において受け入れられた思考様式となった事柄との間の区別もしておかなくてはいけません。というのも，世界的には，フランス革命の精神は，究極的に，より普遍主義的でない思考様式に道を譲ることになったからです。実際のところ，次の世紀になると，ナポレオンの敗北と革命時代の終焉にともなって，普遍主義はじわじわと溺れていきました。1815 年以降になると，認められた権利の顕著な特徴として，ナショナリズムが普遍主義に取って代わったのです[(3)]。

物語はそれからも数世紀にわたり起伏をともなって私たちの時代までずっと続いてきました。「世界人権宣言」は，1948 年に，新たに設立された国際連合によって採択されました。これが起こったのは第二次世界大戦が終わった時です。この戦争がナショナリズム的思考の危険を思い知らせてくれたのです（そしてそれによって，第一次世界大戦がすでにヨーロッパ内部で証明したことを地球規模で確固たるものにしたのです）。いまや世界では，真に普遍主義的で人道主義的な発議の機が熟していました。そしてエレノア・ルーズベルトの指揮のもとで国連は，いたるところの人類すべてになりかわって，いくらか野心的に過ぎたとしても先見の明のあった世界人権宣言に最終調印したのです。人権は何らかの仕方で実現されることを求めているのですから，この宣言はまた一つのグローバルな社会的責任が存在することの断言でもありました。

2

しかしながら，人権の観念はますます支持を集めつつあるにもかかわらず，その観念はまた，多くの批判者によれば基盤を欠いた，それどころかひょっとすると理由と説得力を欠いたものとみなされてもいます。数多くの実践的な議論や主張のなかで「全人類の権利」の言語が頻繁に使用されているのを見て取ることができるのに，そうした使用には，その基盤について，またそれを下支えする諸概念の一貫性についての批判的な精査がちゃんとともなっていないというのは，たしかにその通りです。これは部分的には，人権への呼びかけが，ほとんどの場合，世界を解釈するよりも世界を変えることに関心を持つ人びとの側からなされる傾向があるせいです。

世界を「解釈する」ことと「変える」ことの区別は，27 歳の若者であったカール・マルクスによって最も強力な仕方で用いられました（この区別は 1845 年に書かれた彼の『フォイエルバッハ・テーゼ』に出てきます）。彼は心を揺さぶる言葉

でもって，世界を概念化することにだけ集中するのではなく，世界を変革することを含めて行動することに集中するように呼びかけたのです。「哲学者たちは世界をさまざまな仕方で解釈してきたにすぎない。重要なのは世界を変えることだ」。これは奇妙な言葉です。というのは，マルクスは，何をすべきか――何を変えるべきか――決定するためには，世界の愚かしさの数々を正確に解釈することがいかに重要であるかを熟知していたからです。それどころか，実際マルクスは，変革への呼びかけの前奏曲として，世界をさまざまな仕方で解釈することに彼の残りの人生の多くを費やしたのです。こうした解釈の試みは，1875 年に発表された彼の最後の実質的な著作である『ゴータ綱領批判』においてさえも，主要な焦点となっていました。この著作で彼が探究したのは，個人が持つ，ニーズと関連した要求と，労働および努力と結びついた要求との間の，頑強で架橋できない区別です。私の信じるところでは，世界を解釈することと世界を変えることの区別を強調した点でマルクスは正しかったのです。さらにまた彼は，彼自身の選択を通じて，世界を変えるには世界を解釈する必要がある，解釈抜きに世界を変革したいという献身的な決意を超えていく必要があるという理解にコミットしつづけた点でも正しかったのです。

著書『正義のアイディア』のなかで，またそのほかのいくつかの出版物のなかで，私は次のように論じておきました。人権について理解する最も優れたやり方は，社会倫理における一つのコミットメントを分節化したものとしてそれらの権利を理解することです。このような理解の仕方は，あるコミットメントを持つという点では，ちょうど功利主義の論法を受け入れることに相当しますが，しかしそのコミットメントの中身については，功利主義の論法とはまったく異なったものです(4)。その他の倫理的な信条と同じように，人権もまた論争的であることは言うまでもありません。人権は，普遍的に支持されはしないとしても，倫理的に説得力を持つでしょうか。この問いの観点から見て，私が主張したいことはこうです。人権を，開かれた見識ある精査にかけてみれば，人権はそうした精査を生き延びることができるでしょう。人権の要求が妥当性を持つとしたら，その妥当性は，妨害されることのない批判的な討論を生き延びる力をそれらの要求が持つかにかかっています。

私のこの見解は，人権を人道的な立法の帰結とみなすにせよ，法的権利の先駆けとみなすにせよ，理想的には法的権利であるべきものを指し示すものとみなすにせよ，人権というものを主として法的な観点から理解するのとは対照をなします。人権は立法に反映されるかもしれませんし，立法をインスパイアするかもしれませんし，少なくともある程度は，立法府の注目を要求する理想として役立つかもしれません。しかしながら，私としては，たしかに人権は多くの情況でこうした役割を果たしうるとしても，それでもこうした役割は――言ってみれば――「さらなる事実」なのであって，人権そのものを定義づける特徴と見なされるわけにはいかないのだと主張したいと思います。

人権の法的解釈にいたろうとする試みは多くの人びとにとって何らかの点で魅力あるものと映りましたが，それには非常にもっともな理由がいくつかあります。法的権利という概念はよく確立されていますし，権利の言語は――人権でさえも――法律用語によって影響されています。それに，（たとえば「欧州人権条約」のような）非常に多くの制定法や法的取り決めが，何らかの先行する権利があらゆる人間にあるという信念によって明らかにインスパイアされてきました。古典的な論文「何らかの自然権が存在するか」（1955 年に出版されました）においてハーバート・ハートは，人びとが「自分たちの道徳的権利について語るのは，主としてそれらが一つの法体系に組み入れられることを主張する場合である」と論じました(5)。たしかにこれは，人権に対する訴えかけがなされてきた一つの仕方です。そして人権の観念と人権の有益性をこの文脈でハートは条件付きながら弁護したのですが，彼の弁護が影響力を持ったのも当然のことでした。オックスフォード大学法学部で 2011 年に行われたハーバート・ハート記念講演で私が論じようとしたのは，立法のためのインスピレーションとしての自然権ないし人権のハートの分析によって私たちは影響を受けざるをえないかもしれないけれど，しかしこうした法的な関連を超えていく必要もあるのだということです(6)。

3

人権の観念が，立法のための候補として以外の仕方で理解されることができる――そして実際にされている――ということを見て取るのは重要です。人権を「出番を待っている法」とみなすのを超えてゆくことが大事なのです。立法がぜんぜん含まれていない文脈はたくさんありますし，これから論じてゆくように，いくつかの場合では立法は深刻な誤りです。実際のところ，人権の観念が――しばしば重大な効果をともなって――用いられている事例の多くは，法的権利の問題ではまったくなくて，広く倫理的権利と呼ばれうるものなのです。ある政府が，何らかの人権を侵害している（たとえば，政府の持つ手段を使ってある人にハラスメントをしている）と告発されるとします。その告発に応えるには，そうした人権を保障する法的に確立された規則がその国には存在しないことをたんに指摘するだけでは，本当に十分とは言えないのです。

人権と法の間のこの種の断絶は，たとえば，食糧への権利や医療への権利や一定の基礎所得への権利のような，開発に関連した人権に当てはまります。世界中の多くの――それどころかほとんどの――国は，こうした開発に関連した要求をほとんど法律によって保障していません。そして何らかの人権の侵害と見なされている剥奪のすべてに対して，法律によって適切な備えをしている国など，世界中探してもほとんど見つからないのです。こうした事情は，直ちに一つの問いを提起します。開発に対する人権を基礎としたアプローチは，法律と結びついた観点によって主として導かれるべきなのでしょうか――それが機能するのが，すでに確立された法を通じてにせよ，新しい立法を要求することを通じてにせよ，それとも理想的な立法は何かという観点で少なくとも考えることを通じてにせよ。権利を基礎としたアプローチにも，何らかの仕方で，現実の法か，提案されている法か，それとも想像上の法を中心に編み上げられる傾向を持つようなアプローチもあるでしょう。しかし私としては，そのようなアプローチの適切さに対して，反論しようと思うのです。

もとより，有益な法的可能性もいろいろ存在します。立法は実際に――十分しばしば――人権に反映された倫理的要求を促進する助けとなりえます。多くの関心を持つ市民たちや多くのNGOが，新しい立法を促進することに熱心にかかわってきました。また，人権の倫理的大義が（新しい立法を要求するよりも）既存の法律のよりよい施行を通じて効果的に推進されうることもあります。

けれども，人権アプローチにはそれよりもずっと多くのものがあるのです。倫理的要求は多くの異なった手段によって推進されうるのであって，新しい法律やよりよく施行された法律を求めることはそのうちのたった一つにすぎません。たとえば，人権への訴えかけは，政治的な抗議行動やメディアを通じた批判のために用いられることもありえます。そしてこうした活動はそれらの人権の実現に貢献しうるのです。立法は効果をもたらす唯一のルートではありません。

4

人権と法的権利の間の関係は，実際問題としてかなりの歴史を持つ主題です。理論家のなかには，立法化されていない人権の正統性を否定する人たちもいました。たとえば，フランスで人間の権利の宣言がなされてから少し後に，ジェレミー・ベンサムは，これらの明確な主張を，次のように論じることであっさり退けました。現実の――想像上でなく――ものであるためには，権利というものは立法化されていなければならない，というのは権利とは「法律の子」[7]であるからというのです。ベンサムはこう結論づけました。「自然権というものはたんなるナンセンスである。自然の，法令では動かすことのできない権利（アメリカ人の使うフレーズである）というものは，修辞的なナンセンス，竹馬に乗ったナンセンスである」。

自然的な「人間の権利」の観念をベンサムが拒絶したのは，実質的に言って，「権利」という用語の特権的な使用のレトリックそのもののせいであること――それをとくに法律的な観点から理解したせいであるのを見て取るのはたやすいことで

す。しかしながら，人権が（私たちが互いに負っているのは何なのか，そしてどんな要求を私たちは真剣に受けとめなければならないかを指し示す）重要な倫理的主張であることを意図されているかぎり，こうした要求が必ずしも法的ないし制度的な力を――少なくともまだ――持たないという診断は，実際には的を外しています。

それどころか，1791 年から 92 年にかけて，ベンサムが「人間の権利」を却下する文章を書き記すのに忙しかった時でさえ，権利の倫理的解釈の及ぶ広がりと範囲を探る，力強い試みがなされていました。トマス・ペインの『人間の権利』と，メアリ・ウルストンクラフトの『女性の権利の擁護―政治的および道徳問題の批判をこめて』による試みです。どちらの書物も 1791 年から 92 年にかけて，同じ時期に出版されました。しかしどちらもジェレミー・ベンサムの注意を引くことはなかったようです(8)。しかしながら，私たちはこれらの書物に関心を払うべきです。トム・ペインが突き止めたのは，私たちがこんにち「人権」と呼ぶであろうものでした。それらは，新しい立法でもってそれらに法律として効力を与えようとする努力も含めて，私たちの公共の努力を導いています（トム・ペイン自身の努力は，反貧困立法を要求する最も早い声の一つでした）。トム・ペインの理解するところでは，こうした権利は――ベンサムの言うように――「法律の子」ではなく，実際には「法律の親」でした。こうした権利こそが，立法のための根拠を提供したのです――この見方は，すでに述べたように，ハーバート・ハートからの支持を受けることになるでしょう。

メアリ・ウルストンクラフトは，いくつかの点でこれ以上にラディカルなことを成し遂げました。彼女は，どのようにすれば女性の正統な権限がいくつもの異なった仕方で促進されうるのかを綿密に論じました。立法化はそうした仕方のうちの一つにすぎなかったのであり，法律的なルートは，多くの情況では，人権を実現する最も効果的な方法ではなかったように思われます。こうした道徳的要求の有効性――それらが倫理的に受け入れられるのに加えて，実践的に「擁護」されること――は，実際の教育の仕組や，人びとの行動を変えるための公的なキャンペーンのような，さまざまな社会的特徴に依存することになったでしょう。後者の例として，性差別的な行動を白日の下にさらし，社会的に批判することが挙げられます（アメリカ合衆国での最近のセクシュアル・ハラスメントに対する抗議行動が好例です）。

メアリ・ウルストンクラフトは，まさに，立法府ではない多くの組織がこんにち行おうとしている――しばしばすぐれた結果をともなって――仕事にとっての，強力な基盤を提供するためのいくつものやり方を指摘してくれたのです。そうした組織には，国際的なアソシエーションや，市民の組織や，開発 NGO などが含まれます。国連は，1948 年に発表された世界人権宣言を通じて，多くの建設的なグローバルな活動のための道を敷きました。その宣言は，そこに承認された人権に対していかなる法律上の地位も与えてはいませんが，しかしその承認の有効性は別のいくつもの仕方でやってきました。そこには，合意された承認がインスパイアできる新しい立法化も含まれはしますが，しかしいくつかの根本的な権利をグローバルに受け入れられた人権として承認したことによって支持され補強される，その他のいろいろな努力も含まれます。また，グローバルな NGO（オックスファム，セーブ・ザ・チルドレン，アクションエイド，国境なき医師団など）は，人権を促進する仕事に長い間加わってきました。彼らの活動には，食糧や医療やシェルターを供給する現物支給的なプログラムを通じてのもの，経済的および社会的機会を開発する手助けによるもの，公的な討論とアドヴォカシーを通じたもの，そして人権侵害の公表と批判を通じたものなどがあります。

5

実際のところ，承認に値する人権のなかには，そもそも立法化の適切な主題ではまったくないものあるのだと，論じることもできます（この論点を，メアリ・ウルストンクラフトならば少しも意外には思わなかったでしょう）。たとえば，家族のなかの決定において妻が相談を受ける道徳的な権利を承認し擁護することは，伝統的に性差別主義的な社会においてさえも，開発のプロセス全体（出生率，死亡率のパターン，それに雇用に関わ

るいろいろな決定を調査測定することが含まれます）にとってきわめて重要でありえます。このことは私の著書『自由としての開発』で論じておきました[9]。この承認と擁護を実際に一つの人権とみなすことが可能なのだと論じても，十分説得力があるでしょう。それにもかかわらず，このタイプの，強い意味で私的な次元をともなう関係を含む人権を擁護する人びとが，この人権を「強制力のある法的規則」にする（ひょっとしたら夫が妻に相談しなかったときは夫が投獄されるように要求する）のは意味をなさないということに同意するのは，大いに可能性があるでしょう。

同じように，障碍を持つ人たちが他者から軽蔑ではなく尊敬をもって扱われることは，一つの人権に数えられるのに十分なほど大事なことかもしれません。しかしこの権利を保証する最善のやり方は，愚かにも尊重を欠いた人たちを逮捕して法的な罰に処することにいたる法律の制定を通じてではなく，公共の討論と社会教育を通じてかもしれません。必要な社会の変化はそのような法律以外のやり方でもたらされるべきでしょう。

6

倫理に対する人権アプローチを，功利主義の倫理と比較することは有益です。人権アプローチと功利主義はどう違うのでしょうか。人権をはっきりと主張することは，人権に対応する自由――問題の権利が同定し特別のものとする自由――の重要性に基礎を持っています。このことは，功利主義とどのような対照を示すでしょうか。二つの主要な違いがあり，それらは次の点に関係しています。(1)倫理的評価の基礎を，効用ではなく自由の重要性に置くこと。(2)人びとの個人的な道徳の処理を効用計算に委ねるのではなく，誰かの自由の要求をその他の人びとが負っている自由一般を拡大する義務に結びつけること。

自由の重要性の背後にあるのは何でしょうか。自由は少なくとも二つの理由で価値を持つと，私は論じてきました。第一に，より大きな自由は，私たちが目標とするもの，私たちが価値を見出す物事を追求するより大きな機会を私たちに与えてくれます。たとえば，より大きな自由は，自分が好むと思われる仕方で生きることを決め，自分が前進させたいと思うであろう目的を促進する，私たちの潜在能力の点で，役に立ちます。自由のこの側面は，私たちが価値を見出す物事を達成する私たちの潜在能力に関係しているのであって，その達成がどのようなプロセスを通じて生じるのかは問題ではありません。しかし第二に，私たちは選択のプロセスそのものに重要性を認めることもありえます。たとえば私たちは，他者によって課された制約のおかげで，ある状態に無理やり押しやられないことを保証したいと思うでしょう。自由の二つの側面の重要性は，それぞれ潜在能力と公正なプロセスにあります。どちらの価値も，問題の自由が十分に重要であり，その自由に対して私たちが社会的行為を通じてうまく働きかけることが可能だとみなされるなら，対応する人権に反映されることが可能です。

効用計算は，持続的な剥奪を受け，不利な状況に対して自分の期待のほうを適応させてしまった人びとに対して深刻に不公正なものとなりえます。階層化された社会における恒常的な負け組，不寛容な共同体において持続的に抑圧されている少数派，不確実な世界で希望も持てないほど不安定な小作人，搾取的な経済の仕組のなかでいつも働きすぎのスウェットショップの被雇用者，激しく性差別主義的な文化のなかで永遠に服従させられた家庭内の妻といった事例を考えてみてください。慢性の――そして終わることのないように見える――剥奪を受けている人びとは，きわめてしばしば，純粋に生き延びる必要のためだけに，彼らの直面する剥奪と折り合いをつけてしまうのです。その結果として彼らは，可能性があると控えめに見積もった物事に合わせて，彼らの欲求と期待を調整するでしょう。そしてほんのわずかばかりの慈悲に快楽を感じる可能性を育ててしまうでしょう。快楽ないし欲求という尺度は剥奪と不遇さに対する確実な指針となるには，まさにあまりにも信頼できなさすぎるのです。対照的に，こうした慢性的に剥奪を受けている人びとが真の自由を欠いていることは容易に見て取れるでしょう。そうした自由が大事なのです。

7

人権に基づくアプローチと効用に基づくアプローチの間の二つ目の違いは，この講演の主題にとってことのほか重要です。この違いは，前者――人権の観点――が，他者に対する要求を一つの統合された政治的枠組のなかに組み入れる仕方にあります。人権の観点は，その問題をそれぞれの個人の道徳に任せてしまわないのです。たとえば，拷問から自由であることの重要性からは，拷問されないという人権が生じてきますが，この人権には，次のことがともないます。すなわち，他者には，拷問からの自由をすべての人に保障するために自分が無理なくできることは何かを考える必要があることが，肯定されるのです。人を拷問にかける可能性のある人物に対して，何が要求されるかはごく単純明快です。それは，拷問をしないことです。その要求はイマヌエル・カントが「完全義務」と呼んだものの明白な形式を取ります(10)。しかしながら，他者（すなわち，拷問をする可能性のある人びと以外の人びと）にとっても，責任を持つべき事柄があるかもしれません。それらはさほど明確ではなく，（もう一つのカント的概念を引き合いに出せば）「不完全義務」と呼ばれる一般的な形式を取るかもしれないとしてもです。不完全義務とは，手助けできる立場にいる人が誰でも持つ，一般的な義務です。すなわち，その状況に含まれている問題において，彼または彼女に無理なくできることは何かを考慮する義務のことです。誰も拷問にかけてはいけないという完全に明確化された要求は，より一般的な――そしてそれほど正確に明確化されていない――要求によって補完されるのです。後者の要求が求めるのは，拷問が防止されうる仕方や手段について考慮し，そしてその考慮にしたがって，何らかの特定の事例において自分が無理なくすべきことがあるか，あるとしたらそれは何かを決めることです。

8

完全義務と不完全義務の区別は，私の著書『正義のアイディア』のなかでは，ある特定の例を用いて説明されていますので，それをここで思い起こそうと思います。その例というのは，ニューヨークのクイーンズで 1964 年に起こった実際の事件に関わります。キティ・ジェノヴェーゼという女性が，他の人たちが彼らのアパートからすべてを見ている前で，襲われて殺されたのですが，彼らは彼女を助けるために何もしなかったのです。三つの恐ろしいことが起こったとのだと主張してもいいと思います。それらは別々のことですが，相互に関連しています。

(1) 襲われないというジェノヴェーゼの自由――そして権利――が侵害されました（この事件で最も残酷なのはキティ・ジェノヴェーゼが殺害されてしまったことであるのは明らかです）。
(2) 襲われたり殺されたりする危険がないことは，誰もが持っているはずの権利なのに，殺人犯はこれを侵害しました（「完全義務」の違反です）。
(3) 被害者を助けるために何一つしなかった他の人びとも，彼らが提供することを無理なく期待できるような手助けをするという一般的な――かつ「不完全」の――義務に違反していたのです。

これらの残念な出来事は別々のことですが，権利と義務の対応関係の一つの複雑なパターンを明らかにしています。私の判断では，このパターンは人権アプローチにとってきわめて大切なものです。

人権というものを理想的に立法化することはできないとしても，それでもその人権は，手助けできる立場にある他の人間に対するいくつもの実質的要求――社会的に結びついた要求――を含むのだと，私は判断しますが，この判断を下すときに考慮されるべき争点の一つが，不完全義務の意味です。次の点を強調しておくことが大切です。すなわち，人権の承認は，ありとあらゆる人権のありとあらゆる侵害をそれがどこで起ころうと防止するのを手助けするために，誰もがいたるところで立ち上がらなければならないと言い張ることで

はないのです。そうではなく，人権の承認とは，ある人が，そのような権利の侵害を防止するために何か効果的なことをできると見なされても当然の立場にあるときには，その人はまさにそのことをするのを考慮する義務を負うと認めることなのです。他の義務や，義務とは関係のない考慮事項が，問題になっているその特定の行為をする理由を覆すことは，依然として可能です。けれども，その理由はたんに「自分とは関係がない」ものとして片づけられてしまうことはできないのです。不完全義務は何も義務がないことと混同されてはなりません。

9

これまで，人権アプローチの本質とその及ぶ範囲を論じてきました。それらは人権という知的枠組の一部なのですが，それでも次のように問わなければなりません。人権の持つ規範性と，その政治的および社会的な意味の背後には，何が横たわっているのでしょう。人権を真剣に考えるか，なぜそう考えるかを，どのように判断すべきなのでしょう。この理論に基づくと，これらの倫理上の要求――ないしその拒絶――にどれほどの一般的な説得力があるにせよ，その説得力は次の点にかかっています。これらの要求が，妨害されない，そして十分に幅広い情報を入手したうえでの討論と精査に向き合ったときに，その討論と精査を生き延びて成功することができるかです。

「なぜ人権なのか」という問いへの答えは，社会倫理に対して公共的な理性の行使が持つ意義とその力の及ぶ範囲にあります。人権と呼んでも差し支えのない要求は，そうした理性の行使から生み出される傾向があるのです。権威主義的な統治者たちは，典型的に，検閲されないニュースメディアと束縛されない公共の討論をひどく恐れます。そのおかげで彼らはしばしば（検閲，脅迫，拘束，さらには処刑といった）抑圧的な手段に訴えます。この事実は，公共的な理性の行使の影響力は実際にかなり大きなものでありうるといういくらかの間接的な証拠を提供しています。人権活動家たちは，社会的承認，情報の監視，公の抗議行動といった，相互行為的な方法や手段を用いる傾向がありますが，こうした方法や手段の効力の背後にも，その影響力が横たわっています。価値の受け入れの可能性は，本質的に言って人と人との結びつきの問題であることを，もっと十分に理解する必要があることは間違いありません。

公共的な理性の行使と，人権の定式化および活用の間にある結びつきを理解することはきわめて重要です。ある人権の要求がなされたとしましょう。その要求が，説得力の点で，開かれた公の精査を生き延びることができそうもないと証明するのが可能だとしたら，その要求の規範性の健全さは深刻に掘り崩されるでしょう。しかしながら，開かれた公の討論を許していない政治的，社会的に抑圧的な体制についてはどうでしょうか。そうした体制においてはこうした人権の多くがまったく真剣に受け止められていないという事実（実際に受け止められていないとしての話ですが）を指摘するだけでは，人権のための擁護論が棄却されることはありえません。開かれた批判的な精査――現実に行われるにせよ，想像力を駆使してなされるにせよ――は，規範的主張を擁護するためにも欠かすことができませんが，それを退けるためにも欠かすことができません。

このアプローチでは，開かれた公共の理性の行使が正邪の理解にとって中心的です。そして公共的な理性の行使がそのような中心的な役割を持つことは，この講演で提示された人権の解釈に含まれています。その理性の行使の及ぶ領域は，ローカルではなく，実際にグローバルなものになりえます。ここで注目すべきなのは，私たちが国境を横断する精査を行うことは許されるか（しばしば提起される論点です）ではありません。むしろ，道徳感情の批判的評価の訓練は――それらの感情がどれほどローカルに確立されたものであったとしても――それらの感情を地域性にとらわれない観点から見なければならないと主張してやまないという点です。社会倫理に対する人権アプローチは，そのような「国境なき」批判的取り組みの重要性に目を向けなければなりません。

［注］

(1) Lynn Hunt, *The Invention of Human Rights* (W. W. Norton & Company, 2008), pp. 21-22［リン・ハン

ト（松浦義弘訳）『人権を創造する』（岩波書店，2011年）].

(2) これは1786年に書かれたコンドルセの「アメリカ独立のヨーロッパに対する影響について」という論文にあります。

(3) Hunt, p. 177 を見てください。

(4) *The Idea of Justice* (London: Penguin, and Cambridge, MA: Harvard University Press, 2009)［アマルティア・セン（池本幸生訳）『正義のアイディア』（明石書房，2011年）］のとくに17章を参照してください。

(5) H. L. A. Hart, "Are There Any Natural Rights?" *The Philosophical Review*, 64 (April 1955), reprinted in Jeremy Waldron, ed., *Theories of Rights* (Oxford: Oxford University Press, 1984), p. 79［「自然権は存在するか」，H. L. A. ハート（小林公／森村進訳）『権利・功利・自由』（木鐸社，1987年）］.

(6) Amartya Sen, "Rights, Laws, and Languages," *Oxford Journal of Legal Studies*, Vol. 31, No. 3 (2011), pp. 437–453.

(7) Jeremy Bentham, Anarchical Fallacies (1796) [Jeremy Bentham, *Rights, Representation, and Reform: Nonsense upon Stilts and Other Writings on the French Revolution*. Edited by Philip Schofield, Catherine Pease-Watkin and Cyprian Blamires (Oxford University Press, 2002)].

(8) Thomas Paine, *Rights of Man* (1791)［トマス・ペイン（西川正身訳）『人間の権利』（岩波書店，1971年）］; Mary Wollstonecraft, *A Vindication of the Rights of Woman: with Strictures on Political and Moral Subjects*, Sylvana Thomaselli, ed. (Cambridge University Press, 1995)［メアリ・ウルストンクラーフト（白井堯子訳）『女性の権利の擁護――政治および道徳問題の批判をこめて』（未来社，1980年）］.

(9) Amartya Sen, *Development as Freedom* (New York: Alfred Knopf, 1999)［アマルティア・セン（石塚雅彦訳）『自由と経済開発』（日本経済新聞社，2000年）］.

(10) Immanuel Kant, *Critique of Practical Reason* (1788; translated by L.W. Beck, New York: Bobbs-Merrill, 1956)［イマヌエル・カント（波多野精一／吉田和吉／篠田英雄訳）『実践理性批判』（岩波書店，1979年）］.

集合概念と要素概念

若松良樹*

1. はじめに

K. アローを社会的選択理論の課題を定式化した現代における社会的選択理論の祖と呼ぶことには異論はないだろう。それでは，アローと並び称されることの多い A. センの役割は何なのだろうか。彼は問題解決の人というよりは，問題提起の人と呼ぶことができるだろう。センは，その有名な「リベラル・パラドックス」に代表される一連の問題提起によって，社会的選択理論の枠組みを拡張し，時として混乱させてきた張本人であると言ってもよいだろう。

精緻な理論体系を拡張し，異質な要素を混入させることは，当然のことながら，矛盾，混乱を招く。この面を捉えるならば，センは秩序撹乱者として，非難の対象ともなるだろう。他方，精緻ではあるが，自閉しがちな理論に対して，個人や社会にとって重要な価値を注入し拡張することは，社会的選択理論に生命を与え，新たな可能性を切り拓く試みとして肯定的に評価できるかもしれない。

どちらの解釈が正しいのかは，センによる拡張の意味の理解の仕方にも依存するであろう。ところが，センによる標準的な社会的選択理論からの逸脱は，多岐にわたっており，それらを統一的に理解することは著しく困難なのである。そこで，本稿では，要素概念と集合概念という概念を導入することによって，センによる拡張の意味の一部を理解するための視角を提供することを目的とする。

集合概念と要素概念を導入するために，レストランのメニューを考えてみよう。あるレストランで私が何を食べようか考えているときには，メニューに掲載されている各要素が重要になる。私が食べることのできる品数はたかだか数品であり，食べもしない料理をランクづけしたり，自分が食べる気のない料理がメニューに掲載されていないことを憤ったりする必要はないだろう。これに対して，私がどのレストランに入ろうかを考えているときには，私が食べようとしている料理だけでなく，他の料理についても精査するだろう。というのも，メニューは料理だけでなく，そのレストランそのものについても何事かを語ってくれるからである(1)。この意味において，メニューそのものが重要になる。

このようにわれわれがどのような選択を行っているのかに応じて，必要となる情報基礎は変化するのであり，たった一つの情報基礎さえあれば，いつでも適切な選択ができるというわけでもなかろう。本稿では，センが理論を分析する際に用いた情報分析という手法を援用し，メニューに掲載されている要素に焦点を当てる概念を「要素概念」，メニューそのものにも焦点を当てる概念を「集合概念」とそれぞれ呼ぶことにする(2)。

集合への注目はセンによる標準的な社会的選択理論に対する批判と，彼が積極的に提示している正義論の特徴の一つを示しているように思われる。センによる社会的選択理論への批判は多岐にわたるが，一つの眼目は個人が選択する選択肢だけでなく，選択肢の集合であるメニューに注目する必要を強調している点にある。また，センが功利主義やロールズの理論に対する代替案として提示している「潜在能力アプローチ」も，効用や財では

＊　学習院大学法務研究科教授

なく，機能の集合に注目したものであり，集合を抜きにしては理解できないものである。

本稿では，二つの局面において，センの理論を集合という観点から読解する。第一は個人による評価という局面であり，第二節において論ずる。第二は社会の価値という局面であり，第三節において検討する。

2. 個人による評価の多様性

（政治的決定に対する）経済学的モデル

アロー［Arrow 1963: p.1, 3 頁］は，社会の価値を個人による評価と関連付けて理解する社会的選択の方法として二つをあげている(3)。すなわち，投票による政治的決定(4)と市場メカニズムを通じた経済的決定である。

問題は，この二つの決定方式がどの程度類似しているのかという点にある。経済学による経済的決定の分析は精緻であり，この分析方法を政治的決定に応用することによって，政治的決定の分析においても経済学に比肩しうる精緻な体系を手に入れたいという誘惑は常に存在する。このような誘惑に屈するならば，政治的決定は次のような特徴をもつものとして理解されることになるだろう。

（1）外部性の排除「個人による評価の対象はもっぱら自分の状態だけである」。
（2）方法論的個人主義「個人による評価から離れて，社会が独自の価値を有することはなく，社会の価値は個人の評価の関数である」。

このモデルの特徴を示すために，A, B, C, D, E の 5 人からなる社会を考えてみよう。選択肢は赤いシャツ (r) と青いシャツ (b) であり，すべての人が赤いシャツを青いシャツよりも強く選好している (r > b) としよう。さらに，この社会が二つの状態 X = {r, r, r, r, r} と Y = {b, r, r, r, r} との間で選択をしようとしているとしよう。それぞれの集合の最初の要素は A の着ているシャツの色を，二番目の要素は B の着ているシャツの色をそれぞれ示している。この場合，社会としてはどちらの状態を選択するべきだろうか。

経済学的なアプローチは，次のように推論する。まず，この二つの状態 X, Y に対する個人による評価を確認する。その際に，各人は X と Y における自分の状態のみを参照することが求められる（外部性の排除）。つまり，A はそれぞれの集合における最初の要素のペア (r, b) のみを，B はそれぞれの集合における二番目の要素のペア (r, r) のみを評価することが求められる。このペアの評価を迫られるならば，A は r > b という選好を有しているので，X > Y という評価を下すであろう。また，B から E の人たちは，どちらの状態においても自分の状態は変化しないので，X = Y という評価を下すであろう。これらの個人による評価を何らかの形（たとえば，パレート原理）で綜合し，社会にとって X が Y より劣ることはないという評価を下すといった具合である。

このように，経済学的アプローチは，集合を評価するに当たって，集合のいくつかの要素に対する個人による評価に還元し，それらの評価を何らかの形で綜合するというやり方をとる。

趣味嗜好と価値評価

外部性を排除した仕方で個人的な評価を特定することは自然なものに思われるかもしれない。というのも，個人 A にとっては，ペア (r, b) のみが自分の状態を示す情報だからである。もちろん，この二つの社会のどちらが個人（たとえば A）にとって狭い意味での自己利益，個人的福祉を促進するのかと問うならば，このような特定方法を用いることにはそれなりの理由もあろう。

しかし，問題は個人にとって狭い意味での自己利益，個人的福祉の促進のみが個人による評価の根拠であるわけではないという点である。そして，センの第一の問題提起は，外部性の排除が個人による評価の正しい特定方法であるのかという点に向けられている。

たとえば，B は A を心から愛しているとしよう。その場合には，B はそれぞれの集合における二番目の要素のペア (r, r) を超えて，A の状態を表している最初の要素のペア (r, b) にも注目する理由があるだろう。その場合には，r > b という A の選好を所与とするならば，B もまた，X = Y ではなく，A とともに，X > Y という判断を下すこと

になるかもしれない。

もちろん，このようなお節介な個人による評価を社会的評価の入力としてよいかは慎重な検討に値する問いである[5]。たとえば，C は A に反感を抱いており，A の不幸を願っているとしよう。その場合，C は自分のペアは (r, r) であるにもかかわらず[6]，X < Y という判断を下すことになるかもしれない。このような C の個人による評価を社会的評価の入力とするならば，社会的偏見を助長するような政策さえも安易に正当化されかねない[7]。

しかしながら，集合の自分のペアから超え出て，他者のペア，集合全体に配慮することが時として不当な結果を招くという点は，このような越境がいつでも不当な結果を招くということを意味するものではないし，個人による評価の根拠が狭い意味での自己利益に限定されなくてはならないという全面的な禁止を正当化するものでもない。

この点で興味深いのは，アロー［Arrow 1963: p.18, 30 頁］自身も，外部性の排除を要請しておらず，個人による評価の多様性を承認していることである。彼は，個人が社会状態を順序づける二つの基準を「趣味嗜好（tastes）」と「価値評価（values）」とに区分する。趣味嗜好とは，個人が直接に消費するものに基づく評価であり，先の経済学的モデルにおける外部性の排除という要請にかなったものである[8]。先の例における A による評価は趣味嗜好の一例である。

アロー［Arrow 1963: p.18, 30 頁］は趣味嗜好に加えて，個人が価値評価に基づいて社会状態を順序づけることの可能性と正当性とを認めている。価値評価とは，たとえば衡平性に対する考慮など他者の状態の比較に基づく評価であり，外部性を排除していないものである[9]。価値評価には多様なものが含まれるだろうが，B や C による評価は価値評価の一例である。

アローが指摘するように，社会的選択の入力である個人による評価が趣味嗜好に限定されないとするならば，経済学的アプローチの構成要素の一つである外部性の排除を乗り越えていくべきだろう[10]。そして，この点をアローよりも明確に主張しているのが，センである。

合理的な愚か者

センもアローとともに，個人が選択をする際の理由が多様であることを強調する。具体的には「(1) 個人的福祉，(2) 個人的自己利益，(3) 自分の目標や目的，(4) 個人的価値評価，(5) 正当な選択の理由となり得るさまざまなもの」［Sen 2002: p.6, 上巻 6 頁］を個人が選択する際に依拠するかもしれない理由としてあげている。

外部性の排除は，これらの多様な選択の理由の (1) や (2) にとっては自然な要請であるのかもしれない。というのも，これらの理由は他者の状態についての情報を必要としないからである。また，(1) や (2) 以外の理由のうち，いくつかは不当なものであり，社会的選択のための入力とすることは不適切であるかもしれない[11]。

しかし，自分以外の他者の状態に関心を持つこと自体が不当であるわけではないという点に留意する必要がある。個人は，ソマリアの飢饉の解消など，自分の状態とは直接に関係のない事態を自分の目標にすることができる。もちろん，(3) や (4) は「自分の」価値評価や目標であるが故に，「自分の状態」という概念を拡張することにより，方法論的個人主義の射程の中に収めることは可能であるが，その場合でも，自分の状態を示すペア (r, b) を超えていかなくてはならないだろう。さらに，この文脈において，センによるコミットメント論に言及しておく必要があるだろう。センによると，コミットメントとは自分の状態にかかわらず，一定の社会状態を評価することであり，自分のペアは情報基礎でさえなくなるのである[12]。

このように，(4) や (5) の中には，他者や社会の状態などに言及するものも少なくないだろうし，それらのすべてが不当であると決めつけるわけにもいかないだろう。もしそうであるならば，(4) や (5) に基づいて選択を行うために必要ないくつかの情報を排除し，これらの理由に基づく選択を不可能にするという意味で，外部性の排除は不自然な制約であるように思われる。

それでは，経済学的なアプローチが，方法論的個人主義に従い，個人の選択を所与のものとすると標榜しながらも，個人が (4) や (5) のような理由で選択を行うことを不可能にしているのは，一体どのような理由からだろうか。経済学的なアプローチが個人の評価を切り詰める際に依拠している

のは，「合理性」の概念に対する一定の解釈，具体的には，自己利益の最大化としての合理性という解釈である。この解釈に依拠するならば，必ずしも自己利益とは関係のない他者の状態についての情報を排除することは，合理性の要請として理解することができるだろう。

しかし，合理的な個人は(1)や(2)のみを選択の理由とすべきであるというのは，かなり狭隘な定義であり，この点を指摘したのが，センの「合理的愚か者（rational fool）」論である。センによると，合理的な愚か者とは，選択をする際の根拠となるさまざまな理由，「概念の間の差異を見分けられない人」［Sen 2002: p.6, 上巻 6 頁］のことである。その結果，合理的な愚か者は，あらゆる行動を自己利益最大化行動として解釈することになる。

それでは，合理的な愚か者になることの何が問題なのだろうか。自己利益以外の理由に基づいて行動するかもしれない他者の行動の予測に失敗するという問題はさておくとしても，合理的な愚か者となると，外部性の排除に伴い，自己利益最大化以外の理由で行動するために必要な情報基礎も剥奪されてしまっても，何の痛痒も覚えなくなる。その結果，個人は自己利益を最大化すること以外の自由を喪失してしまうのである。センによれば，選択の理由となりうるものは多様であり，「合理性の概念は選択の動機として正当でありうる理由が多様であるという事実と折り合いをつけなくてはならない」［Sen 2002: p.5, 上巻 5 頁］のである。「合理的な愚か者」論によってセンが主張していることも，個人の情報基礎を拡大することであろう。

選好のメニュー依存性

合理的な愚か者の「愚かさ」を，センが強調している「選好のメニュー依存性」という観点から述べ直してみよう。選好のメニュー依存性とは，あるペアに対する人々の選好がそのペアの属している集合の性質に依存して変化しうることを言う。

選好のメニュー依存性を説明するために，リンゴ 2 個 (a_1, a_2) とバナナ 1 本 (b_1) が入ったかごから果物一個を順番に選択する二人ゲームを考えてみよう[13]。このかごを $S_1 = \{a_1, a_2, b_1\}$ と表記することにしよう。そして，二人のプレイヤーはともにバナナをリンゴよりも選好しているとしよう ($b_1 > a_1 = a_2$)。そして，パスするという選択肢は与えられていないものとする。

バナナを選好しているにもかかわらず，最初に選択するプレイヤーは，二番目のプレイヤーに選択の余地を残したいと考え，a_1 を選択したとしよう[14]。というのも，最初のプレイヤーがバナナを選択したとするならば，かごに残されているのは 2 つのリンゴだけであり，二番目のプレイヤーはリンゴを選択することを余儀なくされるからである。最初のプレイヤーはリンゴという特定の要素の性質だけでなく，かごという集合全体の有している性質にも配慮して選択をしていることになる。

さて，このかご S_1 にもう一本バナナが追加され，$S_2 = \{a_1, a_2, b_1, b_2\}$ となったとしよう。二人のプレイヤーは，以前と同様，バナナをリンゴよりも選好しているとする ($b_1 = b_2 > a_1 = a_2$)。この場合，最初のプレイヤーは，もはやリンゴを選択しないだろう。というのも，このプレイヤーは，自分が何を選択するにせよ，二番目のプレイヤーにはバナナとリンゴが残されており，二番目のプレイヤーの選択権を無意味にしてしまう危険はないからである。この場合には，最初のプレイヤーは心置きなく，自分の好きなバナナを選択するであろう[15]。

選択の動機の多様性を認めるならば，このような選択の変化を非難しなくてはならない理由は見つけられないだろう。しかし，経済学的なアプローチは，このプレイヤーを批判するであろう。というのも，この選択は「標準的な整合性条件を侵害している」［Sen 2002: p.129, 上巻 133 頁］からである。整合性条件によれば，a_1 と b_1 というペアに対する選好は，集合の他の要素が増えようが（拡張整合性），減ろうが（縮小整合性），a_1 と b_1 というペアがその集合の中に存在する限り，変化してはならないと求めている。そして，先のプレイヤーの選好の変化はこの条件を満たしていないという意味において「合理的」ではないというのである。S_2 からの選択において，a_1 を退け，b_1 を選ぶのであれば，何故，S_1 からの選択において，b_1 を退け，a_1 を選ぶのか，というわけである。

先のプレイヤーの選好の変化は，整合性条件を満たさないとしても，そのことだけでこのプレイヤーが愚かであることにはならないだろう。ここ

での論点は，バナナという選択肢 (b_1) は，どの集合に属していても同じ意味を有するのか，それとも，同じバナナであったとしても，それが S_1 に属している場合と，S_2 に属している場合とではまったく意味が異なるのかという点にある。

経済学的なアプローチが用いている外部性の排除という要請が正当であるのは，前者，すなわち，要素の意味がそれの属する集合から独立して決定されている場合だけである。しかしながら，選択が文脈に依存することは当然であり，外部性の排除や整合性条件のように，文脈を無視する方がよほど愚かであるように思われる。

アローは社会的選択理論の公理を定式化する際に，「ある所与の選択対象を別のモノより選好することを表明する自由をわれわれから奪うことは望ましくない」［Arrow 1963: p.28, 46 頁］として公理の一つである「市民主権」を擁護している。しかし，外部性の排除や整合性条件は，実際上は，一定の見解を表明できなくする検閲としての機能を果たしているのである[16]。

3．社会的価値の多様性

人格影響的制約

次に，社会的厚生関数が表現するとされる社会的価値の多様性に目を転じることにしよう。「社会にとって政策 X と政策 Y とではどちらが望ましいだろうか」という問いは控え目に言っても，曖昧である。というのも，社会的望ましさの基準も多様だからである。

経済学的モデルの構成要素の一つである外部性の排除によって個人が選択を行う際に依拠しうる多様な理由が排除されていたのと同様に，もう一つの構成要素である方法論的個人主義も社会的価値の多様性を排除しているのだろうか。その可能性は存在するが[17]，セン自身は方法論的個人主義を超克する道を探究しようとはしていないので，ここでは方法論的個人主義の枠内で問題を考えてみることにしよう。

社会の価値について考える際に，方法論的個人主義の要請は多くの人に共有されているだろう。たとえば，D. パーフィット［Parfit 1984: p.393, 537 頁］が「人格影響的制約（person-affecting restriction）」と呼ぶものを考えてみよう[18]。この制約によると，人間の福利にかかわる道徳の部分に関しては，われわれの行為が影響を与える人々にとってよいかわるいかという観点から説明しなくてはならない，というのである[19]。方法論的個人主義は，社会の価値を，政策によって影響を受ける人たちにとってのよさ，わるさ，すなわち，個人的価値に基づいて正当化している点において，人格影響的制約と整合的であることは明らかだろう。

本稿において考察したい問題は，ここから先にある。すなわち，この制約を受け入れるならば，われわれが社会の価値を議論する際に，集合そのものではなく，集合の要素に注目すべきであるということになるのだろうか。それとも，人格影響的制約の下でも，集合そのものを情報基礎とすることが許されるのだろうか。

この問いの意味を明確化するために，前述のシャツの例に立ち戻ろう。すなわち，すべての人が赤いシャツを着ている状態 X({r, r, r, r, r}) と A だけが青いシャツを着て，他の人はすべて赤いシャツを着ている状態 Y({b, r, r, r, r}) である。この例に，さらにすべての人が青いシャツを着ている別の状態 Z({b, b, b, b, b}) を社会の選択肢として追加することにしよう。さて，この場合，$r > b$ という個人選好からすると，$X > Y > Z$ という仕方で社会的価値に基づいて三つの集合を順序づけることは自然な解釈であろう。

この解釈の根底にある推論は次のようなものである。まず，各人の状態を示しているのは，集合の各要素であるから，集合の要素を比較する。次に，X と Y の比較においては，A 以外の人たちの状況は変化をしないので無視して，相違が存在する A の状態だけで比較する（人格影響的制約）。最後に，A の状態を比較するならば，$r > b$ という個人選好からすると，$X > Y$ という評価が行われることになるというのである[20]。

個人の満足度を集計したものとして社会的厚生を理解するという方法論的個人主義の精神に忠実であろうとするならば，要素の価値に還元できない集合そのものの価値を導入することは，社会が独自の価値をもつという幽霊めいたものを信じている証であると理解されることになるだろう。

関係的価値

それでは，社会の価値のすべてが，要素の価値に還元することによって説明できるという意味において要素概念であり，任意の二つの社会のうち，どちらが優れているのかを検討する際に，集合の各要素だけに注目していれば，十分なのだろうか。社会の価値を要素概念として理解する伝統と必ずしも相容れないという意味で，やっかいな一群の社会的価値が存在する。それは個人の状態よりも，他者との関係に注目する「関係的価値」と呼ばれるものであり，多様性，平等などがその一例である。

たとえば，多様性という価値を考えてみよう。多様性をどのように定義するかは争いのあるところであろうが，少なくとも，X({r, r, r, r, r}) よりも Y({b, r, r, r, r}) の方が多様性に富んでいると評価することはできるだろう。

すなわち，X から Y への変化は，r > b という個人選好の故に，A の状態が悪化し，それ以外の人たちの状況に変化がないと評価できるにもかかわらず，多様性の観点からは，Y > X という評価が下されることになるのである。さらに，X から Z({b, b, b, b, b}) への変化は，r > b という個人選好の故に，すべての人の状態が悪化していると評価できるにもかかわらず，多様性という観点からは，X = Z という評価が下されることになる。多様性にとって重要なのは，ある要素が集合内の他の要素と異なっているということであり，X も Z も画一的であるという点において，変わらないものとして理解されることになるからである。かくして，Y > X = Z という順序が得られることになる。

ここで留意したいのは，多様性という価値がどこに宿っているのかという価値の場所の問題である。多様性は，それが価値であったとしても，その価値は集合の要素には宿っていない。つまり，先の集合 Y({b, r, r, r, r}) における最初の要素 b が単独で多様性という価値を担っているわけではない。このことは，前述した Z({b, b, b, b, b}) という集合を考えてみると容易に理解できる。集合の中の b という要素を増やし，集合 Y から集合 Z へと移行しても，多様性が高まるわけではない。実際，集合 Y においては多様性に貢献していた要素 b は集合 Z においては，まったく多様性に貢献しないのである。したがって，多様性（あるいは画一性）は要素概念ではない。

多様性のもつこの性質は，要素のみが価値の担い手であると考えるならば，当惑させるものであろう。私が赤いシャツを着ていることが私にとって価値であるならば，他者がどの色のシャツを着ているのかはどうでもよい話ではなかろうか。また，私が他者と違うシャツの色を着ているとか，同じシャツの色を着ているということには価値はなく，私が自分の好きな色のシャツを着ていること (r) だけが重要なのではないだろうか。

多様性に対するのと同様の疑念は，平等という概念に対しても向けられるであろう。私が自分の境遇に満足しているならば，それが他者と等しかろうが不平等であろうが重要ではない，というわけである。価値とは誰かにとっての価値であるとするならば（個人的価値），他者と等しいこと，平等のようなものに価値があるのはどうしてであろうか[21]。

平等や多様性が関係的価値と呼ばれることからすると，それらの価値は関係に宿ると考えることも可能であろう。たとえば，他人と異なっているという関係や，他人と同一であるという関係に価値があるという理解することである。このような理解は，A が青いシャツを着ているという状態の意味が Y({b, r, r, r, r}) と Z({b, b, b, b, b}) では異なり，b という要素そのものが問題となっている価値（多様性）を宿しているわけではないことを示している点では優れているだろう。

しかし，関係的価値という概念は，平等や多様性という価値の説明を先送りしているだけではないか，との批判にさらされることになるだろう。というのも，前述したように，他者と同一であったり異なったりすることが，それ自体で価値を有するとは考えにくいからである。それでは，関係的価値と呼ばれるものの価値の宿る場所はどこにあるのだろうか。

水準低下批判

多様性と同様，関係的価値とされる平等に対して，この点を衝くのがパーフィット［Parfit 2000: sec.5］による「水準低下批判（the Leveling Down Objection）」である。平等の価値が，私が他の人と同じであることに存するとするならば，どんな

に低い生活水準であったとしても，私と他者の生活水準が同一であれば平等という価値が実現されたことになる。たとえば，先ほどの例における Y({b, r, r, r, r}) と Z({b, b, b, b, b}) とを比較してみよう。個人選好がすべて r > b であるとするならば，Y から Z への移行は，集合の各要素のみをながめるならば，水準低下である。にもかかわらず，平等が実現されたという意味で集合全体の価値が向上しているという評価を下すことは，著しく直観に反するのではなかろうか。

われわれが平等という観念を持ち出すときに，実際に憂慮していることは，境遇が悪い人の状態と他者の状態との間の相対的格差であるというよりは，むしろ，境遇が悪い人の絶対的な福利水準の低さなのではないか，とパーフィットは指摘する［Parfit 2000: sec.9］。つまり，パーフィットに言わせるならば，平等主義者にとって X({r, r, r, r, r}) と比較した場合，Y({b, r, r, r, r}) が好ましくないのは，A の状態 (b) の悪さの故であり，X の方が望ましいのは，X の方が平等だからではなく，A の状態が改善するからである。

このような直観の背後にあるのは，平等主義ではなく，「優先主義（the priority view）」，すなわち，「人々に利益を与えることは，その人々の境遇が悪いほど，より重要になる」［Parfit 2000: p.101, 172 頁］と主張する立場が存在する，とパーフィットは考える。つまり，平等という価値は，実際には A と他者の間の関係ではなく，A の生活水準それ自体，すなわち，要素に宿っているというのである。

パーフィットによる平等に対する批判がどの程度妥当するものであるか，平等主義に対する代替案としてパーフィットが提示している優先主義には難点がないのかについては，議論のあるところであろうが，本稿の観点から優先主義が興味深い点は，それが，人々の間の相対的な格差ではなく，絶対的な境遇を情報基礎とする点において，人格影響的制約を遵守していることにある。要するに，パーフィットは，平等主義が要素の価値に還元できない側面を有していることを反直観的であると批判するとともに，それに対する代替案として，要素の価値に還元できる優先主義を提示しているのである。

それでは，平等に対するのと同じ批判は，平等と同じく関係的価値である多様性にもあてはまるのだろうか。結論から先に述べるならば，パーフィットによる平等に対する水準低下批判と同様のことは，多様性についてもあてはまる。というのも，r > b という個人選好を前提とするならば，Y({b, r, r, r, r}) から Z({b, b, b, b, b}) へと移行し，平等を実現することに伴って発生する水準低下は，小規模ではあるが，X({r, r, r, r, r}) から Y へと移行し，多様性を実現することにも伴って発生するからである。

ただし，関係的価値の背後には実際には要素への注目が存在するというパーフィットの診断が，平等に関しては，たとえ正しかったとしても，少なくとも多様性にはそのままでは適用できない，という点には留意する必要がある。というのも，多様性を実現するために，X から Y に移行すべきであると主張される際に問題視されているのは，X における A の状態が r であることそのものではなく，すべての人の状態が同一であることであり，この点において，多様性は要素そのものではなく，他の要素の状態も含めた集合全体を情報基礎とせざるを得ないからである。この意味において，多様性は人格影響的制約から逸脱しているように見える。

価値の場所としての集合

したがって，平等ではなく，多様性にも関心を向けるべきであるとするならば，われわれは人格影響的制約の軛から逃れて，別の情報基礎を探究する必要があるのだろうか。もしそうであったとするならば，その情報基礎とは何だろうか。この情報基礎を明確化しようとして，多くの理論家は頭を悩ませてきた。たとえば，J. S. ミルも個性の重要性を強調したことで知られるが，それでは，彼にとって，何故個性は価値を有するのだろうか。

一つの解釈は，各人が自分の能力を十全に発達させ個性を発揮している状態それ自体に価値があるというものである。本稿の用語で言えば，要素に価値があるという解釈である。この解釈にテキスト上の根拠があることは否定できないが[22]，個性は本来，関係的な概念であり，他者と相違していることが前提となっている。したがって，私が自分の能力を十分に発達させた状態が，他者と異なっているかどうかは別問題であり，個性を要素

概念として十分に捉えることはできないように思われる[23]。

むしろ，ミル自身もまた，「状況が異なれば，大衆と異なった行動をとること自体に意味はない」［Mill 1991/1859: ch.3, para.13］と認めていることからも理解できるように，「大衆と異なった行動」という要素がそれ自体で価値を有するとは考えていない。ある人がとった大衆と異なった行動は，集合の他の要素である大衆が多様な行動をとっている時代にはそれほど価値を有するものではないが，ミルの時代のように，大衆が一様の行動をとろうとしている時代においては，「大衆に順応しない実例を示すだけでも社会にとっては意味がある」［Mill 1991/1859: ch.3, para.13］というのである。

このようなミルの個性擁護論は，多様性の道具的正当化としての性質を有しているが，ここで注目したいのは，正当化されている対象が要素ではなく，集合であるという点である。つまり，赤いシャツや青いシャツといった要素そのものが価値を有するのではなく，Y({b, r, r, r, r}) という集合そのものが価値を有するとして理解されているのである。たとえば，A が青いシャツへと着替えるという選択は，W({r, r, b, b, b}) のような社会では，それほど意味はないが，X({r, r, r, r, r}) のような社会においてはとりわけ意味のあることであるとして評価されることになる。

要素だけでなく，集合を価値として評価することは，個人としても社会としても十分にありうる話である。たとえば，人生計画や将来世代に影響を及ぼす決定など遠い将来に関わる選択について考えてみよう。遠い将来に関わる選択においては，「将来の需要や供給の性質は言うに及ばず，自分自身の将来の欲求やニーズの性質についてさえも定かではない」［Carter 1991: p.51］。このような状況においては，現在の選好に基づいて最適解を探究することが将来においても合理的であるとはかぎらない。というのも，将来の選好が現在の選好と同一であるという保証はないからである。それよりはむしろ，将来の状況が明確になった段階で，それらの情報を利用して合理的な決定ができるように，将来に選択肢を残す方が合理的であると考え，「柔軟性に対する選好（preference for flexibility）」［Kreps 1979］を有する人たちが存在するであろう。柔軟性に対する選好を有する人たちは，将来，自分がどのような選好をもつようになるかはわからないが故に，現在魅力的には見えるもののたった一つしかない選択肢よりは，ある程度多様な選択肢を複数含んだ集合を選好するであろう。このように，集合そのものが選好の対象となり得るのである。

この例が示しているように，要素か集合かという評価の対象に関する区分は，個人選好のような個人的評価かそれとも社会による評価，すなわち非個人的評価かという評価の性質に関する区分とは同一ではない。したがって，要素に対する個人的評価と非個人的評価が存在しうるのと同様に，集合に対する個人的評価と非個人的評価とが存在しうるのである。たとえば，先の柔軟性に対する選好を有する個人は，集合という対象に対して個人的評価を行っている。もちろん，集合そのものを非個人的な仕方で評価することは可能であるが，このことは，個人的な仕方で集合を評価する可能性を閉ざすものではない[24]。センもまた，さまざまな場面で，選好という概念を維持することを宣言しているが，このことは彼が集合にも注目していることと矛盾するものではないのである[25]。

したがって，方法論的個人主義の前提を維持し，個人による評価の関数として社会の価値を理解したとしても，集合を評価の対象とする可能性は排除されておらず，多様性や平等などの関係的価値の存在は，必ずしも当惑させるものではないのである[26]。

集合概念としての自由

前述した「柔軟性への選好」がその後の社会的選択理論における「選択の自由」の定式化をめぐる議論のきっかけとなったことからも理解できるように，自由という多義的であるが故に論争の的となってきた概念の一部もまた集合概念として理解することができる。

センは従来の正義論批判の文脈において，効用や財から機能に焦点を移す必要性を主張する一方で，機能だけでなく，機能の集合である潜在能力へとさらに視点を移動することを求めている。潜在能力アプローチは，平等論の文脈においてのみならず，自由論の文脈においても重要な貢献である。というのも，自由という概念を十全に捉える

ためには，選択されなかった選択肢の存在を含めた選択肢の集合についての理解が不可欠だからである。

この点をセンがよく引き合いに出す例に即して述べるならば，断食と飢餓とは，どちらも飢えているという同一の状態にあるにもかかわらず，まったく異なる事態である。というのも，前者は他にも選択肢が存在するにもかかわらず，あえて飢えるという選択肢をとっているのに対して，後者は飢えるという選択肢以外の選択肢は存在しない点に相違があるからである。このように他にも選択肢が存在しているという点において，断食は自由であるのに対して，飢餓は不自由であるという相違が存在する。したがって，自由を理解しようとするならば，選ばれなかった選択肢も含めた選択肢の集合についての情報も必要だというのである。

それでは，選択肢の集合（通例に従い「機会集合（opportunity set）」と呼ぶ）の価値をどのように測定すべきなのだろうか。この点において，センは二つの極端な立場を退ける。

要素評価説

センが批判する第一の極端は，集合の価値を要素の価値に還元することによって，集合に独自の価値を認めない立場である。その一例としては，ある機会集合の価値をその集合の中の最善の要素の価値と同一視する「要素評価説（elementary evaluation）」［Sen 2002: p.663, 下巻 293 頁］と呼ばれる立場が存在する。

たとえば，ある個人が四着の赤いシャツからなるワードローブ X({r, r, r, r}) と一着の赤いシャツ，四着の青いシャツからなるワードローブ Y({r, b, b, b, b}) との間で選択をしているとしよう。最後に，この個人は赤いシャツを青いシャツよりも強く選好しているとしよう (r > b)。

要素評価説によれば，以上の例における二つのワードローブ X と Y は，この個人にとって同等の価値を有することになる。というのも，X の中の最善の要素と Y の中の最善の要素とはともに r であり，同一の価値を有するからである。

なるほど，個人が一度に着ることができるシャツは一着だけであり，個人は集合の中から一つの選択肢しか選択できない。そして，選択されない選択肢は，最善の選択肢ではない以上，選択の結果に影響を与えることはない。そうであってみれば，要素評価説のように，最善の選択肢の要素の価値によって機会集合の価値を測定することにも一理あろう。

しかしながら，以上のような要素評価説には，機会集合の尺度としては難点がある。このことを示すために，新たなワードローブ Z({r}) を導入しよう。Z は一着の赤いシャツからのみなる単一要素集合である。要素評価説に従うならば，Z の最善の要素は，X や Y の最善の要素と同一であり，したがって，Z も X や Y と同一の価値を有することになる[27]。

しかし，単一要素集合 Z からの選択においては，赤いシャツを着ることを余儀なくされるのであり，そこに満足はあったとしても，自ら選択するというプロセスは著しく侵害されている。自由の中でも，自らの手で選択するという側面を，センは「プロセス自由」［Sen 2002: ch.20, sec.2］と呼んでいる。

プロセス自由が意味をもつためには，別の選択肢も存在しなくてはならないのであり，単一要素集合 Z を，X や Y といった他の選択肢を含んでいる機会集合と同一の自由を与えるものとして評価する点において，要素評価説は，自由の尺度としては失敗している，というのである。

基数説

自由という文脈において，集合と要素の関係に関する要素評価説は，集合の価値を要素の価値に還元しようとする一つの極端な立場であった。センが排除しようとするもう一つの極端な立場は，要素の価値とはまったく無関係に集合の価値を測定しようとするものである。この立場にもいくつかのバリエーションが存在するが，その代表的な存在は，選択肢の数，および集合の濃度に注目する「基数説」である[28]。

基数説によれば，ある機会集合の与える自由の程度は，その集合に属する要素の数によって測定される，というのである。基数説は，確かに，要素評価説の難点を回避するのに成功している。というのも，基数説に依拠するならば，単一要素集合 Z({r}) と比べて，複数の要素を有する機会集合 X({r, r, r, r}) は多くの自由を与えるものとして評

価されることになるからである。この点において，基数説は単一要素集合の不自由さをうまく捉えていると言えるだろう。

しかし，基数説にも自由に関するわれわれの直観に反する部分がないわけではない。第一に，要素の数が増えると自由の価値も増すとするならば，本人が絶対着たくないような青いシャツばかりが5着存在するワードローブW({b, b, b, b, b})の方が，X({r, r, r, r}) よりも自由度が高いことになってしまう。自由が自分の「望むような生き方を選択する自由」[Berlin 1969: p.179] を意味しているのであれば，W が X よりも自由度が高いと評価することは，われわれの直観に反する。

第二に，基数説は単一要素集合から選択する際には自由は存在しないと想定し，この想定を「無選択状況の無差別」[Pattanaik & Xu 1990: p.386] として公理化している。すなわち，{r} も {b} も自由が存在しないという意味において無差別であるというのである[29]。

これに対して，セン [Sen 2002: p.602, 下巻 229 頁] は無選択状況の無差別という公理自体が直観に反すると批判する。確かに，{r, b} という機会集合から r を選択することと比べて，単一要素集合 {r} から r を選ばされることは，自分の手で選択するという自由のプロセス的側面が著しく侵害されていることは否定できない。

しかし，自由にはプロセス的側面だけではなく，自分の望むことを行うという機会的な側面も存在するとセンは主張し，このような自由を「機会自由」[Sen 2002: ch.20, sec.2] と呼んでいる。機会自由の観点からは，自分が好きな赤いシャツを着ることと，自分が大嫌いな青いシャツを着ることでは，大きな相違があり，{r} と {b} とは無差別であるどころか，重大な相違があるというのである。

以上のような理由から，純粋な基数説を乗り越えて，集合の要素の量だけでなく，要素の質を評価しようとする動向が見られる。ただし，その具体的な方向性に関しては，争いが存在する。セン [Sen 2002] は要素に対する選好を自由の尺度の中に取り込もうとしているが，選好ではなく要素の「相違」を自由の尺度としようとする試みも存在する [Pattanaik & Xu 2000][30]。

本稿でこの論争の細部に立ち入ることはできないが，集合の価値の評価においては，要素評価説のように完全に要素の価値に還元することはできないものの，何らかの仕方で要素の評価が影響を与えることは承認されていると言ってよいだろう。

4. おわりに

本稿は，集合概念という視座を設定することにより，多様な側面を有するセンの挑戦の意義を理解しようとする試みである。第二節で明らかにしたように，センは個人による評価の理由となりうる多様な要素を社会的選択理論に導入しようとしている。したがって，社会的選択のために必要な情報基礎は拡大し，社会的選択という営為は必然的に複雑なものになる。

また，第三節で述べたように，従来の社会的選択理論のように最大化を社会的選択を導く目的として理解する場合には，集合の中の最大の要素以外の要素に注目する必要はないだろう。しかし，社会的選択の目的を最大化に限定せず，分配的な考慮も視野に収めようとするならば，最大の要素以外の要素，集合全体への注目は不可避となる。

もちろん，集合は別の集合の要素となりうることからも理解できるように，集合概念と要素概念との区分は，それほど明確なものではない。さらに，セン自身も指摘しているように，集合を評価するためには，集合そのものだけでなく，その要素に対しても何らかの仕方で言及せざるを得ないことを考えるならば，この区分はますますあいまいなものとなるだろう。要するに，集合概念という視座だけで，すべてが説明できるわけではないのである。

他方において，集合に注目しなければ，十全には理解できない諸概念がある。それは，平等，自由，多様性などといった概念である。ある状態と別の状態のどちらが自由，平等，多様であるかを理解するためには，各状態に含まれている要素の評価を超えて，集合全体を評価の対象とせざるを得ない。その結果，要素の評価を軸に蓄積されてきた標準的な社会的選択理論の方法のいくつかは放棄されるであろう。しかし，社会的選択理論の目的が，従来の方法論の精緻化のみにあるのではなく，個人の評価や社会の価値を明確化し，それ

らについての合理的な選択や議論の方法を探究することにあるとするならば，この放棄は不可避なのである。センによる標準的な社会的選択理論からの逸脱の根底にはこのようなメッセージがあるように思われる。

［注］

⑴ メニューのもつこの価値を，センは「メニューの認識的価値」［Sen 2002: p.255, 上巻261頁］と呼んでいる。

⑵ もちろん，集合を要素とする集合を考えることも可能であるから，集合概念と要素概念の区分は相対的なものである。

⑶ 社会の価値を個人による評価とは無関係に理解することも可能ではあるが，アローはそのような理解を「賦課的」であるとして退けている。

⑷ 政治的決定の文脈において，個人による選択についての情報を入力を投票に限定することが狭隘であることは否定できないが，ここではこの問題に立ち入らない。

⑸ センが「リベラル・パラドックス」の問題提起の際に用いた例においては，他者のペアに関心を示すお節介な人が登場していたことを想起すべきであろう。

⑹ あるいはXからYに移行したところで自分には実害がないことを確認した上で。

⑺ この点を危惧したのが，初期のR.ドゥウォーキン［Dworkin 1977］の権利論である。彼は他者の状態に対する選好である外的選好を排除する装置として，個人の権利を擁護している。

⑻ アロー［Arrow 1963: p.24, 40頁］によると，この想定は，厚生経済学においてしばしばなされるものである。

⑼ アローの言葉を用いるならば，価値評価の場合，個人が直面するのは，選択肢の「ペア」ではなく，多くの選択肢を含んだ「環境」ということになるのだろう。参照，Arrow（1968: p.20, 32頁）。

⑽ ただし，アロー自身が趣味嗜好と価値評価という区分を徹底していたのかに関しては，疑問なしとはしない。というのも，アローは投票という方法と市場とを独裁や慣習と対比しつつ，前者を「社会的選択を行う際に多くの個人の趣味嗜好を融合する方法」［Arrow 1968: p.2, 5頁］として特徴づけているからである。

⑾ 前述の例におけるCの反感のように。

⑿ コミットメントについては，参照，Sen（1982）。

⒀ この例は，Sen（2002: ch.4, sec.3）を改変したものである。

⒁ $C(S_1) = a_1$

⒂ $C(S_2) = b_1$

⒃ センは，いささか挑発的に「思想の自由の根本的な否定」［Sen 2002: p.5, 上巻6頁］とまで述べている。

⒄ たとえば，個人の価値には必ずしも還元できない非個人的な価値として，自然環境などを考えることができるだろう。

⒅ ただし，パーフィット自身はこの制約を擁護しているわけではない。

⒆ ちなみに，人格影響的制約は，アローによる趣味嗜好と価値評価の双方を含みうる。つまり，前述のBによる選択は，Aという他者の状態に言及しているが故に，価値評価ではあるが，Bの選択によって影響を与える人（A）にとってよいかわるいかを根拠にしている点において，人格影響的制約に従っているのである。

⒇ 同様の理由から，Y＞Z。

(21) 平等に価値があるのか，あるとしたなら，それはどこにあるのかという問題についての論争として，有名なものはJ.ブルームとL.テムキンによるものである。この論争については，参照，井上（2017: 第4章）。なお，井上によるこの問題に対する回答は「宇宙的価値」としての平等といういささか意外なものである。

(22) たとえば，ミルによる天才の価値の強調［Mill 1991/1859: ch.3, para.11］は，要素概念としての個性という解釈と整合的なものである。

(23) 人間の本性が同一であるとするならば，能力を十分に発達させることは，個性の喪失につながるかもしれない。

(24) 多様性の個人的価値については，参照，若松（2017）。

(25) たとえば，参照，Sen（2002: ch.9）。

(26) ただし，本稿の主張は，多様性や平等は，集合に注目することによって，個人的価値として説明することもできるというだけである。したがって，個人的価値の観点から多様性や平等のすべての側面を捉えることができるとか，方法論的個人主義を捨て去り，非個人的な価値を正面から認める必要はないとまで主張するつもりはない。

(27) X＝Y＝Z

(28) その代表的な存在は，Pattanaik & Xu（1990）である。

(29) この公理は，他の公理とともに，選択肢の数で自由の量を測定しようとする基数説を正当化するための出発点となっている。そして，この公理なしでは，基数説はその目的地に到達できないのである。

(30) ただし，要素の相違を選好に依拠せずに同定できるのかという点に関しては，異論が存在する。この点に関しては，参照，Sugden（2003）。

［参照文献］

Arrow 1963: Kenneth Arrow, *Social Choice and Individual Values* 2nd. edition, Yale University Press, 長名寛明訳『社会的選択と個人的評価』（日本経済新聞社, 1977年）。

Berlin 1969: Isaiah Berlin, *Four Essays on Liberty*, Oxford University Press.

Carter 1991: Ian Carter, *A Measure of Freedom*, Oxford University Press.

Dworkin 1977: Ronald Dworkin, *Taking Rights Seriously*, Harvard University Press, 木下毅，野坂泰司，小林公訳『権利論（増補版）』（木鐸社，2003 年），『権利論(2)』（木鐸社，2001 年）。

Kreps 1979: David Kreps, "A Representation Theorem for 'Preference for Flexibility'," *Econometrica*, vol.47, 565–77.

Mill 1991/1859: John Stuart Mill, "On Liberty," in John Gray (ed.) *On Liberty and Other Essays*, Oxford University Press, 山岡洋一訳『自由論』（日経 BP 社，2011 年）。

Parfit 1984: Derek Parfit, *Reasons and Persons*, Clarendon Press, 森村進訳『理由と人格』（勁草書房，1998 年）。

Parfit 2000: Derek Parfit, "Equality or Priority," in Clayton, Matthew and Andrew Williams (eds.) *The Ideal of Equality*, Palgrave Macmillan, 81–125, 堀田義太郎訳「平等か優先か」，広瀬巌編・監訳『平等主義基本論文集』（勁草書房，2018 年），131–205 頁。

Pattanaik & Xu 1990: Pattanaik, Prasanta and Yongsheng Xu, "On Ranking Opportunity Sets in Terms of Freedom of Choice," *Recherches Economiques de Louvain*, vol. 58, 383–90.

Pattanaik & Xu 2000: Pattanaik, Prasanta and Yongsheng Xu, "On Diversity and Freedom of Choice," *Mathematical Social Sciences*, vol. 40, 123–30.

Sen 1982: Amartya Sen, *Choice, Welfare and Measurement*, Basil Blackwell, 大庭健・川本隆史訳『合理的な愚か者』（勁草書房，1989 年）。

Sen 2002: Amartya Sen, *Rationality and Freedom*, Harvard University Press, 若松良樹，須賀晃一，後藤玲子監訳『合理性と自由（上・下）』（勁草書房，2014 年）。

Sugden 2003: Robert Sugden, "Opportunity as a Space for Individuality," *Ethics*, vol.113, 783–809.

井上 2017: 井上彰『正義・平等・責任』（岩波書店）。

若松 2017: 若松良樹「ミルにおける自由と効用」，若松編『功利主義の逆襲』（ナカニシヤ出版，2017 年），147–74。

アローとセン

――社会的選択理論の成立とその批判的展開――

後藤玲子*

1. はじめに

21世紀の初め，2人の巨人が続けざまに大隈講堂をおとずれた。ケネス・アローとアマルティア・センである。現代日本が誇る知の殿堂の一つに，偶々，重ね合わせられた2人の像は，ミケランジェロの描く「アテネの大聖堂」をゆっくりと語らいながら歩む，プラトンとアリストテレスをほうふつとさせる。垂直に天を指さすアローは（プラトンさながら）厳密な論理の世界を構築することの楽しさを，水平に真正面を指さすセンは（アリストテレスさながら）論理を現実に開くことのよろこびを説いているかのようだ。

周囲には，思い思いの恰好で――ほほ杖をついたり，地べたで図面を広げたり？――自分の好きな仕事を楽しむたくさんの人がいる。現実の世界をもっとよく見ようという人もいれば，世界を見る自分たち自身の足場をもっとよく照らし出そうという人もいる。トニー・アトキンソンの明るい顔やジョン・ロールズの温厚な笑顔も覗いている。

これはもちろん筆者の抱いた幻想にすぎない。後述するようにアローは「プラトン的実在論」からの離脱を宣言する！そもそも，新古典派経済学は「ヒーロー」とはなじみがよくない。無数のアクターたちが参加する自由な競争市場は，特定の個人による「知」の独占をもよしとはしないであろう。それは権威や権力の固定化を回避する近代科学の智慧であるが，とりわけ新古典派経済学にその智慧が，強く作用してきたように思う。

とはいえ，特定の名前や顔が，多くの貴重な知識や観念をコンパクトに表象しながら，時代に刻み込まれることはある。アローとセンのケースはまさしくそうで，アローの周りには6人のノーベル賞受賞者たちを中心とする同心円が拡がり，センの周りには世界中から何十万という研究者・実践家・市民たちが集まった。アローとセンの語らい，2人の重なりとずれは，現代経済学が取り組むべき課題を象徴する。本稿の目的は，「経済と倫理」を主線とし，「理論と現実」を伏線として，アローとセンの重なりとずれをスケッチすること，それを通じて，取り組むべき課題を浮かび上がらせることにある。以下に問題関心を記そう。

人が心から親切にしたいとは思えなくても，道徳法則を尊重し，それに適う行為をなすことができるなら，それで十分だとエマニュエル・カントは考えた。「心」ではなく「形式」に着眼する点において，カントの倫理学は経済学の関心と一部，重なる。個々人の行為を集積しつつ，それを超えるものが社会制度・システムであるとしたら，経済学の関心は，まさに，人の心ではなく，人の行為の集積である社会制度・システムに置かれるからである。

経済学が，社会制度・システムに関心を寄せる背後には次のようなざっくりとした人間観がある。どんなエゴイストであっても，サディストであっても，シニシストであっても，もし，その人もまた，不遇な人々に配慮する社会システムに身を置くはめになったとしたら，行為できる範囲は自ずと枠づけられて，結局のところ，不遇な人々に配慮するシステムの目的をそう大きく外れることはないだろう，といった制度依存的・他者依存的な人間観である。

＊　一橋大学経済研究所

付記すれば，ここには特定の個人にはりつき，真空状態で維持される絶対悪（evil）は想定されていない。人であるからには適度な財を必要とする，適度な財を消費し生存し続けるためには，悪もまたほどほどにせざるを得ないはずだと考えるからである。むしろ，次のような進歩観がある。「疑いもなく人間は今日でさえも一般に見られるよりもはるかに多くの非利己的な献身を行うことができる。経済学者の最高の目的は，そのような潜在的な社会的資産をもっとも速やかに開発し，もっとも賢明に活用することが，いかにすれば可能であるかを見出すことである」（マーシャル，1920=1985/1997，13）。

アダム・スミス，アルフレッド・マーシャル，レオン・ワルラス，ヴィルフレド・パレート，アーサー・ピグー，カール・マルクス，メイナード・ケインズ，ジョゼフ・シュンペーターらが持ち続けたこの経済学の関心を理解し，共有しているという意味では，アマルティア・センはまぎれもなく経済学者である。その点では，彼が深く敬愛しながらも，果敢に挑み続けた，ケネス・アローやポール・サミュエルソンとまったく変わるところがない。個々人の自発性と相互依存関係を最大限に尊重する，人とシステムのあり方の解明を厚生経済学の第一の主題とする点でも，彼らの間に異論はないはずだ。それでは，センの特異性はいったいどこにあるのだろうか。

サミュエルソンが経済学者を腕のいい職人と見なしていたことはよく知られている（鈴村・後藤，2001/2002，Samuelson, 1947/1983）。社会的厚生関数が体現する社会的価値それ自体は外から降ってくるものとして，その性能を論理的に調べる職人だ。『社会的選択と個人的価値』（1951/1963）を記したアローも，その関心は社会的選択と個人的評価との対応関係を論理実証的に解明することにあり，社会的価値の内容そのものを論ずることは極力，抑制された。研究課題はもっぱら普遍的・一般的に構築された現代の法・経済・政治システムの表層に潜むさまざまな難問（パラドックス・ディレンマ）を解き明かすことに置かれた。

もっとも，腕のいい職人は良質の哲学（美学，モットー，人間観や世界観）をも持つもので，サミュエルソンは豊かな表現を駆使した文筆家としても知られる。また，次節で詳述するように，アローの哲学的素養には並外れたものがある。だが，自らの内にある哲学を対象化し，それ自体を批判的に精査しようとする職人は少ない。それらは専門とは別の仕事になってしまうからだ。サミュエルソンやアローの場合，しばしば哲学的考察は，教養のきれはし，直観や経験の断片的な記述にとどめられ，本職の合間になされた副業の感を否めない。

それに対して，センは違った。彼はもちろん腕のいい経済理論家，経済統計家の必要性を強く認識していたし，自らもそうであろうとしたものの，それだけに経済学の役割を限定しようとはしなかった。むしろ，経済理論・経済統計の背後にある諸前提を根源的に問うこと，それらの到達点と限界を明らかにしたうえで，探究すべきオールタナティブな理論に向けて，新たな分析装置を考案する，そういう役割を担う研究分野を経済学の中に求め，自らその基礎となる業績を残そうとした。まさに「経済哲学」という研究分野に貢献した。

センが，とりわけ自らの内なる職人的気質と哲学的関心をいかんなく発揮して，既存の経済学への果敢な戦いを試みたのは，1998 年ノーベル経済学賞受賞に先立つ 1970 年代のことだった。それはアローがノーベル経済学賞を受賞し（1972 年），理論の適用範囲を拡げようとした時期である。また，第二次世界大戦に翻弄された先人たちが，多大な犠牲と廃墟のあとから立ち上がり，国家や民族の再起をかけて取り組んだ大きな社会実験，大きな物語り，それらが，またしても，癒しがたい傷と失望を残して退場していった時期であり，それゆえに，単一の価値や原理で世界を総ざらいしようとすることの困難さが――ほとんど決定打のように――，人々の眼に印象づけられるようになってきた時代である。

以下では主としてこの 70 年代のセン経済学を光源として，アローとセンの重なりとずれを照らし出したい。

2．社会的選択理論の哲学的射程

本節では，アローによる社会的選択理論の誕生にさかのぼり，アローとセンが共通の土壌とする

社会的選択理論それ自体の立ち位置を確認したい。考察すべき論点は３つある。

第１は，社会的選択理論は，「旧」から「新」へ変貌しつつあった厚生経済学に対してどのような役割を果たすことになったか。

第２は，社会的選択理論は，同時期に，興隆しつつあったゲーム理論，不確実性理論と異なるどのような視野をもっていたか。

第３は，社会的選択理論は，いかなる哲学的射程を切り開くことになったか。

これらは，いずれも大きな問いであり，本来，１つ１つ独立に検討すべきであるが，残念ながら，手がかりとなる資料はさほど多くない。ここでは，これら３つの問いを絡めながら，その輪郭を描くにとどめたい。３つ目の論点から始めよう。

先述したアローの『社会的選択と個人的価値』（1951/1963）は数理経済学の書にして，哲学の言葉がきらめく経済哲学の書でもある。驚くことに，アローはそこで３つの哲学的貢献をなしている。(1)自分が展開する理論を科学哲学方法論の中に位置づける努力をしている。さらに，(2)自分が展開する理論が拠って立つ社会的コンテクストを国家体制論の中に位置づける努力をしている。加えて，(3)自分が展開する理論が切り開くであろう地平を学問パラダイムの中に位置づけ直す努力をしている。

それぞれはごく短いフレーズで語られているので，ここではその意味の解釈を，傍証となる資料と想像力で補うことをお許し願いたい。時はアローの学部生時代にさかのぼる。

第二次世界大戦前後，すでにプラグマティズムや新実在論・批判的実在論などの独自の哲学を展開していたアメリカ合衆国は，ナチスの迫害を逃れて渡米した亡命知識人たちを含めて，多様な理論や思想を吸引していた。例えば，フォン・ミーゼズやフリードリッヒ・ハイエクらを通じて主観的効用理論を発展させたオーストリア学派がアメリカに渡った。また，カール・メンガーらウイーン学団を中心とする論理実証主義がルードルフ・カルナップを通じて直接，あるいは，ヴィドゲンシュタインらとケンブリッジ分析哲学を展開したバートランド・ラッセルらを経由して，アメリカに渡った。興味深いことに，この流れはソースタイン・ヴェブレンやフランク・ナイト，ロナルド・フィッシャーらの経済学とも共振しながら，新古典派経済学理論とそれへの対抗理論とを同時に育んでいく（コーザー，1988 など）。不確実性の理論や新たな統計・確率理論，ゲーム理論など，現代に続く主要な経済理論が次々と生まれることになった。社会的選択理論の誕生もこの流れから無縁ではない。

注記すれば，論理実証主義とは，数学と自然科学の素養を基に，観念論や形而上学とは異なるスタイルの哲学を求める立場である。知識は，形式的論理と経験的知識という２つのタイプに集約され，数理的モデルや科学的テストが哲学の方法として（も）採用された。ただし，伝統的な実在論（realism）-名目論（nominalism）論争に関する論理実証主義者の態度は一様ではなかった。観念論を排して形あるものに関心を限るとして，数理的モデルにしろ，経験科学にしろ，はたして，それはどこまで現実を再現可能であるのか，可能であるべきなのか，導出された科学的知識や哲学的言明はどこまでリアルなのか，それらにどこまでリアルさを求めるべきなのかについては，見解が分かれた。これらは現代に続く難問であり，新たな学問形式を生み出す原動力ともされる。

社会的選択理論の誕生には，次のような歴史的偶然もあった。学問の自由・精神の自由を重んじたアメリカではあるが，著名な研究者であっても，不道徳な発言をなした等の理由で，特定の大学への着任や講座の担当を拒否されることがあった。例えば，ラッセルは，「性と結婚に関する不道徳」を理由に，ニューヨーク市立大学での論理学の講座を拒否された。そのため，当時，ニューヨーク市立大学の学部学生であり，ラッセルに深く傾倒していたアローは，急遽，ラッセルに代わって着任した，アルフレッド・タルスキーから論理学の講義を受けることになった。当時，ワルシャワからナチスの迫害を逃れてアメリカに渡っていたタルスキーは，論理実証主義者のカルナップらと親交をもちつつも，「真理論」に関する研究等で独自の理論を展開する数理論理学者だった（Tarski, 1941）(1)。アローはこのタルスキーから，後に社会的選択理論の中核的道具となる「二項関係」（反射性，推移性，完備性を満たす「順序」）の基礎を教授されたという（Arrow, 1950）。

タルスキーから教授されたこの「二項関係」や

集合論，そして数理論理学の標準的な手法であった公理的アプローチ（ロールズのとった政治的構成主義的とも共通する）が，アローの創始した社会的選択理論の中核的な手法となる。アローは，当時，科学的方法としては実在論から名目論へと移行しつつも，問題関心においてはいまだに実在論の名残りをとどめていた「新」厚生経済学を，名目論の方向へと強く後推しすることになる(2)。これが上述の第一の論点と関連する。簡単に説明しよう。

彼は，『社会的選択と個人的価値』の中で，次のように言明している。「近代という時代がもつ名目論的気性のもとでは，プラトン的存在論（Platonic realm of being）が前提とする社会的理念の実在はもはや意味をもたない」と（Arrow, 1951/1963, 22）。さらに，アローは，「社会的善をもっぱら個人的善に根拠づけた」点において，功利主義，そしてヘドニック心理学はまさに実在論から名目論に舵を切ったと結論付ける。その一方で，彼は，ライプニッツの観察可能性の原理を受容する。これが序数的個人間比較不可能な選好概念を採用する背景哲学となった。

センが的確にまとめているように，経済学の分析道具の鍵となっている「効用」概念には，もともと財の消費によって得られる快不快，満足，幸福等の豊かな意味があった。限界革命を推し進めたカール・メンガー（父）らによって，効用の絶対的水準ではなく，限りなく微少な変化に視点が転換されたものの，依然としてその実体的意味をひきずっていた（メンガー，1923=1982）。ウィリアム・ジェボンズの関心を受け継ぎながら，イギリス・ケンブリッジで厚生経済学を発展させたアルフレッド・マーシャルはその課題を「人間の個人的，社会的行為の内で，福祉の物的条件の獲得と利用にもっとも密接に結びついた部分」においていた(3)。

だが，当時，アローが関心をもった，「一般均衡」の安定性・一意性に着目する経済分析で必要となる情報は，個々人の状態としての効用水準ではなく，諸財の代替性をめぐる主観的な相対的評価だけだった。事実，第二次大戦以降の経済学理論の主要な道具は，（エッジワース・ボックスに代表される）「消費無差別曲線」群だったとアローは述懐する。個人の効用関数と呼ばれるものの正体は，少なくとも機能的には，連続性と凸性をみたす選好順序（二項関係）の表象に過ぎない。バーグソン＝サミュエルソンの社会厚生関数もその構造は一緒だ。サミュエルソンのいう「新」厚生経済学の新規性が，効用から選好（さらには選択）への還元にあることを見抜いたアローは，「既知の結果を他の言語に翻訳するだけ」の経済理論からきっぱりと離れることを決意する。

3．投票理論と哲学的視座の展開

アローが標準的な経済理論から訣別し，新たな分野を開拓するには，もう 1 つ，18 世紀コンドルセらにさかのぼる「投票理論」の観点が必要だった。その観点は，同時代，ノイマン-モルゲンシュタインを中心に展開されていたゲーム理論との比較によってより鮮明となる。当時，ノイマンらは，個人の主観的なリスク選好をもとに，基数的かつ個人間水準比較不可能な効用概念を考案し，それを協力ゲーム・非協力ゲームの分析道具としていた。アローはなぜ，そのアイディアを採り入れなかったのだろうか。そもそもなぜ，解くべき現実の問題状況を，利害をもつ主体間の「ゲーム」的交渉としてではなく，個々人が形成する個人的評価を集計する「社会的選択」として捉えようとしたのだろうか。これが，上述した第二の論点である。

この難問を考察するにあたって，再度，ナラティブな逸話を参照したい。よく知られているように，アローが社会的選択問題における不可能性定理を発見するきっかけは，当時，彼が招聘されたランド研究所で，軍縮をめぐる国家間の交渉問題という共通論題を前に，上司であるオラフ・ヘルマーから，そもそもあるコミュニティにおいて，1 つの効用関数が成立つとはどういうことだろうと問われたことがきっかけだった。もし，そのとき，ヘルマーが，論点を，利害を異にする主体間の交渉問題に還元していたとしたら，即，ゲーム理論が適用されただろうから，社会的選択理論が生まれる余地はなかったかもしれない。

コミュニティ内での効用関数の成立ちを考察する手がかりとして，即座にバーグソン＝サミュエ

ルソンの「社会厚生関数」を思い浮かべたアローであるが，やがて，そのテーマがコンドルセパラドックスなどを扱う投票理論と同様の論理的構造を持つことに気づく。すなわち，「社会厚生関数」の構成可能性を問うことは，投票ルールと同様に，整合的な「社会的選択」の実現可能性を問うことに他ならない点に気づく。投票理論の情報的基礎は，序数的かつ個人間水準比較不可能な「二項関係」であったから，主体間の交渉を扱うゲーム理論のように，個々人の効用関数に基数的性質をもたせる必要はないと判断された。

以上，2つの水脈をもとに，個々人の選好順序を集計して社会的選好順序を構成する手続きを研究対象とする現代の社会的選択理論が準備されたのだ。再度，まとめると，その特徴は，第一に，効用概念が有していた実体的意味が見事に捨象され，もっぱら集計されるための記号とされた個々人の（序数的に個人間比較不可能な）選好順序を基礎概念とする点にあった。第二に，いくつかの望ましい（論理的・規範的な）性質を公理として明示化しながら，一定の形式論理学の枠内で，公理間の論理的整合性を問う方法にあった。付記すれば，序数的に個人間比較不可能で，かつ，連続性と凸性をみたす選好順序（二項関係）は，後に，ドブリューとの共著として発表される自由競争市場における一般均衡解の存在証明の要にもなった（Arrow=Debreu, 1954）。共通の分析装置から2つの著名な定理が生まれることになったのだ。

投票理論にルーツを持つ社会的選択理論の定理をアローは民主主義の理論であると呼んだ。ワルラスらの一般均衡理論に連なる後者の定理をアローは市場の理論であると呼んだ。共通の分析装置から導出された2つの定理は，（個人の選好の定義域等の相違を超えて）民主主義と市場は同一の構造をもった双生児に他ならないというレトリックをもたらした。だが，アローにとってこれはレトリック以上の意味を伴っていた。なぜなら，これらの定理を導出するアローの直観は，民主主義も市場も，序数的で個人間比較不可能な個々人の選好順序を，それのみを情報的基礎とするシステムだという点で共通するという，政治哲学に先導されていたからである。再度，アローの哲学的射程に戻ってこの点を確かめよう。

アローのいう名目論，すなわち「社会的善をもっぱら個人的善に根拠づける」方法は，経済学における「方法論的個人主義」，あるいは，政治哲学，社会学における「政治的構成主義」，「社会的構成主義」などと呼ばれる手法とも共通する。その特徴は個人の善に外在し，個人の善を圧倒的に凌駕し，個人の善を抑圧する恐れのある善，例えば，国家の善や共同体の善といったものを，社会の目標関数の中に安易にすべりこませない点にある。

この名目論的な科学方法論の進展は，（個を抑圧する全体主義の圧力を民主主義の力で押し返そうとしたかのように見える）イギリス，フランス，スウェーデンなどを特徴づける「資本主義的民主主義」体制の伝搬と深く関連していることをアローは早くから自覚していた（Arrow, 1951/1963, 1）。彼はまた，彼のとった「個人間比較不可能な序数主義」は，個人の選好への社会的介入を拒否し，「政治的民主主義とレッセフェール的経済，消費者の財選択に関する，また，就労者の職業選択に関する自由なシステム」を助長するであろうことを正しく認識していた（Arrow, 1951/1963, 23）。

アロー自身が最終的に，「資本主義的民主主義」体制を支持していたのか，実在論を完全に退け名目論に帰依していたのか，そして，「個人間比較不可能な序数主義」に賛同していたのかは定かではない。アロー自身は，個人主義的世界観を持っていたわけではないこと，むしろ，個人間の不可分性・内的共同性を事実としても，規範としても深く認識していたことは，彼の書いたものや話したことから伺われる。例えば，彼は，ロールズの「才能のプーリング」といった考え方に十分共感しうるとしたうえで次のようにぼやいている。「貢献に応ずる分配を当然だと考える学生たちを説得することは困難だ」と(4)。また，

結論的には，アローは，自分を真に説得する批判者の出現を切望しながら，自らその作業に着手することはなかった，批判の立証責任は批判者の側に預けられることになったといえるだろう。おそらく，その最大の理由は，論理の飛躍を嫌った科学者としてのアローの誠実さにあると思われる。アローの誠実さは次のエッセイにも伺える(5)。

> 個人を特定の要因リストに還元してしまうことは深い意味での個人性（individuality）

を否定することになる。私には十分に論証することができないが，諸個人の自律，人々の間の非通約性は個人間比較の可能性によって否定されてしまうように見える。私が，正義の理論を求めつつも，純粋な序数主義から飛び立つことを躊躇する理由はここにある。（Arrow, 1977, 222-223）

（容易に反論できない）実在論への批判をひとまず受け入れたうえで，名目論を論理的に徹底するとしたら，はたしてどんな帰結が待ち受けているのか，もし，あるとしたら，その限界を浮き彫りにすることに，アローは経済学者としての彼自身の仕事を留めた。例えば，彼は，序数的で個人間比較不可能な選好を前提とした理由を次のように述べる。

> 2 つの状態を比較する経験的方法がないとしたら，それらを区別する倫理的方法は存在しない。価値判断は経験的に区別可能な現象を等しく扱うことはできるが，経験的に区別不可能な状態を差別することはできない（Arrow, 1963, 112）。

序数的で個人間比較不可能な選好という仮定は，社会の中のさまざまな個人の価値を，「経験的に区別不可能な状態」と見なすことにより，事実として「差別することができない」という結論を導くことに成功する。あえて規範を持ち出さずとも，規範が望む結果（平等な扱い）が実現される。このような論理展開は，アダム・スミスの「見えざる手」とも似て，経済学者を魅了してきた。だが，ここでの平等は，センが鋭く認識していたように，本来，異なるかもしれないものも含めて，あらゆるものを形式的に等しく扱う平等である点に留意が必要である。もともと存在しているかもしれないでこぼこを埋めることはできない（Sen, 2002, 369）[6]。「見えざる手」では初期賦与の不平等を是正することができないように。

先に記したように，当時，すでにアローは経済学のパラダイムのセンターに位置した。個人的にはどうあろうとも，研究者として彼のとった科学的方法は，経済学のパラダイムの射程を限界づけずにはいられない。70 年代，アマルティア・センが挑もうとしたのは，まさにこの厚みを増しつつあった学問分野の壁だった。

4. 道 徳 言 明

アローの社会的選択理論デビュー後，約 20 年経った 1970 年に，センは『集合的選択と社会的厚生』を刊行する。その間，彼はジョアン・ロビンソンらのいるケンブリッジスクールで学位をとり，経済成長論，資源分配論，国民所得などの業績を挙げながらも，マクロ経済学には進まずに，インド・デリー大学では社会的選択理論を教え，研究し続けていたという。本書はその成果である。同時期，道徳言語論等で著名なリチャード・ヘアらとの論争をもとに，哲学系の学術雑誌で，倫理的言明の基礎について独自の考察を提示する。代表的なものを 2 つ挙げよう。

1 つは，「である」から「すべき」が導出できないとしたら，規範は事実によって正当化できないというヒューム以来の難問である。センは，事実による規範の正当化はそもそも規範を事実に還元するという問題性を孕んでいる，むしろ，規範は事実とは異なる正当化根拠をもつべきことを主張した。他の 1 つは，道徳言語は「普遍化可能性」を持つべきだ，というヘアの主張である。センは，道徳や倫理はあらゆる事象・ケースに当てはまる 1 つの「基本的言明」，他の基準を圧倒する 1 つの「強制的言明」である必要はないと主張した。むしろ，圧倒的多くは「非基本的言明」あるいは「非強制的言明」であるから，文脈に応じて，また，イシューに応じて，異なる複数の言明間の異なるバランスがあってよいのだと（Sen, 1966, 1967）[7]。

これらの議論において，センはアローのふれた実在論-名目論論争には言及していない。論理実証主義についても言及していない。だが，ここには，明らかに，論理と経験にしか知識の根拠を認めない論理実証主義の立場とも，実体を切り捨てて記号としての選好に着目するアロー的名目論とも異なる視点があった。おそらく，センにとって，規範は実体を持ち，個々人の身体やさまざまな社会関係との結びつきを保ちつつ存在する。完全に人間の認識的構築物とは言い切れないものとして

実在する。ただし，それは完全に人々の認識から離れたところにあるものではない。人々からの支持がまったくないとしたら，その規範が実在すると主張し続けることは困難となろう。むろん，人々の支持があればいいというものでもない。規範に対する人々の支持は規範の受容を後ろ盾にする必要がある(8)。一般的には議論はここで循環論法に陥る。だが，上記の道徳言明に関するセンの議論を，彼の社会的選択に関する議論で補うと，この循環論法にわずかな切れ目を入れることができる。

センによれば，個人は私的な関心事上の選好とは別に，社会的な関心事を決めるための公共的判断をも持つ（Sen, 1979）。個々人の公共的判断の定義域には，自分以外の多くの人々の状態が入り込んでいる。他の人の効用関数も部分的に入り込んでいる。すなわち，個々人の公共的判断は他の人々の状態や効用関数を情報的基礎としながら，関連する分配的正義の基準や道徳判断を複数，吟味し，そのうちのいくつかを選んで適切にバランスづけることができる。そこにこそ個人の公共的判断の特徴がある。

センの議論で肝要なことは，人はすでに――自己利益最大化規範も含めて――規範を持っており，社会的関心事に関してはそれに相応しい複数の規範を選び，バランスづける構えをとっているという，議論の出発点である。そういう個々人が実際に，特定の諸規範を選び，それらをバランスづける作業は，最終的には公共的討議を通じてなされるであろう。なぜなら，社会的関心事の決め事にとって，最も重要なのは，決定事項によって影響を被る当事者であり，どういう規範のどんなバランスづけが最も適切であるかは，当事者らの情報との関係で決まってくるからである。社会的関心事における真理の鍵は，当事者らによる情報の提供とそれを承認する人々の公共的判断が握る(9)。

肝要なことは，このような個々人の公共的判断の中身の形成に，経済学の構成する理論もまた，影響を及ぼさざるを得ないということだ。主流派経済学の経済理論が「自己利益最大化」のみを目的とする合理的経済人を想定し，それに見合った経済システムを構想するのだとしたら，そのこと自体が，現実の経済システムへの影響を通じて，あるいは，より直接的に，知的文化環境として影響を与える可能性がある。これは科学は特定の価値から中立であり得るかという，ウェーバー以来の価値中立論争と関連する。センは，この価値論争を真正面から引き受けて，科学は社会的支配的な価値から中立であるどころか，それらの価値に影響を及ぼさずにはいられないのだという，きわめて明確な見解を形成していた（Sen, 1977）。

一方で，ケンブリッジスクール等を通じて，実体的な意味を伴う効用概念，資源・所得概念をもとに経済成長論，資源分配論，国民所得の研究をなしたこと，他方で，道徳言明の性質や根拠に関する研究をなしたこと，これらは，出身地であるインドの貧困や発展に対する深い関心とともに，アローのつくった社会的選択理論の枠組みを批判的に展開するセンのオリジナルな視点となった。次の言葉はその一端を示す。

> （自分の行う実質国民所得比較は，）「パレート最適性」，「補償テスト」などを使う伝統的な厚生経済学とも，また，アロー型「社会厚生関数」などを使う集合的選択理論とも，さらに，「費用便益分析」や「最適成長理論」などを使う標準的な国家計画とも異なるものとなろう（Sen, 1976/1982, 389）。

この関心は，社会的選択理論において，アローによって抽象化された効用概念を，より実体化していく一方で，潜在能力アプローチという新たな理論を創出するきっかけともなった(10)。次には，前者についてより詳細に見ていこう。

5. センによるアロー型社会的選択理論の批判的展開

アローの創始した社会的選択理論に対するセンの批判的展開のポイントは次の点に集約される。個人が持ちうる選好の中に，基数性や個人間比較可能性を満たすものを加えることによって，また，個人が持ちうる選好を，自分の関心事に関する選好（私的選好）と，社会的選択にカウントされるべき公共的判断の２つに区別することによって，個人的選好の定義域を拡大することである(11)。

もちろん，たとえ個人的選好の定義域を広げたとしても，推移性・完備性，ならびに，個々人の個人的選好の序数的形式の異同のみに着目する公理的条件が，集計手続きとしてそのまま維持されるとしたら，不可能性定理は免れない。証明上は不必要な条件を余分に増やしたにすぎないと非難されかねない。さらに，複層化された個々人の個人的選好を再度，統合するメタランキングを想定し，それに関しては序数的かつ個人間比較不可能性を仮定するとしたら，少なくとも形式上はアローの枠組みに還元されかねない。はたして，社会的選択理論におけるセンの新しさはどこにあったのだろうか。

第一に指摘されるのは，個人間比較可能な選好だからこそ，あるいは，多層性をもつ選好だからこそ意味をもつ公理を新たに導入したり，既存の仮定や公理的条件を修正することによって，自由尊重原理，無羨望原理，功利主義，ロールズ格差原理など，異なる集計手続きを一望に見渡す枠組みをつくった点にある。修正された公理的条件の代表例はパレート条件である。それはセンの提示したパレート派リベラル不可能性定理に関する彼自身の解決法の要とされる。

パレート条件はすべての個人が y よりも x を選好しているとしたら，社会的にも y よりも x が望ましいと選好されることを要請する。この条件の正当性は，しばしば，主権（集団の自律的決定権）の観点，さらには個人主義を超克する全体主義への警戒から主張される。パレート条件が満たされないとしたら，すなわち，ある社会のメンバーが全員一致して示している選好が社会的選好に反映されないとしたら，そこに部外者からの圧力が働いた可能性がある，主権尊重の観点からそれは認められないと。センは，この考えには穏当なものがあるとしながらも，次のように切り返す。はたして，「全員一致の選好を否定する議論に部外者を登場させる必要があるのだろうか」と。

これに対する彼の答えはもちろんノーであり，彼の提出する代替案は次のものである。すなわち，「y よりも x を選好している個人 i と，社会的選択の決定にあたって自分の選好が重きをなすのを望んでいる個人 i とを区別すること」。前者は一定の選好を示すがそこには雑多な理由が含まれている。それに対して，後者は，「社会的選択の決定にあたって自分の選好が重きをなす」ものは何かという観点から，前者をいわばスクリーニングした選好を示す。スクリーニングの結果，例えば，自分以外の人にとって本質的な「関心事」については本人の好みが尊重されることを容認する，そういう選好を個々人が社会的に表明するとしたら，それこそをパレート条件の基礎とすべきで，前者のもとに築かれたパレート条件の成立には主権尊重としての意味がない，というのがここでのセンの主張である。

第二に重要なことは，基数性や個人間比較可能性，あるいは，私的選好と公共的判断の区別に基づく選好の複層化によって拡張された定義域を，いわば「初期設定（デフォルト）」とする点，それにより，アローのもともとの定式化がそうであったように，序数的で個人間比較不可能な選好に定義域を限定する場合には，基数性，あるいは，個人間比較可能性といった性質をあえて排除する理由，後者のもとであれば使えたはずの公理や条件を閉め出すことの理由を明示化させる点にある。

考えうるあらゆる社会状態に関して，「適用除外」も含めてあらかじめルールをつくっておく，という意味で，これはまさに「法のルール（rule of law）」の理念に合致する枠組みである。もともと，考えうるあらゆる事柄を社会的選択問題と見なすという，アローの社会的選択理論における「定義域の普遍性」公理に，「法のルール（rule of law）」の理念を読み取ることができる。「どちらを向いて寝るか」とか，「何色のシャツを着るか」などという，常識では社会的選択問題からほど遠い例がテキストに登場するのはそのためである。

自分の行為を変化させたところで，他のだれも影響を受けないのだとしたら，それを社会的選択の問題とすること自体がプライバシーの侵害となりかねない。けれども，例えば，人々の服装について，国家が規制しようとしてきたら，あるいは，寝返りを打つことすらも困難な患者が大勢いるとしたら，社会的支援する仕組みが必要になってくる(12)。何を自明の「私的領域」とみなすか，それ自体が社会的選択問題のテーマとなってくるのである。

ただし，「法のルール（rule of law）」に関して注記すべきは，センはルールに完備性という性質を要求しないこと，むしろ，規範的な意味で非完

備性を積極的に評価する点である。換言すれば，法が自らの適用可能な範囲を見極め，難しい場合には「適用除外」を設けることを肯定する。センの枠組みの新しさは，一方で，社会が個々人の置かれた状況に等しく関心をもつことを徹底しながら，他方で，既存の基準のもとですべての個人のあらゆる状態を比較可能としてしまわない点，むしろ個人内・個人間の比較不可能性の余地を残しながら，個々人を包含する仕組みを構想する点にある。

第三に重要なことは，個人の選好における私的選好と公共的判断を区別する枠組みをもつことによって，個々人の倫理的態度を尊重する点にある。人は，自分の私的関心事に関しては独自の嗜好を持つ一方で，社会的関心事に関しては，それに相応しい規範を適切にバランスづけながら判断しようとする。個人を単一の選好で捕捉するモデルは，このような個人の倫理的態度を踏みにじる恐れがある一方で，個人の私的選好を無視する恐れもある。そのエッセンスは，センの挙げた次の例によって説明される（筆者により若干修正してある）。

1つのおもちゃを前にした兄と弟がいるとしよう。2人はじっと沈黙して動かない。先にその沈黙を破ったのは兄である。彼はさっと手を延ばしておもちゃを取った。すると，弟は思わず叫ぶ。「お兄ちゃん。ずるいよ！」。すかさず兄は応える。「ずるい？お前だったらどうするっていうんだ？」，弟「ぼくだったら...，お兄ちゃんにゆずろうと思うよ」，兄「じゃあいいじゃないか，お前がしたいと思った通りになったんだから」，弟「したいと思った通り？...」。弟は語る言葉を失った。

二人の会話は噛み合わない。この噛み合わなさはどこからくるのだろうか。兄自身はもっぱら利益・欲求の観点から行為したのに対し，弟はその観点から行為しなかった。否，より正確には，どういう観点から行為すべきかについての答えを保留していた。ところが，兄は弟の行為をもっぱら自分と同様な利益・欲求の観点から解釈した。弟がとったかもしれない「ゆずろうとする」意志を，「〜したい」という言語の形式だけに着目して，本人の欲求，自己利益への意思に回収してしまった。すなわち，兄はそもそも観点における異質性を認めようとはしなかったのだ。ここに噛み合わなさの本質がある。

行為の背後にあって，ある行為を選択させる観点の違い，一定の文脈で，ある行為を選択することの正当性を担保する理由の違い，それらを議論し合うどころか，そういった異質性があたかも存在しないがごとく，現に個々人の選好が包含している異質性をいっぺんになぎ倒してしまう一元化の論理を使った。そのおそるべき論理に弟はさらされた。

この例に象徴される一元化論理は実のところ，主流派経済学の道具である効用アプローチに共通する問題であることをセンは突き止める。例えば，センはそれを「厚生主義」の語で捉えようとした（Sen, 1979 など）。Sen and Williams（1982）の序章では，それをより広く「モニズム」という概念で捉えたうえで，その問題性を深く掘り下げている。

6. 結びに代えて

以上，アローによる社会的選択理論の誕生と1970年代のセン経済学のエッセンスを簡単にスケッチした。二人の重なりとずれを簡単にまとめて，結びに代えたい。

アローの研究関心は，実体的な意味を削ぎ落された，記号としての効用概念を手がかりとして一般理論を構築することに置かれた。そのうえで，アローは，現実の人々が自律的に，例えば，共同性やら，互助やらなどの倫理を受容することに，よき社会的選択が実現されることへの希望を託した。センも同じく，人々が自律的に倫理を受容することによき社会的選択の可能性を見る。ただし，アローとは違って，センは経済（厚生）と倫理，あるいは，論理と現実（実体）との緊張関係それ自体を理論の中に組み込む方途を探した。1970年代はこの点をめぐってアローとセンの間に静かに火花が散った時期であった。

本年はセンのノーベル経済学賞受賞20周年にあたる。だが，実際には本年は40周年に当たるといった方が正確かもしれない。なぜなら，社会的選択理論，厚生経済学，経済哲学を含むセンの経済学の真髄は1970年代に開花しているからである。しかも，そこで指摘された難問が，多く未

完の課題として現在に残されているからである。

本稿では十分に論ずることはできなかったが，そこで積み残された課題は前節末尾に記した「厚生主義」あるいは「モニズム」の語で捉えられる。経済学理論においても，科学方法論においても，現実の社会制度においても，マスメディアにおいても，人々の日常的な思考様式においても，蔓延するモニズム。それは貨幣と効用を道具とする「資本主義的民主主義」（アロー，本稿 4 節参照）の本質であるとともに，それへのオールタナティブの出現を困難とする「厚生主義」の本質でもある。別稿の課題としたい[13]。

［注］

(1) https://plato.stanford.edu/entries/tarski/#Bib など参照。

(2) 優れた数理論理学者であるとともに哲学者でもあったラッセルは，第一次世界大戦前後にアメリカで展開されたチャールズ・パースらのプラグマティズムのほか，ラルフ・ペリー（Ralph Barton Perry）らの新実在論やロイ・セラーズ（Sellars, Roy Wood）らの批判的実在論の影響も受けていた（https://russell.thefreelibrary.com/ など参照）。このラッセルではなく，タルスキーと出会ったことは，名目論に向かうきっかけとしては重要だったと思われる。

(3) 彼の提出した消費者余剰の概念は，「余剰満足の経済的な尺度」と表現されている（マーシャル，1920=1985/1997，183）

(4) Arrow, 1973, 99.

(5) このエッセイには同年に刊行された Sen, 1977c も引用されている。

(6) 後藤，2017，44–48 参照のこと。

(7) 鈴村・後藤，2001/2002 参照のこと。

(8) ここでの議論は，「客観性」をめぐる議論とも共通する。センは「思考の公共的枠組み」を客観性の根拠とするロールズの議論を受け入れている。また，社会的位置に依存した「位置客観性」の存在を認める独自の議論も展開している。

(9) 後藤，2002，第10章，後藤，2017，第2章参照のこと。

(10) 潜在能力アプローチについては，後藤，2017 など参照のこと。

(11) Sen, 1970，Sen, 1977b，Sen, 1979 参照のこと。

(12) ここで「個人的問題は政治的問題だ」というフェミニズムの言葉は家庭内の暴力などを捉える力をもったことが想起される。

(13) 後藤，2017 参照のこと。

［参考文献］

英語文献：

Arrow, K. J. (1950): “A Difficulty in the Concept of Social Welfare,” The Journal of Political Economy, Arrow K. J. and T. Scitovsky eds., Readings in Welfare Economics, American economic Association Series, London: George Allen and Unwin LTD, 1969.

Arrow, K. J. (1951/1963): Social Choice and Individual Values, 2nd ed., New York: Wiley.（長名寛明訳，『社会的選択と個人的評価』，日本経済新聞社，1977）.

Arrow, K. J. (1967): “Values and Collective Decision Making,” Philosophy, Politics and Society, Third Series, Oxford: Basil Blackwell（reprinted in Collected Papers of Kenneth J. Arrow: Social Choice and Justice, Cambridge: Harvard University Press.）

Arrow, K. J. (1973): Some Ordinalist-Utilitarian Notes on Rawls’s Theory of Justice, Journal of Philosophy, 245–263.

Arrow, K. J. (1977): Extended sympathy and the Possibility of Social Choice, American Economic Review, 219–225.

Arrow, K. J. (2017): On Ethics and Economics: Conversations with Kenneth J. Arrow (K. R. Monroe, N. M. Lampros eds.), Routledge.

Arrow, K. J.; Debreu, G. (1954). “Existence of an equilibrium for a competitive economy”. Econometrica 22 (3): 265–290.

Arrow, Kenneth J., and Harn, Frank (1971): General Competitive Analysis, San Francisco: Holden-Day; republished, Amsterdam: North-Holland, 1979.

Monroe K. R. & N. M. Lampros (Eds) (2016) *On Ethics and Economics: Conversations with Kenneth J. Arrow*, Routledge.

Kelly, J. S. (1987) An interview with Kenneth J. Arrow. Social Choice and Welfare 4, 43–62.

Samuelson, P. A. (1947/1983): Foundations of Economic Analysis, Cambridge, MA: Harvard University Press（佐藤隆三［初版］訳『経済分析の基礎』勁草書房，1967 年）.

Sen, A. K. (1966): “Hume’s Law and Hare’s Rule,” Philosophy, 41, 75–8.

Sen, A. K. (1967): “The Nature and Classes of Prescriptive Judgements,” Philosophical Quarterly, 17, 46–62.

Sen, K. A. (1970): Collective Choice and Social Welfare, San Francisco: Holden-Day（志田基与師監訳『集合的選択と社会的厚生』，勁草書房，2000）.

Sen, A. K. (1977a): “Rational fools: A Critique of the Behavioural Foundations of Economic Theory,” Philosophy and Public Affairs, 6, 317–344.

Sen, A. K. (1977b): “On Weights and Measures: Infor-

mational Constraints in Social Welfare Analysis", Econometrica, 45（Sen, 1982/1997, 226-263 に再録）.
Sen, A. K. (1977c): Social Choice Theory: A Re-examination, Econometrica, 1977, 45, 53-89.
Sen, A. K. (1979): "Personal Utilities and Public Judgements: or What's Wrong with Welfare Economics," Economic Journal, 537-58（Sen, 1982/1997, 327-352 に再録）.
Tarski, A. (1941): Introduction to Logic and to the Methodology of Deductive Science, translation of Tarski 1937 by O. Helmer, with additions. New York: Oxford University Press.

邦語文献（参照した文献が邦訳であったものを含む）

メンガー，カール（1923=1982）：八木紀一郎・中村友太郎・中島芳男訳，『一般理論経済学―遺稿による「経済学原理」第 2 版』，みすず書房。
コーザー，ルイス・A・（1984=1988）荒川幾男『亡命知識人とアメリカ――その影響とその経験』，岩波書店。
後藤玲子（2017）『潜在能力アプローチ―倫理と経済―』岩波書店。
後藤玲子（2002）『正義の経済哲学：ロールズとセン』，東洋経済新報社。
鈴村興太郎・後藤玲子（2001/2002）『アマルティア・セン――経済学と倫理学――』［改装新版］実教出版。
鈴村興太郎（2012）『社会的選択の理論・序説』，東洋経済新報社。
マーシャル，アルフレッド（1920=1985/1997）永沢越郎訳『経済学原理――序説――第 8 版　自然は飛躍しない』，岩波ブックサービスセンター。

戦後今治タオル工業における革新的企業者の育成：近藤憲司の松下電器産業時代を中心に

辻　智佐子*

要　約

本稿は，産業集積研究におけるミクロ的分析を目的とし，今治のタオルメーカーである近藤繊維工業２代目近藤憲司の松下電器産業時代の経験を戦後の松下労組結成過程において論じた。まず，松下幸之助に労組結成を進言した近藤の視点から松下労組結成の経緯を検討した結果，近藤は，GHQ の民主化政策の下で会社の存続と松下幸之助の続投を何よりも優先に考え，労資一体型の労組結成を実現した。次に，近藤が松下電器でのキャリアを捨て帰郷した背景について近藤の生い立ちや時代状況から考察し，今治タオル工業が戦後復興を経て成長産業になりつつあり，また幸之助の下で積んだキャリアが企業者としての近藤を育てたことなどを指摘した。

1．はじめに

近藤憲司は，愛媛県今治市に本社を置くタオルメーカーの近藤繊維工業株式会社（現・コンテックス株式会社）の２代目を務めた企業者である。愛媛県の東部に位置する今治市周辺地域（以下，今治）は，戦前からタオル製造が開始され，現在でも大阪の泉州と並んで日本を代表するタオル産地である。今治のタオル工業は，江戸時代からの綿織物業の伝統を継承する在来産業であり，時代の変遷にともなって小幅木綿から広幅木綿，綿ネル，そしてタオルへと製品を変えることで綿織物業の歴史を紡いできた。

今治では 1894 年に阿部平助が綿ネルの改造織機を使ってタオルを製織したのが最初であるが，戦前においては今治より早くタオル製織を開始した泉州と紀州が技術，生産量とも先陣を切っていた。しかし，戦後，タオル製品の差別化などによって 1960 年にタオルの売上高で泉州や紀州を抜き日本一となり，高度成長期をへて今治タオル工業はさらに発展を遂げた。そして，バブル経済の崩壊や輸入タオルの増加などを引金に 1990 年以降の売上高の急速な減少を経験したのち，2006 年からスタートした JAPAN ブランド育成支援事業による「今治タオルブランド」立ち上げの効果から 2010 年にようやく歯止めがかかった。日本のタオル工業をとり巻く状況は依然として厳しいが，今治では，中小規模のタオル関連の製造業者が産業集積を形成し，そのメリットを生かしながら地域産業としてなおも存続している。

本稿は，地域産業における産業集積研究のケーススタディとして戦後の今治タオル工業に着目し，とりわけタオルの製織工程を担うタオルメーカーに関する歴史的分析の一部として位置づけられる。日本での産業集積研究は，ピオリ＝セーブルの研究を受けて 1990 年代以降注目されるようになり，またバブル経済崩壊後の加速化する地域産業の衰退を背景に 1999 年「新中小企業基本法」，2007 年「企業立地の促進等による地域における産業集積及び活性化に関する法律」の制定を反映して，近年，多くの研究書や論文の蓄積がある(1)。これらの研究は，各地域の集積の相互比較や類型化を試みたり，その差異性や共通性を析出したりするなど，産業集積がいかに形成され維持され発展し

＊　城西大学経営学部

ていくか，あるいは衰退していくかについて貴重な示唆を与えるものである。しかし，ある特定の産業集積におけるマクロ的研究に留まっており，産業集積内の個別企業および個別企業者についてとり上げた研究はあまりない。本稿は，今治タオル工業における産業集積内の一企業者に焦点を当て，産業集積研究におけるミクロ的分析をおこなうことを目的としている。

先述の近藤繊維工業は，戦後，2代目の近藤憲司のときに大きく飛躍し，今治屈指のタオルメーカーに成長した。タオルは，染晒や製織，縫製など多くの工程をへて製造されるが，今治タオル工業の場合，そのほとんどの工程を産業集積内の分業によって担ってきた。なかんずく，製織工程に従事するタオルメーカーは産業集積内において主導的な立場にあったため，タオルメーカーの成長は産業集積の盛衰を左右した。また，近藤は，当時のタオルメーカーでは異色の自社ブランドの確立や独自の販売ルートの構築など他のメーカーと一線を画す方法で市場を拡大していき，産地に革新を持ち込んだ。こうした意味において，近藤繊維工業は，今治における産業集積の活性化に貢献し，日本一のタオル産地を支えてきた。近藤繊維工業の発展は近藤の手腕によるところが大きいが，企業者としての近藤の経歴を歴史的に遡っていくと，近藤がタオルメーカーの2代目を継承する以前に松下電器産業株式会社（現・パナソニック株式会社）の一社員として同社創設者の松下幸之助の影響を直接に受けていたこと，さらには戦後の同社労働組合の設立者のひとりであったことがわかった。

そこで本稿は，近藤の松下電器産業時代を振り返り，とくに近藤の松下電器産業の労組結成における足跡を辿り，企業者となる以前の近藤の経験を松下労組結成の歴史とともに紐解く。その際，近藤と松下幸之助の関係性について留意しながら近藤の企業者としてのルーツを探る。より具体的には，松下労組が編集した一連の『組合史』や社報「歩一会会誌」，松下幸之助の述懐を収蔵した幸之助による著書および『社史』，近藤憲司の日記やメモ，コンテックス（株）会長近藤寛司氏へのヒアリング内容などをおもな資料として，以下の論点を明らかにしていきたい。まず，松下労組がどのような経緯で結成されたのかを近藤の目をとおしてみていく。その際，近藤はなぜ松下電器産業に新しい労組を作る必要があると考えたのか，どのような労組を目指したのかについて検討する。また，松下労組結成から解散までの約1年間，近藤をはじめとする組合員たちはどのような活動をおこなったのかについても触れる。そして，松下労組結成を主導した近藤の生い立ちについて述べる。近藤は，松下電器産業入社後，戦後の労組結成をとおしてスピード出世を果たしたが，父親の創設したタオル工場を継ぐために本社での建設部長の肩書きを捨てて今治に帰郷する。結果的にみると，近藤の松下電器時代の10年間は将来の経営者としての思想・理念形成の時期にあたるが，「松下電器退社」の背景に何があったのかを近藤の経歴や時代背景から考察する。

2．松下労組結成前夜

組合員数約91,000人（2018年12月現在）を擁するパナソニックグループ労働組合連合会は，いまや日本の企業別労働組合を代表する巨大な単位組合である。同連合会の前身は松下産業労働組合（以下，松下労組）であり，労働組合法制定の翌月となる1946年1月に産声を上げた。この松下労組が結成される以前，松下電器産業では，従業員の福祉向上を目指した組織が戦前から存在していた。それが「歩一会」である。

「歩一会」は，「松下電器の将来は全員一致の精神から」という創業者の松下幸之助（以下，幸之助）の考えに基づき，「全員が歩みを一つにし，また一歩一歩踏みしめて着実に進んでいく」という趣旨のもとで，松下電気器具製作所創立から丸2年が経った1920年3月に組織された。ちょうど第一次世界大戦後の経済不況下において社会運動や労働運動が高揚しつつあった時期である。そして，「歩一会」は1946年1月の松下労組結成まで存続した。設置当初のメンバーは，全従業員27名と25歳の若き経営者の幸之助を含めた，合計28名であった（PHP総合研究所研究本部編［28］83-84頁）。「歩一会」の設置は，戦後不況で人員不足から人員整理へと一朝一夕で世の中が一変しても松下電器は変わらない，という幸之助

の将来に対する確信の表れでもあった（松下[32]）。

「歩一会」のもとで，従業員や従業員の家族のために様々なイベントが催され，親睦が図られた。揃いのユニフォームを着て遠足やハイキングに行ったり，演芸会を開いたり，1931 年 4 月には天王寺公園のグラウンドを借り切って第 1 回運動会を実施したり，従業員の数が増えるにつれてイベントは年々盛大になっていった。加えて，1927 年末から機関誌「歩一会会誌」[(2)]が発刊され，社内の情報交換が積極的におこなわれた。戦前の松下電器は，表 1 にみるように，1920 年結成の歩一会と 1933 年制定の七精神，同年実施の朝夕会の「三つがからみ合って，松下電器独特のカラーが形成」されていったのである（松下電器産業労働組合編［39］9 頁）。

しかしその一方で，戦前は経営に携わる社員と現場でモノづくりに従事する工員がそれぞれ別の集団を作っており，双方間の交流はほとんどなく，いわば社内において身分制度が存在した。社章も金と銀，賃金も月給と日給で区別されていた。そのような状況であっても，幸之助は，全員一体の精神を謳った「歩一会」をベースにして戦後も引きつづき親睦団体に近い組織を形成しようと考えていた。会社の再建を委託された近藤は，その考えに真っ向から反対した。GHQ が指令した労組は，戦前の親睦会とはまるで違う組織であることを近藤は理解していたのである。

表 1　戦前の松下電器と歩一会

年	内　　容
1918	松下幸之助が松下電気器具製作所を創設
1920	歩一会結成
1927	所主（松下幸之助），所主代理（2 名），総務部，電器部，鉄工部，ナショナル部，電熱部，東京支店の職能別部門組織を構築 「歩一会会誌」創刊
1929	松下電器製作所に改称，従業員 477 名，販売月額 10 万円以上，8 工場 綱領および信条を制定 ⇒綱領：産業人タルノ本分ニ徹シ社会生活ノ改善ト向上ヲ図リ世界文化ノ進展ニ寄与センコトヲ期ス ⇒信条：向上発展ハ各員ノ和親協力ヲ得ル二非サレハ得難シ各員至誠ヲ旨トシ一致団結社務二服スルコト
1931	「歩一会会歌」制定（1933 年 2 月に「松下電器製作所所歌」となる）
1932	経営理念の確立 ⇒経営理念：私たちの使命は，生産・販売活動を通じて社会生活の改善と向上を図り，世界文化の進展に寄与すること
1933	七精神を制定 ⇒七精神：産業報国の精神，公明正大の精神，和親一致の精神，力闘向上の精神，礼節謙譲の精神，順応同化の精神，感謝報恩の精神 朝夕会の開始 事業部制の採用（この背景にラジオ部門の進出があり，18 工場［うち 1 工場は子会社］を 3 つの事業にわけ，第一事業部［ラジオ部門］，第二事業部［ランプ・乾電池部門］，第三事業部［配線器具・電熱器部門］とし，各事業部に営業や製造など職能部門を設置）
1934	4 事業部に改組し，上記第三事業部の電熱器部門を分離させて第四事業部とする
1935	4 事業部の上に本店事業部を設置 松下電器産業株式会社に改組，従来の事業部を分社化して 9 つの子会社を傘下に置き，松下電器産業株式会社（産業本社）は持株会社となる
1936	ナショナル電球，朝日乾電池を加え 11 の子会社となり，従業員 4,970 名，年生産販売額 1,620 万円となる
1941	戦時統制のなかで整理され 1941 年に 30 社となる

出典：松下電器産業労働組合編『たゆみなき創造Ⅳ　五十周年を迎えて（松下電器産業労働組合結成五十周年記念運動史）』別冊（資料編）松下電器産業労働組合，1997 年。松下電器産業労働組合編『たゆみなき創造：松下電器労組 20 年のあゆみ』松下電器産業労働組合，1966 年。パナソニック HP。

ここで，終戦を迎える少し前から松下労組結成に向けた準備が本格的に始動するまでの数週間における近藤と幸之助のやり取りを，当時松下労組結成準備会委員長を務めた近藤の回顧文から振り返る。

近藤は，1945年8月11日，高知県須崎市にあった松下電池精錬工場からの帰路，高知駅前の広場で「対日ポツダム宣言」について書かれたビラを拾った。近藤は，その11項の文章から「希望と勇気」をもらったと同時に，「松下企業集団の進むべき方向をも決断させられた」と，当時を述懐している（近藤［13］）。少し長文になるが，以下に「ポツダム宣言」11項を引用する（外務省編［6］）。

> 日本国ハ其ノ経済ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルカ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルヘシ但シ日本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルカ如キ産業ハ此ノ限二在ラス右目的ノ為原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ区別ス）ヲ許可サルヘシ日本国ハ将来世界貿易関係ヘノ参加ヲ許サルヘシ

つまり，戦争に係る産業以外の再建は許されるという内容であり，近藤は松下電器産業の再起の可能性を確信し，「希望と勇気を与えてくれた」と述べたのであろう。

一方の幸之助は，8月16日，終戦日の翌日に本社と各事業所の中堅以上の従業員450余名を本社の講堂に集め，「創業以来の会社の使命に基づき従業員一丸となって日本のために家庭電器の増産をおこなおう」と決意表明をした。そしてその一週間後の8月22日，近藤は幸之助に呼び出され，「近藤君，このままでは日本の国も，日本人も駄目になってしまう。ぜひ日本人に元気を取り戻させるために何かをやらなければならない。そこで，君が企画した昭和15年の，あの甲子園球場の体育大会をもう一度やろうではないか。頼む。あの時は一年がかりだったが，今度は急を要するから3ヶ月で準備してほしい」と指示された（前川編［30］37頁）。

松下電器産業では，前述のように，1931年から歩一会の行事として運動会が開催されていた。年を追うごとに運動会の規模は大きくなり，1940年5月5日には第9回創業記念式のあとに実施された「紀元二千六百年奉祝第二回体育大会」で初めて甲子園を借り切って，8,000人の従業員による歩一会第10回大運動会が盛大に挙行された（坂本［15］90頁）[(3)]。甲子園球場での運動会開催を幸之助に進言したのは，近藤であった。近藤は，1939年3月に松下電器産業に入社し，松下乾電池での2ヶ月間の研修をへて5月に本社人事部に配属された。人事部では社内新聞担当を任され，5月末のある日，新聞編集者として幸之助に挨拶することになった。その際，甲子園南運動場で開催された前年度の1939年大運動会の話題になり，近藤は次回の運動会について「甲子園球場をお使いになるべきだと思います」と幸之助に打診したのである。さらに，「これを機会に，呼称も『歩一会体育大会』に改めて，朝日新聞社の体操大会以上の評価をかちとるべきだと考えます」と意見を述べた（前川編［30］39頁）。こうして実現したのが，1940年度の歩一会第10回大運動会であった。

このような経緯から，幸之助は戦後の会社再建の適任者として近藤に白羽の矢を立てたのである。幸之助は，次の日も近藤を呼んで運動会の開催を促した。幸之助の指示を受けた近藤は，一日考えた末，幸之助に「待った」をかけた。日本に対するGHQの戦後処理政策への警戒が，近藤の頭から離れなかったからである。第一次世界大戦で敗戦したドイツの状況などを鑑み，「占領軍の基本方針をよく見極め，慎重に対処すべき」だという結論に達した近藤は，数日間かけて幸之助への説得を試みた。

8月26日，近藤は，「やはり体育大会は断念していただかねばならないと思います。子会社の松下金属をはじめ，飛行機，造船，電工，無線，電熱など軍需会社法により何れも軍需工場に指定され，あなたはその生産責任者というトップの辞令を受けられております。今後大切な民需への方向転換も，すべて占領軍の意思決定にかかっていると思いますから，少しでも刺激になるようなことはさし控えた方がよいのではないでしょうか」と，再び幸之助を説得した（前川編［30］41頁）。幸之助が運動会開催を近藤に指示してから5日目，運動会開催見送りを主張する近藤の進言をようやく幸之助は受け入れた。しかし，二人には運動会よりも重要な問題が残されていた。会社の再建をどうするか，という問題である。

8 月 27 日，この日は，近藤が幸之助から委託されていた再建への具体策について話をする日であった。マッカーサー来日の 3 日前のことである。「これをご了承頂く以外に戦後の松下電器の再建は不可能だと考えます」といって近藤が差し出したのは，「松下電器従業員組合歩一会」37 ヶ条の定款の草案であった（前川編［30］41-42 頁）。歩一会という言葉は残しているものの，実質の労組結成を宣言したものである。これを読んだ幸之助は，「これは何だ？君はいったい何を考えているのか！」，「従業員組合とは労働組合のことではないか。この重大な時期に，労働組合が日本や松下電器や従業員を救えると思っているのか！」とすぐさま怒りをあらわにした（前川編［30］42 頁）。幸之助の怒りは無理もない。なぜなら，幸之助は，戦前から続く家族主義的組織の延長線上に会社の再建を期待していたからだ。逆に近藤は，会社再建には GHQ による命令が下る前に民主的な労組結成が不可欠だと考えていた。その理由は，松下電器産業が戦争を援護した事実と，幸之助がその会社のトップであることを考えると，GHQ が幸之助の追放を指示する可能性は大いに予想され，近藤は一番にそれを恐れていたからである。また，GHQ の占領政策の中でも労組結成による民主化に力点が置かれていることを，近藤は認識していた。

怒る幸之助を前に近藤は冷静であった。「そう考えになるのはもっともなことですが，先日来申し上げておりますように，戦争に指導的な立場で加担された方々は一様に責任を追及され，戦後の再建には参加できないわけでございます。しかし，戦争中支配されてきた立場の従業員に罪はなく，むしろ再建にはなくてはならないし，占領軍は，かれらによってつくられる民主的な労働組合にこそ新しい日本の国の体制づくりをまかせようとしているのです。」そして，こう付け加えた。「松下電器を再建できるかいなかは，只今現在の取り組み方一点にかかっております。」（前川編［30］42 頁）。近藤は，幸之助に民主的な労組結成の英断を迫り，その伏線として従業員の身分均一化と固定給制度の採用を申し出た。松下電器産業では，当時 1 等幹部社員，2 等幹部社員などの 10 階級の身分制度があった。これを廃止し，工場で働く全従業員の 80％の固定給制度の導入を労組結成の前に実現するというものである。こうすることで，以前からあった社員と工員の隔たりをなくし単一組合の創建が可能となり，また幸之助が進歩的な経営者として全従業員の信頼を得られると，近藤は確信していた。

10 月，約 1 ヶ月半に及ぶ検討の末に幸之助が出した答えは，近藤が提示した再建策の受け入れであった。こうして，松下電器産業における民主的な労働組合の結成が決定し，近藤はその準備組織の委員長に任命された。近藤は，幸之助の決断を受けて 10 月末頃より社内のある特定の人たちとの接触を開始した。かれらは，戦前，治安維持法下で政治思想犯とみなされていた 17 名の人たちである。

実は，近藤と同時期に，労働組合の必要性を幸之助に説いていた人物が社内にもう一人いた。それが，上記 17 名のうちの一人，朝日見瑞（俊雄）である。ここで，松下労組結成において近藤と並び重要な役割を担った朝日について言及しておく。朝日（1898-1988）は，1898 年に福島県信夫郡（現・福島市）に 5 人兄弟の末っ子として生まれ，戦前から労働運動家として活動した人物である（加藤［8］）。中学を卒業して 1925 年頃に大阪に出てきた朝日は，最初に長崎の三菱造船所と門司の浅野セメントでそれぞれ 2 年間働いたあと再び大阪に戻った（脇田他［43］16 頁）。そして，新聞配達をしながら，当時賀川豊彦が校長を務めていた大阪労働学校に通った。大阪労働学校に学んだ朝日は，日本労働総同盟（総同盟）(4)に入ることを決意し，新聞配達従業員組合を結成して書記長となり，組織として総同盟に加盟した。しかし，総同盟は半年ほどで分裂してしまい，500 人規模に大きくなっていた組合は新聞社の圧力で消滅した。朝日は，組合員の半数が朝鮮人によって構成されていたため在日朝鮮労働総同盟の大阪連合会に組合員の引取を願い出たところ，その交換条件として韓国の農民運動の支援を依頼された。このような事情から 1928 年初頭，朝日は，他の 2 名を伴って全羅南道新安郡荷衣島に派遣されることになったのである（朝日［1］）(5)。

荷衣島では農地所有権返還運動が勃発しており，朝鮮労働総同盟と 1922 年に賀川豊彦らが創設した全国的農民組合の日本農民組合がこの運動を支援していた。朝日は，現地の人たちに溶け込み，

農地の所有権返還運動に参加して農民組合結成の主導的役割を果たした。しかしこれが原因で，農民らとともに木浦警察に逮捕され，10ヶ月の拘束・無罪判決をへて1928年11月に日本へ強制送還された（加藤［7］［8］）。

朝日は，総同盟の分裂後，1927年1月に日本労働組合評議会（評議会）系左翼派が提唱した統一運動の大阪地方同盟[6]に参加していた過去があり，韓国から帰国後，評議会所属の大阪化学労働組合委員長に就任し，1931年3月に日本労働組合総評議会（総評）[7]結成大阪地方準備会に組織として加入し，さらに同年5月の総評関西地方評議会結成大会で執行委員を務めた（近代日本社会運動史人物大事典編［12］78頁）。その他にも，朝鮮労働総同盟の顧問を務めるなど戦前において労働運動に積極的に係わった（朝日［1］）。朝日と松下電器産業との係わりは，朝日が1939年に電機製造所配電盤工場に工員として入社した時に始まる。ちょうど学徒動員の混乱期にあって，朝日のような労働運動家でも民間企業の工場に容易に潜り込めた（脇田他［43］18頁）。そして，朝日は電機製造所配電盤工場から1942年に本社施設部に配属された。

終戦直後，朝日は，同じ工員の同志たちを自宅に集めて労組結成に向けた話し合いをしていた。戦前の労組結成は秘密裏におこなうのが決まりであったが，協議の末，このたびは会社の了解，つまり幸之助の了解を得て労組を作ろうという結論に達した。そこで，当時本社に所属していた朝日が直接幸之助に話をする運びとなったが，一工員が社主の幸之助に直談判することなど当時は考えられなかった。しかし，朝日は何度もトライするうちに幸之助と面談するチャンスに恵まれた。二度三度と幸之助のもとを訪れては，労組結成について何度も断られた。

そんなある日，朝日は，幸之助から「実は君と同じようなことをいってきているやつがおるんやが」という話を切り出された（松下電器産業労働組合編［39］13頁）。それが，当時松下金属の建設課長をしていた近藤であった。朝日は，自分とは身分の違う社員の近藤に会う機会を得て，労働組合への思いを語った。朝日の話を聞いた近藤は，「朝日さん，あんたの考えとまったく一緒ですよ。歩一会なんて上から与えられたものだし，単なる親睦会だ。これではみんなも自ら行動しようとしないし，日本の再建，企業の再建もできやしない。力を合わせて労働組合をつくりましょう」と朝日に伝えたのである（松下電器産業労働組合編［39］13頁）。近藤と朝日はこうして出会い，二人を中心に松下労組結成に向けた動きが本格化する。近藤は朝日らと協力して全国にある事業所を飛び回り，「松下労組は断じて一本化」という強い意思のもとで労組結成の実現に向けて調整に入った。

ここに，ひとつのエピソードがある。松下労組の初代組合長としてもっとも近い人物は朝日であったが，唯一欠点があった。それは，朝日の気性の荒さだった。誰にでも食ってかかる朝日は敵も多かった。これではよちよち歩きの松下労組を引っ張っていくには問題があると考えた近藤は，朝日にリーダーとしての品格を身につけてもらうために10日間ほど郷里の今治に連れて行った。完全な非公式の旅であった。今治では，近藤の父・宗一とほぼ毎晩酒を交わし，田舎のゆったりとした時間の中で穏やかな生活を近藤家の人たちと送った。これがどう朝日に影響を与えたかは今となってはわからないが，こうした経験が少なくとも近藤と朝日の連帯感を育んでいったことは間違いない。

3．松下労組の混迷とGHQ

以下では，表2と表3を参照しながら，松下労組結成の歴史と松下電器時代の近藤の足跡を確認する。

松下電器産業がラジオや乾電池，電球など全事業で生産を開始した1945年10月，マッカーサー元帥による「五大改革」指令を受けて，松下電器産業においても労組結成に向けた本格的な準備が進められた。そして，近藤を含めた結成準備会メンバーが選出された。その主なメンバーは，先に述べた朝日見瑞（産業本社）をはじめ，本山茂貞（松下造船），坂野広（電機製造所），木村章三（産業本社），越智重樹（無線製造所），樋口謙三（無線製造所），岩本孝雄（木工品製造所），山下順吉（松下金属），山本寿治（松下電工），中島正三（松下造船能代），そして委員長の近藤憲司（産業本

表 2　松下労組誕生前後の流れ（1945 年～ 1948 年）

年	月	松下関連の出来事	戦後の出来事
1945	8		ポツダム宣言受諾 連合国軍進駐，マッカーサー元帥到着
	10	松下電器のラジオや乾電池，電球など全事業で生産開始	マッカーサーが幣原喜重郎内閣に対して「五大改革」（女性の解放，教育の民主化，労働者の団結権の保障，経済の民主化［財閥の解体など］，圧政的諸制度［治安維持法や特別高等警察など］の撤廃）を指令
	11	結成準備会を組織（3 日） 松下電器が「身分の均一化」「固定給の採用」を発表（実施は 26 日）	
	12		「労働組合法」制定（これにより全国で組合数 327，組合員数 34 万人となる）
1946	1	結成大会にて松下産業労働組合が単一組合として誕生（31 日）	日本労働組合総同盟（総同盟）結成
	2	本部理事会を開催し本部常任理事の選出と結成大会での決議項目の検討（1 日）	
	3	GHQ より制限会社の指定を受ける（1950 年 10 月解除）	「労働組合法」施行による労働三権（団結権，団体交渉権，争議権）の保障
	5	松下労組がメーデーに初参加（1 日） 松下労組が物価手当を会社側に要求（28 日）	第 17 回メーデー開催
	6	松下労組が大阪の食糧メーデーに参加（16 日） GHQ より財閥家族の指定を受ける（1949 年末解除）	
	7	第 1 回労使経営懇談会開催（3 日） 松下労組が食糧危機突破対策として食糧買出し休暇や電球 3 個支給などを会社側に申入（9 日） GHQ より賠償工場の指定を受ける（1952 年 1 月迄逐次解除）	
	8	GHQ より軍需補償の打ち切り 総同盟の全国大会に近藤憲司，本山茂貞，坂野広，山本寿治，辻本友次郎の 5 名が参加	全日本産業別労働組合会議（産別会議）結成 関西電気工業労働組合協議会結成
	10	初の労働協約締結（1949 年 6 月「労働組合法」改正により失効し 1956 年 1 月に新労働今協約が締結）	「労働関係調整法」公布 日本労働組合会議（日労）結成
	11	GHQ より公職追放の指定を受ける（1947 年 5 月解除） 「追放除外嘆願運動」起こる 松下労組が第 4 次給与改定を会社側に要求	
	12	GHQ より持株会社の指定を受け（1951 年 3 月解除）子会社 32 社を分離独立 本部理事会にて，財閥家族・持株会社の指定を受け松下労組解体し 15 分社を各単位組合とすることを決定	
1947	1	新たに松下電器産業労働組合（28 支部，約 1 万人）結成	
	4	松下電器労組本部「組合新聞」を発行	
	12		「労働基準法」公布
1948	2	GHQ より集中排除法の指定を受ける（1949 年 2 月解除）	

注：GHQ から受けた 7 つの制限についてはアンダーラインで表示。

参考資料：松下電器産業労働組合編『たゆみなき創造Ⅳ　五十周年を迎えて（松下電器産業労働組合結成五十周年記念運動史）』松下電器産業労働組合，1997 年。松下電器産業労働組合編『たゆみなき創造：松下電器労組 20 年のあゆみ』松下電器産業労働組合，1966 年。

表3　近藤憲司の松下労組における役職

年	役職	組合員数	支部数
1946年2月1日時点	本部常任理事・出版部長	6,500（1月29日） 7,056（結成大会直後） 10,674（12月）	17支部（1月29日） 28（結成大会直後） 40（12月）
1947年2月12日時点	本部常任理事・復興部長	6,498（4月）	27（4月）
1947年度	本部理事		
1948年度	本部理事・支部長	7,008（4月）	28（4月）

出典：松下電器産業労働組合編『たゆみなき創造Ⅳ　五十周年を迎えて（松下電器産業労働組合結成五十周年記念運動史）』別冊（資料編）松下電器産業労働組合，1997年，13，19，42，43頁。松下電器産業労働組合編『たゆみなき創造：松下電器労組20年のあゆみ』松下電器産業労働組合，1966年，31頁。

社）であった（松下電器産業労働組合編［35］47頁）。これらのメンバーについて，資料からわかる範囲で少し触れておく。

まず，戦前において労働運動の主導や共産党員としての活動などに係わっていた人物たちからみていこう。本山茂貞（1902-1978）は，1902年に大阪で生まれ，養子先の岡山で商業学校を卒業したのち，株屋店員，鉄工所職工などで生計を立てながら，この間にトルストイや賀川豊彦などの政治思想に興味を抱くようになった。1921年に「岡山労働新聞」を創刊するが，筆禍事件で逮捕され懲役2年執行猶予5年の判決を受けた。その後，社会主義者の山川均に影響を受けてボルシェヴィキ派に傾倒し，大阪に出て大阪メッキ工組合を組織した。さらに，1924年に起きた大阪ガス会社のストライキを主導し，1925年には角一ゴム会社争議，豊田式織機大阪支店争議を指導した。これ以降，総同盟の大阪連合会左派のメンバーに属したが，1929年の第3次分裂の際に中心的な役割を果たし除名された（近代日本社会運動史人物大事典編［12］578-579頁）[8]。そして1944年，本山は工員として松下造船に入社し，ここから松下電器産業と係わりを持つことになる。

岩本孝雄は，1909年に岡山市で生まれ，1930年3月に第三高等学校分科甲類を卒業し京都帝国大学法学部へ入学した。在学中の1931年に「プロ科（プロレタリア科学研究所）」に加入し，1932年には京都帝大自治会活動再建をきっかけに「共青」に参加した。しかし，「共青」の活動中に検挙され，大阪と和歌山の刑務所に服役したため大学を中退している。戦後，1945年12月に共産党に入党したのち，松下労組結成に参加した（近代日本社会運動史人物大事典編［12］434-435頁）。

その他，戦前において総同盟のメンバーだったのが山下順吉，山本寿治，中島正三である。そのうちの山下は，松下金属瀬田工場の金属加工仕上げの熟練工で，当時は工場次長を務めた。松下金属瀬田工場は，戦時中，松下電器産業の子会社として砲弾をつくったが，戦後は財閥解体の対象となり本社から独立し，その後不景気により工場は閉鎖された（日本放送出版協会［45］）。

次に，近藤のように松下電器産業の将来を考えた上で，労組結成に参加したメンバーについてである。坂野広は，戦前，朝日と同じ電機製造所に工員として松下電器産業に入社した。4年間戦場にいた時も会社から給料をもらっていた坂野は，会社への恩義を感じて戦後復職した。電機製造所では販売企画を担当したが，物資不足で仕事にならず開店休業の状態にあった。坂野は，「こんなことでは，日本はだめになるし，松下電器はつぶれてしまう。みんなが会社のいうことを聞かなくなったのなら，また，人間性を失いかけているのだったら，何か強力な組織を作って団結させ，みんなの進む目標をたてれば，バラバラになっている電機の人たちを元気づけることができるだろう」と考え，電機製造所の労組結成に向けて行動を開始する（松下電器産業労働組合編［39］16-17頁）。

木村章三は，1914年に札幌市に生まれ，1938年に小樽商科大学[9]を卒業（「小樽商科大学学籍簿」）し，社員として松下電器産業に入社した。木村は，松下電器産業本社の重役室でGHQ関連の仕事を担当しており，重役会議では労組結成に

反対の重役がほとんどだったのに対し，「これはいくら会社の幹部が抵抗してみても，GHQ の嵐は防ぎきれない」として結成準備会のメンバーに加わった。木村は，当時「（略）新生日本の建設，それには総人口の九割を占むる吾々勤労大衆の，真の愛国的自覚なくして何の期する処がありましょうや。そしてその自覚が“今こそ組織が必要なのだ”と叫んでいるのであります」という労組結成の必要を説いた長文のビラを作成して従業員たちに配布し，近藤らと合流する（松下電器産業労働組合編［39］20-21 頁）。このように，結成準備会のメンバーは，各々異なるバックグランドと思いを背負っていたのである。

1945 年 11 月 3 日，結成準備会は，朝日，樋口，岩本，そして近藤の 4 人が朝日の自宅に集まり，そのスタートを切った。かれらは単一労組を目指していたため，すでに単独で労働組合を作っていた松下造船能代の中島，労働組合を作る準備をしていた松下造船の本山や松下金属の山下，松下電工の山本らに声をかけ，結成準備会への参加と協力を依頼した。その中でも社員と工員は別の組合を作るべきだという考えに立っていた本山への説得は難航し，松下造船では 12 月 28 日に工員のみの単独組合が結成され，その中心的役割を本山は担った（松下電器産業労働組合編［39］14-16 頁）。それでも単一労組への必要性を叫ぶ近藤や朝日の本山への説得は続き，最終的に本山も単一組合に賛同し，結成準備会のメンバーとなった。

工員だけでなく社員からも結成準備会メンバーとして集められた。近藤は，無線製造所の社員であった越智にも同郷のよしみで結成準備会への加入を勧めた。ちょうどその頃，越智は，無線製造所で社員と工員が別々に組合を作ろうとしていたことに危機感を募らせており，近藤に相談を持ちかけていた。二人は朝日に意見を求めた。すると朝日は，「会社をつくりなおそう，日本をつくりなおそうという大きな目標をもってやってゆくには，どうしても社員さんと一緒になって，社員さんの力を借りてやらないことにはむづかしいという信念をもっているんです」と述べた（松下電器産業労働組合編［39］22 頁）。近藤も越智もまったく同意見であり，かれらは戦前の身分制度をなくして「松下労組は単一でなければない」という思いで一致していた。これ以降，越智は結成準備会の主要メンバーとして活動していくことになる。

こうしてメンバーが揃ったところで，結成準備会は，単一労組結成を実現するために身分制度の撤廃と全員社員昇格による身分の均一化を会社に要求した。これは，単一労組結成に向けた布石であった(10)。近藤たちは，戦前の旧習を堅持しようとする人たちの抵抗を覚悟していたが，要求は予想外にすぐさま受け入れられた。また，前節で触れたように，近藤の説得で幸之助もこれに従った。

1946 年 1 月 19 日，組合発起人一同が「産業本社労働組合趣旨」を作成し，その第 1 条に「吾等ハ労資一体，社会正義二基ク事業一家ヲ形成シ産業道ノ使命ヲ全フシ，灰燼ノ中カラ新生日本ヲ建設スルタメニ労働組合ヲ結バントス」として労資一体を強調した（前川編［30］33-34 頁）。1 月 29 日の時点で松下労組への参加を表明していたのは，松下電器産業本社，松下無線，松下電工，松下木工品，松下造船，松下電機，松下電熱，松下灯器，松下電池，松下電池大阪，松下金属瀬田，松下無線東京，松下真空，高松，須崎，能代の 17 支部の約 6,500 人であった。結成大会には約 6,000 名の従業員が大阪中之島中央公会堂に集まり，結成大会が開催された。「代議員制では意義が薄い」として全員参加を主張していた朝日も，予想以上の多くの従業員が駆けつたために驚いたほどである（松下電器産業労働組合編［39］4 頁）。議長に朝日，副議長に山本を据え，近藤の開会の辞とともに結成大会が幕を開け，松下電器産業の労働組合の歴史が始まったのである(11)。

結成大会の会場で従業員側から会社側に提出された要求は，表 4 にあるように 8 項目に上る。これらの要求は，結成大会開催前の 1 月 14 日に松下労組結成に向けて準備をしてきた近藤ら結成準備会メンバー 35 名が前もって考案した内容であった。結成準備会は結成大会まで通算 5 回，全メンバーが名を連ねてから 3 回の委員会を開いて準備を整えてきた。1 月 28 日の最後の委員会では，総同盟の「単位労働組合規約準則」を草案として松下労組の規約が作成された。その際に審議された内容は，①第 5 条の「組合が行なう行事」において経営に参加するか否か，②第 6，7，8 条の「役員」について副組合長を設置すべきか否か，③第 9 条の「相談役」について設置すべきか否か，④第 22 条の「組合費」についていくらにすべきか，

表 4　松下労組による要求内容

項目	労組結成時（1946 年 1 月）の要求内容	項目	第 1 回本部理事会時（1946 年 2 月）の嘆願内容
1	団結権，団体交渉権	1	団体交渉権
2	経営への参加要求	2	経営への参加
3	給与倍増額に伴う給与規程の改正	3	厚生本部の徹底的改組
4	厚生本部の徹底的改組	4	特別休暇制の復活
5	特別休暇制度の復活	5	反民主主義幹部の退陣
6	反民主主義幹部の退陣	6	社宅の建設
7	社宅の建設要求	7	現行資格制度の撤廃
8	資格制度の撤廃	8	女子への生理休暇の付与
		9	現行給与の改正

出典：松下電器産業労働組合編『たゆみなき創造Ⅳ　五十周年を迎えて（松下電器産業労働組合結成五十周年記念運動史）』松下電器産業労働組合，1997 年，49，58 頁。

であった。その結果，①経営には参加しない，②副組合長を設置する，③相談役を設置する，④男女とも月額 2 円とする，という結論に至った（松下電器産業労働組合編［39］28–30 頁）。松下労組による要求内容がもっぱら労働条件や生活条件の維持改善など経済闘争に重きを置いており，他の多くの労組と異なる松下労組の特徴であった（社会主義協会編［17］，中林賢二郎他［25］）。これは，松下労組結成の重要な理由のひとつが幸之助の続投にあったことと無関係ではなく，幸之助に労組結成を進言した近藤の思惑からも理解できる。

予定より 45 分遅れで始まった結成大会では，規約の審議に続いて綱領を決定し，事前に結成準備会で用意していた要求については満場一致で採択された。そして，松下労組の総同盟加入に関する審議に移った。朝日と本山が中心となって進めてきた議論であるが，結果的に総同盟の加入が決定した。しかし実のところ，総同盟への加入は資金不足により実現しなかった。最後に，反民主主義的な内容であるという理由から社歌の改正が採択され，いよいよ結成大会も終盤に差し掛かった。その時である。結成大会の様子を 2 階席でみていた社主の幸之助が，自らの希望で挨拶を申し出たのである。議長の朝日は，会場の組合員に向かって「ただいま松下幸之助氏が来て，祝辞を述べたいと申し出ていますが，これを受けますか，どうしますか」と問いかけると，会場はざわつきヤジが飛んだ。この状況に素早く対応したのは近藤だった。近藤は，今後のことを考えると幸之助の意思を尊重すべきだと朝日に伝え，朝日の判断で幸之助の祝辞を受けることにした（松下電器産業労働組合編［39］39 頁）。

幸之助が壇上に立つと，騒然としていた会場がシーンと静まり返った。幸之助は，「新日本再建」と「全員一致」を強調し，労働組合結成について祝辞を述べた（松下電器産業労働組合編［35］48–51 頁）。労働組合の決起大会において経営のトップが出席することも，その場で挨拶することもたいへん希有なケースであり，他社の労働組合にはない松下労組の特徴を浮き彫りにする出来事であった。幸之助の挨拶のあと，松下労組の役員が選出され，結成準備会のメンバーから組合長に朝日，副組合長に越智，主事に本山，会計に木村が任命された。結成大会を終えてみると，松下労組への参加は 28 支部となり，7,056 名の従業員が組合のメンバーに加わっていた。

松下労組が組織された翌月の 2 月，第 1 回本部理事会が開催され，朝日組合長のもと常任理事 7 名が専門部長として選出された。7 名はそれぞれ業務責任者として役割が決められ，近藤は出版部長に就任した（松下電器産業労働組合編［35］57 頁）[12]。また，松下労組結成時に採択された要求は，表 4 の右側の項目にあるように，会社への「嘆願書」というかたちで会社との交渉に入ることが決められた。労組による度重なる交渉の結果，給与および一連の手当に関する嘆願はほぼ受け入れられたが，社宅建設や女子への生理休暇付与，現行

資格制度撤廃は課題として残された。その後も組合の運動は途切れることなく継続され，5 月に物価手当，7 月に食糧危機突破対策，11 月に給与改定などを会社側に要求したり，全国規模のメーデーに参列したり，総同盟の全国大会に参加したり，活動内容も本格化していった。

その他にも，1946 年 7 月に第 1 回労使経営懇談会が開かれ，経営者側と組合側の直接的な意見交換の場が設けられた。近藤もこの懇談会に出席しており，先述の食糧危機突破対策について議論された。これ以降，毎月 1 回定期的に開催され，組合側からは全本部役員，会社側からは社長を含めた全役員が出席し，事業計画をはじめ資金，人員など経営全般に係わる問題を議論した。懇談会は，1956 年 1 月の新労働協約締結後に労使協議会と名称を変え，松下電器産業における労使間の情報交換の機関として継続していくことになる。新労働協約とは，1949 年 6 月の「労働組合法」改正により失効した労働協約のあとを受けて締結されたものであるが，そもそもこの労働協約も松下労組結成後の 1946 年 8 月に松下労組が作り上げたものである。その経緯を振り返ると，まず松下労組による組合案が会社に提出され，その回答として 9 月に会社案が提示され，解雇問題をめぐって双方の間で交渉が続けられた。結局，「解雇二関シテハ会社ハ組合二対シ予メ諒解ヲ得ルモノトス」とした会社案を組合が飲むことで決着したが（松下電器産業労働組合編［39］67-69 頁），人権問題を含めた重要事項について初めて労使間で結ばれた協約であった。

以上のように，1946 年 1 月の松下労組設立から約 1 年の間に単一組合として組織体制を整え，全組合員一致団結して会社の再建に力を注いできた。しかし，表 2 にまとめたように，「松下労組は断じて一本化」という組合員の思いを砕くような出来事が同時に起こっていた。その出来事とは，GHQ の松下電器産業への指令である。松下電器産業は，GHQ から 1946 年 3 月より逐次 7 つの制限を受けた。3 月の制限会社の指定，6 月の財閥家族の指定，7 月の賠償工場の指定，8 月の軍需補償の打ち切り，11 月の公職追放の指定，12 月の持株会社の指定，そして 1948 年 2 月の集中排除法の指定，である。これらの制限は，松下労組に大きな影響を与えた。

その影響とは，1 つに，松下労組による「追放除外嘆願運動」である。上記 7 つの制限はいずれも会社の再建を考えればかなり厳しい内容であったが，この中でもっとも早く指定解除されたのが公職追放の指定であった。当時，無条件追放の A 級に指名されたのは，社主の幸之助をはじめ，専務井植歳男，常務高橋荒太郎，取締役谷村博蔵，監査役松下正治，監査役中尾哲二，総務部長梶谷陽美など会社幹部であった。しかし，松下労組は，幸之助を含む重役の退陣は会社の再建を危うくし，また他の財閥に比して指定を受けるにはあまりにも小規模であることを主な理由に，指定解除に向けた運動を計画した。組合員の 93%（8,781 人）の賛同を得て，組合長朝日を筆頭に近藤，越智ら松下労組のリーダーたちは，嘆願書を持って，あるときは嘆願書のみならず幸之助の生い立ちや松下労組の誕生背景を記した書類を持って，最初は戦犯追放委員長の美濃部達吉や委員の石橋湛山（当時，大蔵大臣），星島二郎（当時，商工大臣）などに会いにいき，その後も繰り返し日本政府や公職適否審査委員会，GHQ などに熱心に掛け合った（脇田他［43］21 頁）。この時，朝日は幸之助が追放されると松下系列の工場が瓦解し，みなの生活の場がなくなるという考えでこの運動に参加していたが（脇田他［43］22 頁），本山は労組が経営者トップを擁護する活動に納得できず，この運動から途中で離脱している。主要メンバーの「追放除外嘆願運動」」に対する思いはそれぞれにあったが，いずれにしろ，他社にはみられない，経営者を救うべく立ち上がった労組の運動は，重く大きな石を動かした。1947 年 1 月に無条件追放 A 級指定から資格審査後に追放 B 級に変わり，同年 5 月には解除となったのである(13)。

2 つに，松下労組の解散である。1946 年 6 月の財閥家族の指定によって，松下電器産業本社は 11 月 20 日より子会社に対する支配権を失い，子会社の分離独立を余儀なくされた。これを受けて，松下労組の本部理事会は 12 月に単一組合だった松下労組を解散し，15 分社を各単一組合として独立させることを決定した。松下労組結成の折り，近藤や朝日たちは単一組合を目指しそれを実現してきたが，子会社の完全分離独立によって松下労組は解散した。1947 年 1 月 10 日，松下労組結成からおよそ 1 年後，組合幹部が集まり解散式がお

こなわれた。こうして，松下産業労働組合は解体され，松下電器産業労働組合（以下，松下電器労組）をはじめ，松下電工労働組合，松下造船労働組合，松下金属労働組合などが新たに誕生した。新生の松下電器労組は，28 支部，約 10,000 人の労働組合として再スタートを切った。組合長には朝日が就任し，その他，副組合長に越智，書記長に坂野，会計に木村が任命され，近藤は復興部長に選出された。

朝日率いる松下電器労組は，松下労組時代と変わらず運動を続行した。例えば，1 月末に退職慰労金の引上げや一日 8 時間労働制の導入，資格制度の再検討などを会社側に要求し，9 月には給与改定で一律 80％の増額を要求した。とりわけ，給与改定では要求どおり会社側から承認を得て平均手取り 2,736 円を実現したが，なおも低賃金の域を出なかったため，翌年の 1948 年に①平均手取り 5,800 円，②本俸大幅引上げ，③通勤交通費全額会社負担，④ 6 月切より実施を再度要求した。会社側は 7 月切より税込 6,000 円とする回答を出したが，これに対して当時支部間で給与格差が存在していたため組合内から不満の声が上がった。松下電器労組を現状の単一のまま維持すべきか，それとも連合体に改編すべきか，という 2 つの意見が対立し，これを境にして組合内では不協和音が漂いはじめた。

1949 年 6 月の第 4 回年次大会では，上部団体への加入をめぐり組合幹部と組合員の間で亀裂が生じ，この混乱の責任をとって朝日は組合長を辞した。また，1948 年 4 月以降の会社の経営建直し政策によって 4 つの支部と 4 つの工場が消え，この影響から組合員数は 1950 年 10 月の時点で 3,500 人にまで減少した（松下電器産業労働組合編［35］66-67 頁）。全国の労働組合は賃上げ要求や実働時間の延長などをめぐり労使間闘争を一層強化していき，松下電器労組でも初のストライキが 1952 年 6 月 17 日に実施された。そして，1956 年 1 月 30 日に新しい労働協約が締結され，松下電器労組は新たな時代へと突入していく。

4．近藤憲司の生い立ち

近藤憲司は，1915 年 4 月，愛媛県今治市宅間で父・宗一と母・しなよの長男として誕生し，下には妹が 4 人いた。母のしなよは，宗一と同じ宅間の出身で代々農業を営む家系であった。父の宗一は，10 歳の時に祖父・善七が綿ネル工場の経営と米相場に失敗して破産寸前に陥ったため，少年時代から苦難の生活を強いられた。そんな悲運にも負けず，宗一は，今治で定着し始めたタオル生産に目を付け，奮起して 1934 年 5 月に近藤タオル工場を創業した。

創業当初は，現在の本社と工場のある宅間ではなく，隣町の野間郡大西町[14]で土地や工場，織機のすべてを人から借りて事業を立ち上げた。宗一は，その後しばらくして宅間に工場を移転し，借地の土地を除き工場と織機 6 台を所有した。設備規模からすれば町工場の域を出るものではなかったが，今治地域では先晒の縞・紋織タオルの生産が徐々に定着し[15]，表 5 でみるように 1920 年代以降今治地域全体のタオル生産規模が増大し，ビジネスとしての将来性が見込めた。事実，1935 年には全国のタオル生産規模の 34％を今治地域が占めるようになった。

近藤は，幼少年期を宅間で過ごし，表 6 の近藤の略年譜でみるように，1934 年 3 月に愛媛県立今治中学校を卒業したのち，大阪外国語学校（現・大阪大学外国語学部）にいったん籍を置いたが 1 年を経ずして中退した。最初に外国語学校に進学した理由は，近藤の英語への関心の高さからだった。今治は，明治期の早い段階でキリスト教が入ってきたこともあって，人びとが外国の文化や英語に触れる機会が多くあり，男女を問わず教育熱心な土壌を歴史的に形成していった。とくに戦前において，今治のタオル工業を牽引するタオルメーカーの経営者らにキリスト教徒がおり，タオル業界に少なからずの影響を与えた。近藤もそのような雰囲気の中で少年期を過ごし，英語への憧れのようなものがあった。

しかし，1935 年 2 月に外国語学校を中退し，4 月に同志社高等商業学校（現・同志社大学商学部）

に入学した。英語の勉強だけでは物足りなくなったこと，そして新島襄ゆかりの同志社に今治を代表するタオルメーカーの子息が多く学んでいたこと[16]がその理由として考えられるが，父親の宗一が近藤の外国語学校入学後すぐにタオル工場を始めたことも一つのきっかけになったと推測される。

近藤の同志社での学生生活で特記すべきは，ボート部での活動である。同志社のボート部は1891 年に結成された学内でも古い歴史を持つ体育会系の本格的なクラブである。近藤が在籍していた時代のボート部は，専門のコーチはおらずモーターボート不使用の状況で，全日本選手権優勝を目指して大津市にある瀬田漕艇場で日々練習を重ねていた。関西勢では，京都大学や大阪商科大学（現・大阪市立大学）など強豪校がいたが，1937 年と 1938 年の関西選手権において同志社は2 連覇し，全日本選手権では惜しくも敗れたが，関西勢の代表として威光を放った。とくに，1937 年の関西選手権における近藤の活躍ぶりは語り種になっており，決勝の場面で「クルーを奮起させることにかけては天才的であったコックス近藤声［ママ］を励ましてクルーを叱咤，猛烈な接戦の末についに 1 尺の差をもって勝利を手中のものとした」と伝えられている（同志社ローイング 100 年記念誌編集委員会編［24］120 頁）。ここで培った精神と人的ネットワークは，生涯に渡って近藤の宝物となる。

近藤が青春時代をいかにボート部の活動に捧げていたかは，就職活動におけるエピソードからも窺える。松下電器産業の入社試験日がちょうど朝日レガッタの大会と重なったため，近藤は，「入社試験に行けないので後日別の機会を設けてほしい」といった内容の電報を会社に送り，大会に参加した。会社側の反応は冷ややかなものであったが，近藤は翌日会社を訪問し，朝日レガッタが自分や仲間，そして大学にとってどれほど大切かを滔々と説いた。幸いなことに，近藤の突飛な行動が当時専務取締役だった井植歳男の耳に入り，特別に面接の機会を得ることができた。

こうして 1939 年 3 月，近藤は同志社高商を卒業し松下電器産業に入社した。入社後，同社傘下の松下乾電池の営業部に配属され，ここで 2 ヶ月間の研修を受けた。そして，5 月に産業本社人事部に異動となり社内新聞を担当した。図 1 でみる

表 5　戦前における今治タオル生産規模

年次	数量（打）	金額（円）
1910	9,260	6,482
1911	36,156	25,332
1912	141,678	107,042
1913	256,432	182,836
1914	123,515	88,161
1915	218,661	150,538
1916	445,495	260,345
1917	322,745	434,280
1918	455,688	837,200
1919	588,253	1,044,764
1920	598,913	977,547
1921	975,593	1,309,786
1922	956,205	1,298,836
1923	1,190,583	1,583,319
1924	1,326,011	1,933,973
1925	1,742,472	2,426,328
1926	2,574,618	2,824,018
1927	3,180,411	3,557,916
1928	3,498,070	3,615,993
1929	3,782,857	3,402,189
1930	4,456,498	3,171,459
1931	4,727,085	2,984,392
1932	3,994,747	3,015,586
1933	6,112,600	5,201,234
1934	5,367,338	5,643,270
1935	6,228,750	5,342,986
1936	6,087,826	7,312,404
1937	4,808,965	8,272,799
1938	4,364,423	10,197,895
1939	4,030,873	10,014,462
1940	2,113,465	4,775,974
1941	2,832,912	6,153,942
1942	3,825,382	6,315,952
1943	1,457,707	3,513,913
1944	789,630	1,527,302
1945	296,858	1,633,381
1946	149,261	4,606,189
1947	301,356	54,133,548
1948	693,297	186,915,960
1949	761,202	479,175,564

注：各数値は，内需向と輸出向を合計したもの。
出典：日本タオル工業組合連合会編『本邦タオル工業誌』日本タオル工業組合連合会，1942 年，257-259 頁。菅原利鎌『今治タオル工業発達史』今治タオル工業連合会，1953 年，19 頁。

表6　近藤憲司略年譜

年月	内　　容	
1915年4月	今治市宅間に生まれる	
1934年3月	愛媛県立今治中学校卒業	
4月	大阪外国語学校入学（1935年2月中退）	
1935年4月	同志社高等商業学校入学	
1939年3月	同志社高等商業学校卒業後，松下電器産業(株)に入社し松下乾電池(株)営業部に配属	松下電器産業時代
5月	松下電器産業(株)人事部に配属	
1942年7月	徳島歩兵連隊に入隊，ニューブリテン島に転戦	
1943年5月	病気のため戦地から後送され除隊	
10月	松下金属(株)に復職しその後総務課長，株式課長，建設課長を歴任	
1945年9月	松下電器産業(株)調査部企画課長	
1947年2月	同社調査部長	
1948年3月	同社建設部長	
1949年1月	松下電器産業(株)を退社し近藤繊維工業所に入社	
8月	今治ナショナル(株)を創立し同社社長に就任	近藤繊維工業時代
1951年3月	「コンテックス」商標登録	
1952年6月	近藤繊維工業所を近藤繊維工業(株)に改組し社長に就任	
1953年2月	今治タオル輸出協同組合理事に就任	
1954年4月	四国タオル工業組合理事に就任	
1955年5月	四国タオル工業組合副理事長に就任（1957年5月まで）	
	日本タオル工業組合連合会監事に就任（1956年5月まで）	
	四国タオル雇用促進協議会会長に就任	
9月	四国タオル従業員結婚相談所を開設し所長に就任（1968年5月まで）	
1956年5月	日本タオル工業組合連合会理事に就任（1978年5月まで）	
1960年4月	今治商工会議所議員に就任	
5月	四国タオル工業組合副理事長に就任（1965年7月まで）	
	愛媛県最低賃金審議会委員に就任（1965年5月まで）	
1962年9月	愛媛タオル労使連絡協議会会長に就任	
1963年5月	松下電器産業の販売代理店として近藤産業を設立し（2005年に廃業し今治ナショナルに継承）社長に就任	
1965年5月	日本タオル工業組合連合会副理事長に就任（1968年5月まで）	
	四国タオル工業組合理事長に就任（1968年5月まで）	
	(財)日本タオル検査協会評議員に就任（1968年5月まで）	
1966年4月	今治商工会議所常議員に就任（1975年3月まで）	
	愛媛経済同友会常任理事に就任	
5月	四国タオル会館建設委員会委員長に就任（1968年5月まで）	
1972年4月	無籍織機特別対策委員会委員長に就任（1973年3月まで）	
1975年4月	今治商工会議所副会頭に就任	
5月	日本タオル工業組合連合会理事長に就任（1978年5月まで）	
	(財)日本タオル検査協会評議員長に就任（1978年5月まで）	
9月	通産省繊維工業審議会委員に就任（1978年9月まで）	
1976年4月	大阪三品取引所・日本タオル工連初代格付委員に就任（1978年5月まで）	
12月	通産省繊維工業審議会総合部会委員に就任	
1977年10月	通産省繊維需給協議会委員に就任	
1978年5月	日本タオル工業組合連合会顧問に就任	
1985年2月	(財)今治地域地場産業振興センター理事に就任	
1986年4月	今治商工会議所会頭に就任（1990年3月まで）	
	今治地区産業雇用促進協議会会長に就任（1990年5月まで）	
1990年4月	今治商工会議所議員顧問に就任	
5月	今治地区産業雇用促進協議会顧問に就任	
1999年6月	近藤繊維工業(株)取締役会長に就任	
2009年3月	逝去（93歳）	

出典：近藤憲司氏提供資料，コンテックス株式会社HPより作成。

図 1　1935 年 12 月株式会社化に伴う「分社制」の導入

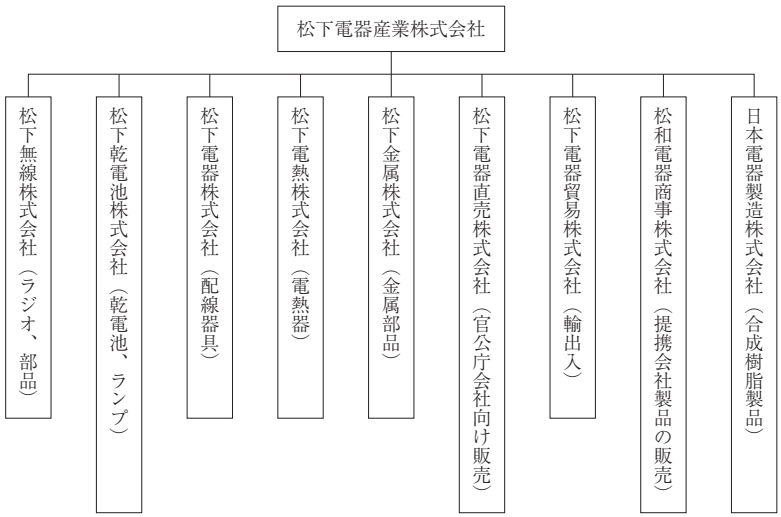

注：上記 10 社の他に，友社として(株)岡田電気商会，ナショナル蓄電池(株)，朝日乾電池(株)，増井電器製造(株)がある。
出典：グラシエラ・クラビオト「戦前・戦後における松下電器の商品開発と組織」『経済論叢』第 158 巻第 2 号，京都大学経済学会，1996 年 8 月，37 頁。松下幸之助他『新版　松下幸之助経営回顧録』プレジデント社，2007 年，124-125 頁。

ように，松下電器産業は，1935 年 12 月に株式会社に改組すると同時に，従来の 4 つの事業部を分社化して 9 つの子会社を配置し，松下電器産業（産業本社）本体を持株会社とした。翌年の 1936 年にはナショナル電球と朝日乾電池が加わり，近藤が入社した時には 11 の子会社を擁する大企業となっていた。

人事部に異動してからの大きな仕事は，第 2 節で述べたように，歩一会の運動会開催の準備であった。これを契機として近藤は幸之助に知遇を得て，幸之助のもとで仕事をする機会を多く持つようになった。そして迎えた 1940 年 5 月 5 日，日本をとり巻く情勢が日に日に厳しさを増してきた時期に，歩一会第 10 回大運動会は賑々しく開催された。しかし，同年 9 月末に日独伊三国間条約が締結され，その後の数回に渡る日米交渉は難航し，戦争ムードが高まる中で 1941 年 12 月に太平洋戦争が勃発し，近藤も幸之助も松下電器産業も，時代の渦に飲まれていく。

1942 年 7 月，近藤は，徳島歩兵連隊に入隊しニューブリテン島に転戦した。ニューブリテン島は太平洋諸島のパプアニューギニア最大の島であり，1942 年 1 月に日本軍は現在の東ニューブリテン州の州都ラバウルに基地を建設し，南太平洋戦線のための補給基地とした。アメリカを含む連合軍のニューブリテン島への攻撃は激しく，終戦時のラバウルは瓦礫しか残っていないほど激戦の地であった。近藤は，約 1 年間この島で戦ったが，マラリアに罹り 1943 年 5 月に戦地から後送され除隊した。病気療養を経て 10 月に松下金属にて復職を果たした。松下金属では，総務課長，株式課長，建設課長を歴任した。

1945 年 8 月 15 日，長い戦争は終わりを告げた。松下金属で建設課長の職務にあった近藤は，8 月 22 日に幸之助に呼ばれた。その経緯とその直後の両者のやり取りについては，第 2 節で記述したとおりである。近藤は，会社の再建に直接関与するようになり，9 月には産業本社の調査部企画課長として異動を命じられた。そして迎えた 1946 年 1 月に松下労組が結成され，この年に同じ今治出身の多美枝と結婚し所帯を持った。多美枝は，今治市波止浜を拠点として今治造船業の発展を支えた伊予木鉄造船[17]創業者の弟の娘にあたる。

労組結成を実現した近藤は，1947 年 2 月に 31 歳の若さで調査部長に昇格した。調査部というのは，松下電器産業の「昭和 20 年 10 月 24 日付指令（通達）」によると，「終戦に伴い政治，経済等会社機構全般に亘る各方面の革新的段階に直面し今後の新情勢に即応して経営上に萬全を期す可く」設置された部署であり，①一般調査（経済，

商業などに関する調査），②特殊調査（同業者や取引先の事業などに関する調査），③海外調査（海外一般事情および海外における同業者の業態調査，販路，市場の打診），④資料収集，⑤渉外事務の5つの業務を担当した。いわば，戦後再生を図る上で会社の頭脳として重要な位置にあった部署である。そして，翌年の1948年3月に建設部長に就任し，表3にも記したように，松下労組の本部常任理事兼復興部長，あるいは本部理事の役職に就きながら一労働組合員としての活動も続けた。

近藤は，戦前の歩一会の運動会開催以来，幸之助から信頼を得てスピード出世を果たし，また松下労組においても不可欠な人材として任務を遂行してきたが，1949年1月，父・宗一が創業したタオル工場を継ぐために10年間務めた松下電器産業を退社し，郷里の今治に戻った。近藤の松下電器産業におけるキャリアを考えれば十分にその将来性を見込めたが，近藤はなぜサラリーマン人生に終止符を打ったのだろうか。その決断に迷いはなかったのだろうか。

いまとなってはその真相を直接本人に確認する術はないが，当時の状況から推していくつかの理由を挙げることはできる。最初に，近藤が近藤家の長男で唯一の男の子だったことである。近藤は，同じ郷里出身の多美枝と結婚したことからもいずれは郷里に戻って近藤家を継ぐ覚悟があったと思われるが，近藤が19歳の時に父親が事業を始めたことで帰郷のタイミングをかなり早めたと考えられる。

次に，当時のタオル業界の状況である。戦後復興期の今治地域のタオル工業は1945年8月5日の今治空襲によって工場が壊滅的な打撃を受け，戦争を終えた時点で9工場，275台の織機しか残っていなかった。1947年には商工協同組合法の制定にともなってタオル統制組合は解散し，今治タオル工業連合会が創立され，1949年の時点で45工場，1,150織機に増加した。そして，近藤が今治に帰郷した1949年は，臨時繊維機械設備制限規則交付によって織機の登録制限が実施される一方で，今治タオル輸出協同組合が設立されて地域を挙げて輸出振興に力を入れようとしていた時期であった。つまり，タオル工業が商機を得て地域の成長産業となりつつあった時である。近藤は，タオル工業の将来性を見越しながら新たな挑戦の場として郷里を選んだと思われる。

1949年8月，近藤は，帰郷直後に松下電器産業の製品をとり扱う今治ナショナルを設立した。これは，松下電器産業と幸之助との関係を維持しつづけたいという近藤の思いを反映したものであり，退社という選択が近藤にとって苦渋の決断であったことを物語っている。今治ナショナルは，2005年，1963年に松下電器産業の住宅設備機器の販売代理店として設立された近藤産業を吸収して営業を続けており，近藤の思いは現在も受け継がれている。

松下労組の結成過程をとおして醸成された近藤と幸之助の関係は盟友に近く，次のようなエピソードからもそれを看取できる。幸之助は，1976年5月23日に松下休暇村「ユニトピアささ山」で開催された労組結成30周年の式典において，松下労組結成のアイディアを最初に示した近藤に対して感謝の意を改めて述べた。加えて，幸之助は後日談として，近藤が労組結成を提案した背景に「組合をつくるんだという積極分子がどんどんふえていましたし，近藤君はそこをみてとったんでしょうな。『歩一会の復活なんて生チョロイことではあかん。むしろ組合をこの際結成すべきだ』というのが，近藤君の意見でしたね。」と吐露している（松下，堺屋［31］180頁）。

5．おわりに

本稿は，今治のタオルメーカーである近藤繊維工業の2代目近藤憲司の企業者としてのルーツを探るため，近藤の松下電器産業時代の経験について戦後の松下労組結成過程においてみてきた。まず，1946年1月に設立された松下労組がどのような経緯で結成されたのかを近藤憲司という一社員の視点から観察し，近藤はなぜ松下電器産業に新しい労組を作る必要があると考えたのか，またどのような労組を目指したのかについて検討してきた。

近藤が労組結成を幸之助に打診するにあたって何より最優先に考えたことは，GHQ支配下における松下電器産業の再建と社主の幸之助の続投であった。松下電器産業は，戦前の段階ですでに大

企業に成長しており，国の命令といえども戦間期の武器製造に係わっていたため，GHQ の民主化政策の対象となる可能性はかなりの割合で高かった。そこで近藤は，早急に労組結成を幸之助に進言し，戦前の歩一会をベースにして労組を設立するのではなく，一から新しい労組を組織しようとした。近藤自身も戦争を経験し，いまや敗戦国となった日本の下で再生を図らねばならない松下電器産業の将来を考えれば，近藤にとって幸之助の逆鱗に触れてでも労組結成を断行する以外に選択肢はなかった。

1945 年 11 月に発足した労組結成準備会では，近藤と朝日の呼びかけで，木村や越智，岩本らの社員と本山や坂野，山下らの工員が一堂に会し，「断じて一本化」を掲げ準備が進められた。そして年明けの 1946 年 1 月に松下労組の結成大会が盛大におこなわれ，解散までの約 1 年間，団体交渉権の獲得や経営への参加，現行給与の改正などを実現し，社員と工員一体となって活動を続けた。

松下労組は，朝日や本山といった戦前において労働運動の先鋒に立っていた人物をメンバーに含み，また社員と工員の合同による民主的な組織としてスタートしたが，蓋を開けてみれば，労資一体[18]型の組織になっていった。その理由は次の点から窺える。1 つに，上述したように，松下労組結成における近藤の動機そのものであり，近藤が目指したのは会社と幸之助を救うための労組だった。2 つに，結成大会での社主・幸之助による挨拶である。経営者が労組の結成大会に出席することも稀なケースであるが，ましてや大会の最後に経営者自らが挨拶することは他に例をみない。3 つに，松下労組による「追放除外嘆願運動」である。労働者が利害を異にする経営者を擁護した運動こそ，松下労組が労資一体型の性格を帯びていた根拠である。その結果，GHQ から 7 つの制限を受けながらも，近藤が望んだように会社は危機を逃れ，井植歳男をはじめ他の役員が会社から追放されたにもかかわらず幸之助は経営者として残存できた。会社再建と社主続投という面を捉えれば，近藤の果たした役割は大きく，その先見性と行動力は評価されてよい。

松下労組が労資一体型へ傾斜していく中で，組織のあり方に馴染まず去っていったメンバーもいた。「追放除外嘆願運動」に納得できなかった本山は，1947 年に片山内閣時の労働大臣秘書官となり，のち東京機械の労務担当を務め（近代日本社会運動史人物大事典編［12］578-579 頁），早々に活動の場を移した[19]。岩本もまた，1950 年に松下電器産業を退職し，1949 年と 1953 年に共産党公認で守口市長選挙に立候補し，以降党役員，党大阪府委員会専従などを歴任した（近代日本社会運動史人物大事典編［12］434-435 頁）。

松下労組の初代組合長を務めた朝日は，戦前こそ先鋭的な労働運動家としての顔が全面に押し出されているが，戦後の松下労組での活動をとおして徐々に変わっていった[20]。朝日は，1972 年設立の松下電器松愛会（現・パナソニック松愛会）では初代代表幹事に任命され，松下電器産業とは生涯において係わりを持った。朝日は，松下労組の歴史をまとめた『たゆみなき創造』シリーズにおいて，初代組合長として結成 20 周年の際に「運動は永遠に」，30 周年の際に「対話と協調の 30 年」，40 周年の際に「伝統を引き継ぎ，新時代へ挑戦を」という題で巻頭言を記しており（松下電器産業労働組合編［37］［38］［39］），初代組合長を務めて以来，労働運動家として活発な活動はみられない。

次に，松下労組結成のカギを握っていた近藤の生い立ちについてみてきた。近藤は，1939 年に松下電器産業に入社し，戦後の労組結成をとおして異例の出世を果たした。しかし，父親の設立したタオル工場を継ぐために，約 10 年間におよぶ松下電器でのキャリアを捨てて今治に戻った。この決断に迷いや未練はなかったというと，それは正しくない。帰郷直後に近藤が創設した今治ナショナルは，松下電器産業との関係を維持するためであり，幸之助との絆を堅持するためであった。それを条件として，近藤家の唯一の男子であり長男であった近藤は，父親が立ち上げたタオル工場に自らの人生を捧げたわけであるが，当時のタオル業界が戦後復興をへて成長過程にあったことは大きかった。言い換えれば，近藤の松下電器でのキャリアを武器に，幸之助と同じ企業者として挑戦するだけの意味がそこにはあった。事実，タオル工業は高度成長期と安定成長期に地域産業として発展し，近藤の会社は今治を代表するタオルメーカーに成長していった。

［謝辞］

本稿の執筆にあたり，コンテックス（株）代表取締役会長の近藤寛司氏，パナソニック（株）社史室の山形俊文氏，日朝協会愛知県連合会事務局長の小出裕氏をはじめ，数多くの方々にたいへんお世話になった。この場を借りてお礼を申し上げたい。

［注］

⑴　産業集積とは，単一の産業に係わる中小・零細企業がある特定の地域に集まり，経済的合理性を発揮できる程度に分業体制が確立している状態のことである。産業集積による外部経済の効果について早くから言及していたのはアルフレッド・マーシャル（Marshall［44］）であるが，1970 年代のアメリカ経済の衰退要因を「大量生産体制に基づく産業発展モデル」に求めたピオリ＝セーブルの研究が，現在の産業集積研究の火付け役となった（マイケル・ピオリ，チャールズ・セーブル［29］）。ピオリ＝セーブルは，1970 年代から続く経済的混迷を乗り越えるには大量生産体制ではない新たな技術選択による生産体制，つまり熟練工の手によって多品種少量生産をおこない市場の変化にうまく対応できる「柔軟な専門化体制」を指向すべきであることを主張した。そして，新たな技術選択を可能にする環境的条件として中小企業群からなる地域産業に着眼し，そこで培われた技術とその技術をとり巻く生産体制を高く評した。ピオリ＝セーブルの研究を受けて日本では 1990 年代以降，産業集積に関する研究が増えていった。おもな研究として，産業集積研究の歴史については橘川武郎（橘川［10］）や宮嵜晃臣（宮嵜［40］），事例研究としてはフリードマン（デヴィッド・フリードマン［23］）や関満博（関［19］，関他編［18］），植田浩史ら（植田編［4］），類型化の試みとしては清成忠男ら（清成他編［11］）や伊丹敬之（伊丹［3］）などがある。現在は産業集積からクラスターに研究の中心が移っており，地域産業の事例研究が積み重ねられている（例えば，山崎編［42］，石倉他［2］，藤田［27］，日本立地センター［26］など）。

⑵　「歩一会会誌」は 1932 年から月刊となり，戦時中も「合併号」として途切れることなく発刊されたが，GHQ 指令による歩一会解散とともに 1946 年 1 月を最後に廃刊となった。「歩一会会誌」は，会誌の会長である松下幸之助の履歴や事業の変遷，所感，メッセージなどに加え，従業員が投稿した俳句や随筆などで構成された。また，会誌冒頭には綱領，信条，七精神（表 1 を参照）が記載され，労使間，従業員間の親睦を図るとともに「歩一会」をとおして松下電器産業の企業文化が育成されていった（佐藤［16］）。「歩一会会誌」の廃刊後は，1954 年 5 月に社内報「松風」が発刊されている（PHP 総合研究所研究本部編［28］35-36 頁）。

⑶　戦中は，「歩一会」は「産業報国歩一会」と名称を変えて活動をしていた（田沼［20］158 頁）。

⑷　総同盟は戦前と前後の 2 つ組織に分かれる。戦前においては，1912 年結成の友愛会（キリスト教社会主義者が主導）を前身とし，1921 年に日本労働総同盟（総同盟）として組織されたもの。結成後，左派や中間派が総同盟から分裂して 1925 年に日本労働組合評議会（評議会）を新たに創設するが 1928 年に解散。戦時色が強まると総同盟は戦争協力を打ち出し，1940 年に大日本産業報国会に合流して解散した。戦後においては，1946 年に日本労働組合総同盟（総同盟）として発足。1950 年に日本労働組合総評議会（総評）への加入をめぐり分裂し，左派は総評に発展的に解消したのに対し，右派は組織を維持し 1954 年総評脱退の組合を中心に結成された全日本労働組合会議（全労）に参加。さらに，1962 年再組織された全日本労働総同盟組合会議（同盟会議）に，全労，全日本官公職労働組合協議会（全官公）とともに統合され，1964 年全日本労働総同盟（同盟）結成で発展的に解消した。本山をはじめ山下，山本，中島など松下労組結成に尽力した工員のメンバーは戦前の総同盟と関係が深い。

⑸　朝日と同伴した 2 名とは，当時，日本農民組合の争議部長だった仁科雄一と，のちに最高裁判事となる色川幸太郎である（朝日［1］18-19 頁）。

⑹　日本労働組合評議会（評議会）は，総同盟から除名された共産党系組合が 1925 年 5 月に結成した組織。評議会は，共同印刷争議や日本楽器争議など数多くの労働争議を指導したが，1928 年 3 月の 3.15 事件，そして 4 月の治安警察法によって解散。ここでいう統一運動とは，全国労農会議の即時実現と全国的単一無産政党として労働農民党の積極的指示を目的に評議会系左翼派が提唱したものであり，全国の地方同盟や地方の組合，工場集団によって組織された（「大阪時事新報」［1926 年 11 月 9 日］）。

⑺　日本労働組合総評議会（総評）とは，労農党の支持組合によって結成された合法左翼系の労働組合。1928 年 4 月の評議会解散後，非合法組織としての日本労働組合全国協議会（全協）が結成されたが，評議会に加盟していた一部の組合が共産党の指導を離れて左翼系の合法組合の設立を目指し 1931 年 4 月に結成した組織。

⑻　この分裂に際し，本山は「現実主義を何故に彼等は正しく解釈せないか？」と題して分裂の経緯および理由について告白した論文を配布しており，のちに河上肇が『社会問題研究』の中で資料として掲載している（河上肇［9］）。

⑼　木村を知る一つの手がかりとして，小樽商科大学の会報誌「緑丘」に「地獄礼賛」（「緑丘」No.8，1959 年 7 月 15 日）などをはじめ 20 回以上に及ぶ寄稿文がある。

⑽　松下労組がまとめた組合史によると，単一組合にこだわった理由は，松下電器産業が事業部制を採用して

いても松下幸之助をトップとする単一組織であり，「みんなが松下幸之助のもとで働く従業員，つまり同じ釜のめしを食っているという感覚があった」としており，独立採算制をとっている日立や東芝など他社との違いを指摘している（松下電器産業労働組合編［39］24 頁）。

⑾ 近藤による開会の辞は以下。「民主主義新日本建設の烈々たる意欲にたぎるわれら松下産業の労働者は，朝日見瑞氏をはじめ進歩的指導者のもと，今日まで各事業所ごとに，労働組合結成のため数多くの努力を重ねてきた。いよいよその機熟し，本日ここに結集し，意義深き松下産業労働組合の結成をみることは，同志諸兄妹とともに，心から喜びにたえないところである。」（松下電器産業労働組合編［36］48 頁）。

⑿ 本部常任理事は組合長，副組合長，主事，会計の 4 役と専門部長を指し，4 役は年次大会で選出され，近藤が担当した出版部長などの専門部長は第 4 回年次大会まで本部理事から互選で選出された（それ以降は 4 役と同様に年次大会で選出）。また，本部理事会は東京と大阪の支部のみ，あるいはこれらに関東支部を加えて開催された（松下電器産業労働組合編［39］48 頁）。

⒀ 追放除外嘆願運動の詳細については，松下電器産業労働組合編［39］72-78 頁を参照。

⒁ 大西町は，1955 年 3 月 31 日に大井村（新町，大井浜，宮脇，九王，紺腹）と小西村（山之内，脇，星浦，別府）が合併して誕生した行政区画である。大西町のタオル生産は，1911 年に九王の村瀬幸太郎，脇の越智繁一，山之内の桧垣頼恒などが今治市内のタオルメーカーの下請工場として手織機を設置して賃織りしたのが嚆矢である（大西町誌編纂委員会編［5］202，352-355 頁）。

⒂ タオル生産については泉州や紀州が先陣を切っており，今治のタオルは泉州の模造品に過ぎなかった。しかし，1912 年に中村忠左衛門が先晒縞タオルを考案し，1922 年に愛媛県工業講習所の技師であった菅原利鎌が既存のドビー機を一部改造してタオル力織機にとり付けた原田式小幅ドビー機を開発し，続く 1925 年には菅原が木製六百口ジャカード機をタオル織機にとり付けて北織式広幅ジャカード機を完成させ，ジャカード機による紋タオル製織が開始された。こうして，今治独自のタオルが生産されるに至り，今治で生産された紋織タオルは高級品として輸出用に生産を伸ばしていった。

⒃ 今治と同志社大学の関係については，辻［21］［22］を参照。

⒄ 伊予木鉄造船は 1943 年に今治市波止浜に設立され，今治の造船・海運業の発展に寄与した。1950 年に波止浜造船と改称されたのち 1978 年に倒産。

⒅ 近藤をはじめ松下労組結成に携わった人たちが「産業本社労働組合趣旨」において「労資一体」という表現を使っているため，本稿もこれに準じた。通常，「労資」とは労働者と資本家という意味であり，労働者と使用者を意味する「労使」とは区別される。また，「一体」には，松下労組が社主の松下幸之助を助けるために結成された経緯を考慮に入れ，「協調」という表現を避けた。

⒆ 「松下造船従業員組合ニュース」（1946 年 10 月 20 日発行）の本山の寄稿文から窺い知れるのは，本山がけっして過激な運動家ではなく下からの民主主義的な組織の必要を強く願っていたことである。

⒇ 朝日は，組合長をしながら政界への関心を再び示し，1947 年 4 月に衆議院総選挙に大阪 2 区から日本社会党推薦で出馬し落選するが，同月の大阪府会議員選挙に守口市から立候補した結果，初当選を果たして労働委員長を務めた。しかし，1951 年と 1955 年の大阪府会議員選挙での落選を機に政界を引退している（加藤［7］）。

［参考文献］

［1］ 朝日見瑞，「朝鮮荷衣島小作争議」大阪労働運動史研究会『大阪労働運動史研究』7 号，1980 年 10 月，18-27 頁。

［2］ 石倉洋子他，『日本の産業クラスター戦略』有斐閣，2006 年。

［3］ 伊丹敬之，「第 1 章　産業集積の意義と論理」伊丹敬之他編『産業集積の本質：柔軟な分業・集積の条件』有斐閣，1998 年。

［4］ 植田浩史編，『産業集積と中小企業』創風社，2000 年。

［5］ 大西町誌編纂委員会編，『大西町誌』大西町教育委員会，1977 年。

［6］ 外務省編，『日本外交年表並主要文書』下巻，1966 年。

［7］ 加藤建二，「再び荷衣島への旅（22）朝日見瑞の事跡伝えた『週刊東亜』（2001 年 12 月 26 日）」『日本と朝鮮（愛知版）』271 号，日朝協会愛知県連合会，2005 年 2 月。

［8］ 加藤建二，「再び荷衣島への旅（14）朝日俊彦の実像（2001 年 12 月 26 日）」『日本と朝鮮（愛知版）』263 号，日朝協会愛知県連合会，2004 年 5 月。

［9］ 河上肇，『社会問題研究』11，社会思想社，1975 年。

［10］ 橘川武郎，「第 10 章　産業集積の未来」伊丹敬之他編『産業集積の本質：柔軟な分業・集積の条件』有斐閣，1998 年。

［11］ 清成忠男他編，『日本型産業集積の未来像』日本経済新聞社，1997 年。

［12］ 近代日本社会運動史人物大事典編，『近代日本社会運動史人物大事典』日外アソシエーツ，1997 年。

［13］ 近藤憲司，「進歩的な社主の英断と歴史に残る組合の嘆願運動」松下電器産業労働組合編，『たゆみな

き創造Ⅳ～50周年を迎えて（松下電器産業労働組合結成五十周年記念運動史）』松下電器産業労働組合，1997年。
［14］　近藤憲司，「松下幸之助の経営理念を取り入れて」日本綿業技術・経済研究所，『日本紡績月報』522号，1990年8月，16-19頁。
［15］　坂本慎一，「太平洋戦争直前における松下電器の『練成』運動会とその周辺：下村宏との関係と『錬成』概念の横滑り」『論叢　松下幸之助』第11号（2009年4月），88-107頁，2009年。
［16］　佐藤悌二郎，「『歩一会会誌』を繙く」『道は無限』1998年8月号，PHP総合研究所，1998年。
［17］　社会主義協会編，『労働組合運動・農民運動と統一戦線』社会主義協会，1975年。
［18］　関満博他編，『変貌する地場産業』新評論，1998年。
［19］　関満博，『地域経済と中小企業』筑摩書房，1995年。
［20］　田沼肇，「右翼的日和見主義支配の特質：松下電器産業労働組合」小林勇編『現代の労働組合運動』第2集，大月書店，145-209頁，1972年。
［21］　辻智佐子，「明治初期のアメリカ・プロテスタントの活動と日本組合教会」，谷澤毅他編，『地域と越境：共生の世界経済史』春風社，2014年。
［22］　辻智佐子，「明治期の地域産業とキリスト教：今治綿織物業の発展とキリスト教徒企業家」，鈴木健夫編，『「越境」世界の諸相：歴史と現在』早稲田大学出版部，2013年。
［23］　デヴィッド・フリードマン，丸山恵也監訳，『誤解された日本の軌跡：フレキシブル生産の展開』ミネルヴァ書房，1992年。
［24］　同志社ローイング100年記念誌編集委員会編，『同志社ローイング100年』同志社艇友会，1991年。
［25］　中林賢二郎他，『戦後労働運動の歴史』新日本出版社，1970年。
［26］　日本立地センター，『産業クラスター計画：ベストプラクティス集』（財）日本立地センター，2010年。
［27］　藤田昌久，「産業集積から産業クラスターへ」山下彰一他編『産業クラスターと地域経営戦略』多賀出版，2009年。
［28］　PHP総合研究所研究本部編，『松下幸之助小事典』PHP研究所，1993年。
［29］　マイケル・ピオリ，チャールズ・セーブル，山之内靖他訳，『第二の産業分水嶺』筑摩書房，1993年。
［30］　前川朋久編，『創業者　松下幸之助氏の労使観―関係者が生々しく伝える』松下電器産業労働組合，1994年。
［31］　松下幸之助，堺屋太一，『新版　松下幸之助経営回顧録』プレジデント社，2007年。
［32］　松下幸之助，『私の行き方　考え方』実業之日本社，1982年。
［33］　松下幸之助，『実践経営哲学』PHP研究所，1978年。
［34］　松下電器産業株式会社，『松下電器産業株式会社創業35年史』ゆまに書房，2003年。
［35］　松下電器産業労働組合編，『たゆみなき創造Ⅳ～50周年を迎えて（松下電器産業労働組合結成五十周年記念運動史）』松下電器産業労働組合，1997年。
［36］　松下電器産業労働組合編，『たゆみなき創造Ⅳ～50周年を迎えて（松下電器産業労働組合結成五十周年記念運動史）』別冊　資料編，松下電器産業労働組合，1997年。
［37］　松下電器産業労働組合編，『新　たゆみなき創造―転換への挑戦　松下電器産業労働組合結成40周年記念運動史』松下電器産業労働組合，1987年。
［38］　松下電器産業労働組合編，『続　たゆみなき創造：松下電器産業労働組合結成30周年記念運動史』松下電器産業労働組合，1976年。
［39］　松下電器産業労働組合編，『たゆみなき創造：松下電器労組20年のあゆみ』松下電器産業労働組合，1966年。
［40］　宮嵜晃臣，「産業集積論からクラスター論への歴史的脈略」『専修大学都市政策研究センター論文集』専修大学大学院社会知性開発研究センター，2005年。
［41］　持株會者整理委員會編，『持株會社整理委員會白書：財閥解體は斯く行われた』持株會社整理委員會，1951年。
［42］　山崎朗編，『クラスター論』有斐閣，2002年。
［43］　脇田憲一，広川禎秀，「松下労組の結成前後：初代組合長　朝日見瑞氏に聞く」大阪労働運動史研究会『大阪労働運動史研究』6号，1980年10月，16-24頁。
［44］　Marshall, A., *Principles of Economics* (*8th ed.*), London: Macmillan, 1948.

参考 AV

［45］　日本放送出版協会，「プロジェクトX　挑戦者たち：家電元年　最強営業マン立つ／勝負は洗濯機」NHK「プロジェクトX」制作班，2002年。

早稲田政治經濟學雜誌　第394号

The Waseda Journal of Political Science and Economics, No.394

2019年1月31日発行

編集兼発行人　川岸令和

発行所　早稲田大學政治經濟學會

169－8050　東京都新宿区西早稲田1－6－1　早稲田大学政治経済学部内

TEL　03－3203－4141（代表）

制作　三美印刷株式会社

表紙デザイン　レフ・デザイン工房

© 2019, 早稲田大學政治經濟學會.

The Waseda Journal of Political Science and Economics

No.394 January 2019

Contents

Special Issue: Honorary Degree Lecture of Dr. Amartya Kumar Sen

Amartya Sen's Normative Economics ····· SUZUMURA, Kotaro

Human Rights and Our Obligations ····· Amartya Kumae Sen
····· translator: YAZAWA, Masashi

Set Concept and Element Concept ····· WAKAMATSU, Yoshiki

Arrow and Sen
—Forming of Social Choice Theory and Its Critical Extension—
····· GOTOH, Reiko

Refereed Articles

A Case Study of Innovative Post-WWII Entrepreneur Kondo Kenji
in the Imabari Towel Industry: His Experiences
in Matsushita Electrical Industrial Co., Ltd. ····· TSUJI, Chisako

The Waseda Society of Political Science and Economics